

令和 4 年 度 版

(令和 3 年度)

豊川市の環境

豊川市産業環境部環境課

環境宣言に関する決議

清らかな空気、きれいな水、豊かな緑など自然環境は、人間をはじめ地球上に生きるものすべての命の基盤である。

私たちは、豊かな環境の恵みに支えられて生活を営んできた。

しかし、近年、生活様式の変化や事業活動の拡大による資源・エネルギーの大量消費、国土の開発に伴い、大気汚染、水の汚濁、緑や野生生物の減少、地球の温暖化など地球規模で環境が損なわれ、私たちの子孫の生活が不安なものとなり、すべての生物の生存基盤が危ぶまれている。

私たちの住む豊川でも、都市化の進展や産業の集積に伴い、恵み豊かな環境を将来にわたって維持することが次第に難しくなってきた。

それだけに今、私たちには、自然がもたらす恵みと資源を守り育てるとともに、調和のとれた都市環境、地球環境をつくりあげていく責務がある。

そのためには、潤いと安らぎのある快適な環境の創造に向けて、市民、事業者、自治体が協力しあい、自然保護・環境の保全、省資源・リサイクルを推進し環境にやさしい地域にしていくことが必要である。

よって本市議会は、環境と共生するまち豊川を実現するため、ここに環境宣言を行い、環境・資源・エネルギーの先進自治体として、かけがえのない地球環境を保全する取り組みを積極的に推し進めることを期するものである。

右、決議する。

平成七年九月十八日

はじめに

私たちは、生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていること及び環境資源や環境の価値は有限であることを自覚し、自然と人との共生を確保するとともに、次世代に自然と調和した健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を引き継ぐことができるよう、環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりをしていなければなりません。

このような認識の下に、それぞれの役割を自覚し、協働して良好な環境の保全及び創造を推進し、未来に誇りうる都市環境を実現するために、本市では平成21年3月に「豊川市環境基本条例」を制定しました。

基本理念（条例第3条）

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、生態系の均衡及び生物の多様性の確保に配慮し、自然と人とが共生していくことを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境資源及び環境の価値が有限であることを認識して、資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用により、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを認識して、すべての事業活動や日常生活において地球環境保全に資するよう行わなければならない。

基本方針（条例第8条）

- 1 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう公害を防止し、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- 2 生き物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るため、水資源及び森林資源を保全するとともに、森林、樹林地、水辺地、河川、農地等を適正に維持管理し、人と自然との豊かなふれあいが確保されること。
- 3 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用をするとともに廃棄物の発生を抑制し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- 4 歴史的又は文化的な環境の保全、良好な景観の形成、身近な自然空間及び人にやさしい都市施設の整備を推進し、快適で良好な環境を創造すること。

目 次

I 豊川市の概要

1 概要	1
2 位置及び地勢	1
3 人口と世帯数の推移	2
4 都市計画用途地域	3
5 業種別工場等の現況	4

II 環境課の概要

1 機構・事務分掌	
(1) 組織図及び職員数	5
(2) 事務分掌	5
2 公害関係決算	6

III 環境事業の概要

1 環境行政	
(1) 豊川市環境審議会委員	8
(2) 愛知県地域環境保全委員	8
(3) とよかわ環境パートナー	8
(4) 公害防止協定締結状況	8
(5) ゴルフ場との協定締結状況	11
(6) 公害関係法特定施設設置届出状況	12
2 公害苦情の状況	
(1) 種類別苦情件数の推移	13
(2) 月別苦情件数	14
(3) 発生源（用途地域）別苦情件数	14
(4) 発生源（業種）別苦情件数	15
3 大気	
(1) 大気汚染に係る環境基準	16
(2) 大気の状態	
① 二酸化硫黄（SO ₂ ）	17
② 二酸化窒素（NO ₂ ）	18
③ 一酸化炭素（CO）	18
④ 浮遊粒子状物質（SPM）	19
⑤ 光化学オキシダント（O _x ）	20
⑥ 微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	21
⑦ デポジットゲージ法による降下ばいじん	21
(3) 大気環境測定（短期）結果	22
(4) ダイオキシン類調査結果	22

4	水質	
(1)	水質の汚濁に係る環境基準	
①	人の健康の保護に関する環境基準	2 3
②	生活環境の保全に関する環境基準（河川 BOD等）	2 4
③	生活環境の保全に関する環境基準（河川 全亜鉛等）	2 4
(2)	水質の状況	
①	人の健康の保護に関する項目及び生活環境の保全に関する環境基準（河川全亜鉛等） 調査結果	2 5
②	生活環境の保全に関する項目（河川 BOD・COD等）調査結果	2 7
③	市内河川のBOD75%値の経年変化	3 4
④	水生生物調査結果	3 6
⑤	豊川 <small>とよがわ</small> の水質	3 7
(3)	ダイオキシン類調査結果	3 7
(4)	地下水の状況	3 7
(5)	生活排水対策の取組	3 9
5	騒音・振動	
(1)	騒音に係る環境基準	
①	道路に面する地域以外に係る環境基準	4 0
②	道路に面する地域に係る環境基準	4 0
(2)	環境騒音調査	4 1
(3)	自動車騒音調査	4 2
(4)	自動車騒音常時監視	
①	面的評価における環境基準の達成状況	4 3
②	基準点における等価騒音レベル	4 4
(5)	特定工場等の規制基準	
①	騒音	4 5
②	振動	4 6
(6)	騒音・振動特定施設設置基数	4 7
(7)	建設工事による騒音・振動	
①	特定建設作業届出件数（騒音）	4 8
②	特定建設作業届出件数（振動）	4 8
(8)	深夜営業騒音の規制	4 9
(9)	深夜における音響機器の使用制限	4 9
(10)	作業騒音の規制	4 9
6	悪臭	
(1)	悪臭関係業種	5 0
(2)	規制基準（悪臭防止法）	5 1
7	地盤沈下	
(1)	水準測定による地盤変動調査結果	5 2
(2)	地下水位の状況	5 3
(3)	降雨量	5 4

8	融資制度	
(1)	公害防除施設整備資金利子補給補助金制度の利用状況	5 5
(2)	融資制度	5 7
9	浄化槽設置整備事業補助	5 8
10	衛生関係	
(1)	犬の登録・狂犬病予防注射接種数	6 0
(2)	地域猫不妊去勢手術費補助制度実績	6 0
(3)	市営墓地の概要	6 1
11	環境学習会等の啓発事業	6 2
12	環境行政の歩み	6 3

IV 第3次豊川市役所地球温暖化対策実行計画

第1	地球温暖化対策の基本的事項	6 9
第2	計画の基本的事項	7 0
第3	具体的な取組内容	7 3
第4	計画の推進に向けて	7 6
	令和3年度第3次豊川市役所地球温暖化対策実行計画進捗状況の結果（報告）	
1	令和3年度の取組結果	7 9
2	「エコ・アクション」の取組状況	8 3
3	今後の取り組み	8 4

V 条例・規則等

(1)	豊川市環境基本条例	8 5
(2)	とよかわ環境パートナーシップ制度に関する要綱	8 9
(3)	豊川市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	9 1
(4)	豊川市公害防除施設整備資金利子補給補助金交付要綱	9 4
(5)	豊川市公害防止に関する指導要綱	9 7
(6)	豊川市生活排水クリーン推進員設置要領	9 8
(7)	公害の防止及び環境の保全に関する協定書	9 9
(8)	ゴルフ場の運営管理に係る環境保全に関する協定書	10 0
(9)	豊川市地域猫不妊去勢手術費補助金交付要綱	10 2
(10)	豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付要綱	10 4
(11)	豊川市住宅用燃料電池システム設置費補助金交付要綱	10 7
(12)	豊川市住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置費補助金交付要綱	11 0
(13)	豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金交付要綱（太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・リチウムイオン蓄電池システム用）	11 3
(14)	豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金交付要綱（太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・電気自動車等充給電設備用）	11 7

VI	用語解説	12 1
----	------	------

I 豊川市の概要

1 概 要

本市は、昭和 18 年 6 月 1 日に宝飯郡豊川町・牛久保町・国府町・八幡村の 3 町 1 村の合併により、県下 8 番目の市として市制を施行しました。

市制施行当時、人口は 74,071 人でしたが、東洋一の規模といわれる豊川海軍工廠の発展とともに激増し、活況を呈しました。しかし、昭和 20 年の空襲により一瞬にして街は廃墟と化し、終戦直後には人口は 49,538 人にまで激減しました。

その後、戦後の復興期、高度成長期を経て現在飛躍的發展を遂げ、昭和 30 年に八名郡三上村、昭和 34 年に宝飯郡御油町をそれぞれ合併しました。

そして、平成 18 年 2 月 1 日に宝飯郡一宮町と、平成 20 年 1 月 15 日に宝飯郡音羽町及び同郡御津町と、平成 22 年 2 月 1 日に宝飯郡小坂井町と合併し、令和 3 年 10 月 1 日現在の人口は 184,572 人、世帯数は 73,392 世帯となりました。

郷土の歴史も古く、大化の改新までは「穂の国」、その後は「三河の国」と呼ばれ、この地の政治、経済、文化の中心として栄えてきました。現在は東三河の中核都市として、工業を中心に堅実な歩みを続けています。

「光・緑・人 輝くとよかわ」をスローガンに、豊かな自然と歴史を守りながら、地域と行政が連携・協働し、すべての市民が安全で安心して健やかに暮らすことができるまちを目指しています。

2 位置及び地勢

本市は、愛知県南東部に位置し、市域面積は 161.14km²（令和 3 年 10 月 1 日現在）となっています。隣接自治体には豊橋市、岡崎市、蒲郡市、新城市があります。

地勢は、市の北部から西部にかけて森林が広がり、東部には国内有数の清流である 1 級河川豊川とよかわが流れ、中央部に沖積台地、南部に沖積平野が広がり、南西部は三河湾に面しており、山・川・海の豊かな自然に恵まれています。

気候は、代表的な太平洋岸気候で、温暖で住みよく、適量の降雨があり、雪はまれにちらつく程度で、積雪はほとんどありません。

交通は、名古屋市から約 60km、豊橋市の中心地から約 7km の距離にあり、東名高速道路豊川インターチェンジが市の東部に、音羽蒲郡インターチェンジが市の西部に位置します。また、一般国道 1 号が市の南西部を、一般国道 23 号が市の南部を、一般国道 151 号が市の南東部を貫いています。鉄道は、J R 東海道本線及び飯田線と名古屋鉄道本線及び豊川線が走り、隣接する豊橋市には東海道新幹線の駅があることから、陸上交通の要衝という位置にあります。

3 人口と世帯数の推移

(各年10月1日人口 ※を除く)

年次	世帯数	人口	備考
昭和 18年	9,861	*74,071	市制施行 6. 1
20年	10,123	*49,538	最減少時 9. 30
25年	11,132	55,178	
30年	12,020	61,359	
35年	14,206	65,313	
40年	17,796	75,171	
45年	21,487	85,860	
50年	25,530	98,223	
55年	28,344	103,097	
60年	30,082	107,430	
平成 2年	33,254	111,730	
7年	36,000	114,380	
12年	38,893	117,327	
17年	42,308	120,967	
18年	48,545	137,964	旧一宮町と合併 2. 1
20年	57,709	161,527	旧音羽町・御津町と合併 1. 15
22年	64,904	181,928	旧小坂井町と合併 2. 1
27年	67,889	182,530	
28年	69,059	182,931	
29年	70,165	183,262	
30年	71,426	183,559	
令和 元年	72,802	183,930	
2年	73,857	184,022	
3年	73,392	184,572	

資料：国勢調査（平成18、20、28、29、30、令和元、2、3年は「あいちの人口（年報）」より）

4 都市計画用途地域

(令和4年3月31日現在)

区 域	用 途 地 域	面 積 (ha)	構 成 比 (%)
市街化区域	第一種低層住居専用	1 6 3	4 . 6
	第二種低層住居専用	0	0
	第一種中高層住居専用	6 7 4	1 9 . 1
	第二種中高層住居専用	1 2	0 . 3
	第一種住居	1, 1 4 9	3 2 . 6
	第二種住居	9 7	2 . 8
	準住居	4 3	1 . 2
	近隣商業	2 0 8	5 . 9
	商業	1 1 5	3 . 3
	準工業	4 9 9	1 4 . 2
	工業	1 8 7	5 . 3
	工業専用	3 7 3	1 0 . 6
計		3, 5 2 0	1 0 0 . 0

5 業種別工場等の現況

業 種	事業所数	従業員数 (人)	製造品出荷額等(万円)
食 料 品	50	3,422	8,770,888
飲 料 ・ 飼 料	3	34	133,640
織 維	26	425	703,398
木材 ・ 木 製 品	8	71	94,435
家具 ・ 装 備 品	13	187	257,738
パ ル プ ・ 紙	10	199	375,605
印 刷	6	105	69,267
化 学	4	147	602,646
石 油 ・ 石 炭	1	7	X
プ ラ ス チ ッ ク	50	1,751	4,023,612
ゴ ム 製 品	0	0	0
皮 革 製 品	2	34	X
窯 業 ・ 土 石	13	475	1,357,720
鉄 鋼	12	798	3,027,277
非 鉄 金 属	8	794	4,782,553
金 属 製 品	61	2,202	7,005,652
は ん 用 機 械	20	535	879,377
生 産 用 機 械	62	2,709	6,434,264
業 務 用 機 械	14	829	1,458,862
電 子 部 品	6	195	642,480
電 気 機 械	24	553	898,142
情 報 通 信 機 械	2	46	X
輸 送 機 械	89	9,919	34,047,850
そ の 他	8	322	467,444
総 数	492	25,759	※ 76,289,498

資料：令和3年経済センサス-活動調査 製造業（地域別統計表データ）（経済産業省）

X：統計法上秘匿としたもの

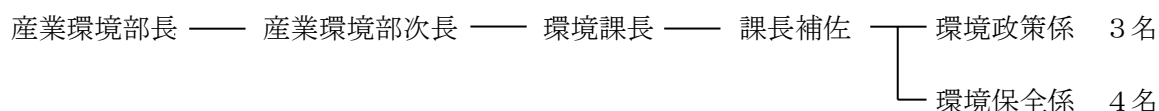
※：総数はXを含めた値

II 環境課の概要

1 機構・事務分掌

(1) 組織図及び職員数

(令和3年4月1日現在)



(産業環境部次長は環境課長を兼務)

(2) 事務分掌

環境政策係

- ・環境施策に係る企画及び調整に関すること。
- ・環境審議会との連絡に関すること。
- ・環境基本計画に関すること。
- ・地球温暖化対策実行計画に関すること。
- ・気候変動適応計画に関すること。
- ・地球温暖化対策の推進に関すること。
- ・生物多様性の保全に関すること。
- ・環境教育及び環境学習に関すること。
- ・課の庶務に関すること。

環境保全係

- ・環境保全（他の係の所管に属するものを除く。）に関すること。
- ・環境基本法（平成5年法律第91号）による公害に係る調査、指導、規制及び相談に関すること。
- ・環境衛生の推進に関すること。
- ・墓地、納骨堂及び火葬場に関すること。
- ・市有墓地の管理に関すること。
- ・感染症に係る消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除に関すること。
- ・犬の登録及び狂犬病予防に関すること。
- ・浄化槽の普及に関すること。
- ・斎場会館に関すること。
- ・専用水道、簡易専用水道等の衛生に関すること。

2 公害関係決算

年 度	公害関係決算額
平成15年度	28,874千円
平成16年度	20,602千円
平成17年度	19,388千円
平成18年度	17,864千円
平成19年度	17,668千円
平成20年度	24,552千円
平成21年度	53,189千円
平成22年度	37,191千円
平成23年度	44,023千円
平成24年度	88,060千円
平成25年度	47,474千円
平成26年度	38,603千円
平成27年度	57,265千円
平成28年度	30,045千円
平成29年度	30,591千円
平成30年度	36,390千円
令和元年度	32,553千円

年 度	公害関係決算額
令和2年度	27,506千円
令和3年度	33,980千円
令和4年度 (予算額)	40,213千円

Ⅲ 環境事業の概要

1 環境行政

(1) 豊川市環境審議会委員

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの任期で、14人が委嘱されている。

(2) 愛知県地域環境保全委員

愛知県地域環境保全委員は、地域における環境の保全に関する活動を推進するため、愛知県環境基本条例第19条に基づき設置されている。令和4年3月31日現在で、8人が委嘱されている。

(3) とよかわ環境パートナー

本市の環境基本計画の理念に賛同し、環境保全の取組等（環境保全活動等）を実施していた事業者若しくは団体を、とよかわ環境パートナーとして登録している。令和4年3月31日現在で、5団体が登録されている。

(令和4年3月31日現在)

団体名	取組内容	登録年月日
ひまわり農業協同組合	講座講師派遣	令和3年4月28日
コニカミノルタ株式会社	講座講師派遣	令和3年6月29日
株式会社イトコー	講座講師派遣	令和3年8月11日
株式会社 Rise Line	講座講師派遣	令和3年11月17日
加山興業株式会社	出前環境授業 工場、養蜂場見学 SDGs カードゲームセミナー	令和4年1月21日

(4) 公害防止協定締結状況

本市は、地域住民に対して公害の未然防止と生活環境の保全を図るため、公害防止に関する協定を87事業所と締結している。

(令和4年3月31日現在)

事業所名	業種	協定締結年月日
光陽製菓(株) (現：(株)光陽)	食品	昭和49年8月1日
一宮工業(有)	金属	昭和49年8月1日
(合)山本紙器製作所 (現：(株)ヤマモトシキ)	紙・パルプ製造	昭和49年8月1日
(株)瀬川鉄工所	金属	昭和49年8月1日
(株)トリエパン粉	食品	昭和49年8月1日
(有)伴製作所	金属	昭和49年8月1日
鈴木産業(有)	木材・木製品	昭和49年8月1日
(有)加藤数物製作所	金属	昭和49年8月1日
黒崎精機	金属	昭和49年8月1日

事業所名	業種	協定締結年月日
津田工業(株) 豊川工場	金属 (自動車部品製造)	昭和49年8月1日 令和3年1月7日(変更)
オーエスジー(株) 宮前工場	金属	昭和49年8月1日
オーエスジー(株) 本社工場	金属	昭和49年8月1日
(有)渡辺製作所 (現:渡辺製缶(株))	金属	昭和49年8月1日
(有)東上スポット工業	金属	昭和49年8月1日
吉野理化学工業(株)愛知工場 (現:太平洋フロン工業(株)愛知工場)	コンクリート	昭和50年4月1日
不二工業(株)	金属	昭和50年4月1日
日本ミルクコミュニティ(株) (現:雪印メグミルク(株))	食品	昭和53年10月16日
協同組合 豊川工業団地	印刷、鍍金他	昭和53年10月25日 平成7年6月26日(変更)
エコミルタビジネスエクスパート(株) 東海サポートセンター (現:エコミルタ(株) 豊川サイト)	精密機械製造	昭和53年12月24日 平成16年3月31日(変更)
シロキ工業(株) 豊川工場	金属	昭和56年4月27日
中日精工(株)	機械製造	昭和59年7月11日
マルヤス工業(株)	自動車部品	昭和61年3月13日
クニミネ工業(株)	化成品	平成元年11月20日
大信工業(株)	建築材料	平成2年3月15日
ヤマヒコ(株)	海産物加工	平成2年3月15日
(株)名古屋鋳鋼所 (現:(株)メイチュウ)	金属	平成2年5月16日
(株)愛知ニコン	光学器械製造	平成2年11月8日
新富士バーナー(株)	燃焼バーナー	平成2年11月27日
武山工業(株)	金属	平成3年3月6日
(株)縣鉄工所	鉄骨建築	平成3年6月3日
(株)スズキマリーナ浜名湖 (現:(株)スズキマリン)	船舶	平成4年4月17日
出光マリンズ(株)	船舶	平成4年4月17日
昭和電線電纜(株) (現:昭和電線ケーブルシステム(株))	ケーブル製造	平成6年2月23日
天狗缶詰(株)	食品	平成7年8月10日
ニューアロイ(株)	金属	平成7年10月11日
新日工業(株)	金属	平成8年10月17日
(株)竹浅	鉄鋼加工	平成9年4月18日
(株)石川製作所	機械製造	平成9年4月18日
(株)シンワ	合成樹脂製品製造	平成9年4月18日
ウッディシステム(株)	プレハブ住宅資材加工	平成9年4月18日
バスデイ(株)	釣具製造	平成9年4月18日
イトモル(株)	合成樹脂製品製造	平成9年4月18日
東海セイホク(株)	包装資材加工	平成9年4月18日
三重鋼材(株)	鋼材加工	平成9年4月18日
(株)市川	金属	平成10年2月27日
(株)嶋田鉄工所	金属	平成10年8月25日

事業所名	業種	協定締結年月日
(株)ジョイフル	食品	平成11年5月25日
(株)上組 豊川支店	運送	平成11年6月23日
(株)三幸	繊維	平成11年11月1日
(株)日本デリカフレッシュ	食品製造	平成11年11月15日
メーカー(株)	給食製品の製造	平成11年12月24日
(株)平松食品	食品	平成12年10月24日
住友軽金属工業(株)伸銅所 (旧：(株)UACJ銅管) (現)NJT銅管(株)	金属製造	平成13年3月13日 平成16年3月25日(変更) 平成17年1月13日(変更) 令和2年4月1日(変更)
伊藤光学工業(株)	反射板製造	平成13年3月22日
中部合成樹脂工業(株)	合成樹脂製品製造	平成13年7月19日
(株)丸和運送	運送	平成14年2月21日
トアス(株)	製缶(食品)	平成15年10月1日
(株)日本アグネス	食品加工	平成16年3月26日
(有)サンエイ工業	自動車部品製造	平成16年4月2日
日本メカケミカル(株)	防錆剤の開発、製造	平成16年5月17日
(株)トーカン	食品	平成16年6月7日
(株)ハマキョウレックス	運送	平成16年7月12日
タカラ梱包輸送(株)	運送	平成16年12月1日
(株)香月堂 穂ノ原工場	菓子製造	平成18年3月31日
(株)牛肉商但馬屋→豊川ハム(株)	食肉加工	平成18年4月19日 平成21年6月4日(変更)
(株)中部シイアイシイ研究所	クリーニング	平成19年11月1日
SBSロジテム(株) (現：SBS即配(株))	運送	平成20年1月10日
豊川鋼機(株)	金属	平成20年2月6日
イトモル精密(株)	プラスチック部品	平成20年11月18日
東愛知ガス供給ネット(株)	ガス	平成20年11月20日
山陽金属鋼業(株)	金属	平成21年6月25日
(株)丸上製作所	金属	平成21年10月7日
(株)香月堂 白鳥工場	菓子製造	平成24年4月24日
宇都宮工業(株)	金属	平成27年3月9日
(株)加藤製作所	自動車部品製造	平成27年5月18日
タカラ梱包輸送(株)	道路貨物運送	平成27年5月27日
(株)スチールポリッシュ	自動車金型用金属プレート製造	平成27年5月30日
キュリアス精機(株)	自動車部品製造	平成27年10月20日
(株)不二プレシジョン	電気機械器具製造	平成28年10月21日
(株)シンワ	プラスチック製品製造	平成29年4月28日
土井鋼材(株)	金属材料等卸売	平成30年6月18日
日本トレクス(株)	輸送用機械器具製造	平成30年8月20日
玉野化成(株)	プラスチック製品製造	平成30年9月28日
(株)アステア	輸送用機械器具製造	平成31年4月10日
新富士バーナー(株)	生産用機械器具製造	令和2年3月31日
津田工業(株)穂ノ原工場	自動車部品製造	令和3年1月7日

事業所名	業種	協定締結年月日
(株)青海製作所	航空、自動車関連部品	令和3年9月14日

(5) ゴルフ場との協定締結状況

本市は、農薬の散布その他ゴルフ場の運営管理に伴う環境汚染を防止し、環境の保全を図るため、環境保全に関する協定を6ゴルフ場と締結している。

(令和4年3月31日現在)

ゴルフ場名	協定締結年月日	最新変更協定締結年月日
東海カントリークラブゴルフ場	平成3年2月13日	平成15年4月1日
平尾カントリークラブゴルフ場	〃	〃
パシフィックゴルフセンター練習場	〃	〃
本宮パークカントリークラブゴルフ場	平成2年9月7日	
キャッスルヒルカントリークラブゴルフ場	平成3年2月14日	
みと開発(株)	平成4年9月14日	平成16年7月30日

(6) 公害関係法特定施設設置届出状況

(令和4年3月31日現在)

ばい煙		粉じん		水質		騒音		振動		悪臭	
食料品製造業	38	繊維工業	2	畜産業	44	食料品製造業	23	食料品製造業	21	畜産業(豚)	11
繊維工業	7	窯業土石製品製造業	14	食料品製造業	31	家具装飾品製造業	9	家具装飾品製造業	6	畜産業(鶏)	10
窯業土石製品製造業	7	鉄鋼業	9	繊維工業	4	印刷業	19	印刷業	7	畜産業(牛)	13
鉄鋼業	0	金属製品製造業	13	窯業土石製品製造業	10	繊維工業	71	繊維工業	71	畜産業(鶏)	2
金属製品製造業	5	輸送機械器具製造業	4	鉄鋼業	2	窯業土石製品製造業	1	窯業土石製品製造業	0	その他	8
一般機械器具製造業	15	その他	41	金属機械製造業	10	金属機械製造業	4	金属機械製造業	3		
輸送用機械器具製造業	9			ガソリンスタンド	80	一般機械器具製造業	6	一般機械器具製造業	6		
その他の製造業	6			飲食店等	19	電気機械器具製造業	8	電気機械器具製造業	8		
洗濯・浴場業	17			洗濯業	64	輸送用機械器具製造業	16	輸送用機械器具製造業	19		
娯楽業	0			旅館業	29	精密機械器具製造業	7	精密機械器具製造業	8		
保健及び清掃業	0			その他	80	その他の製造業	130	その他の製造業	116		
その他	242					その他	565	その他	540		
計	346	計	83	計	373	計	859	計	805	計	44

注：ばい煙、粉じん、水質については、愛知県資料

2 公害苦情の状況

令和3年度の公害苦情件数は97件で、前年度に比べて12件の減少であった。

種類別では、悪臭が35件（36.1%）と最も多く、次いで大気汚染が29件（29.9%）であった。

月別では、6月が15件で最も多かった。

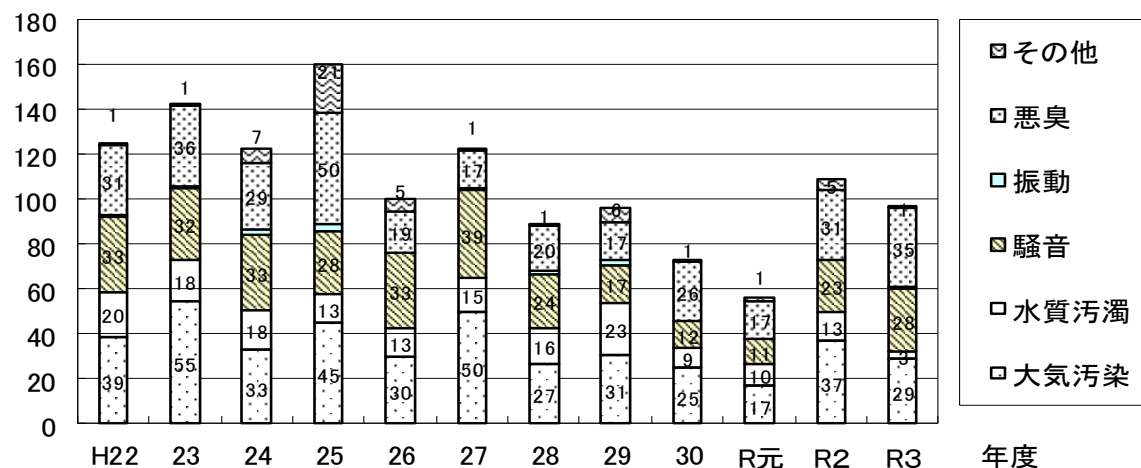
発生源（用途地域）別では、市街化調整区域が29件（29.9%）で最も多く、次いで第一種中高層住居専用地域が20件（20.6%）であった。

発生源（業種）別では、農業が24件（24.7%）で最も多く、次いで製造業および不明が19件（19.6%）であった。

(1) 種類別苦情件数の推移

年度 \ 種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	計
平成22年度	39	20	33	1	31	1	125
平成23年度	55	18	32	1	36	1	143
平成24年度	33	18	33	3	29	7	123
平成25年度	45	13	28	3	50	21	160
平成26年度	30	13	33	0	19	5	100
平成27年度	50	15	39	1	17	1	123
平成28年度	27	16	24	1	20	1	89
平成29年度	31	23	17	2	17	6	96
平成30年度	25	9	12	0	26	1	73
令和元年度	17	10	11	0	17	1	56
令和2年度	37	13	23	0	31	5	109
令和3年度	29	3	28	1	35	1	97

件数



(2) 月別苦情件数

(令和3年度)

種類	月												計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
大気汚染	7	1	3	1	1	1	4	2	2	4	3	0	29
水質汚濁	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
騒音	1	0	6	3	3	5	3	3	0	3	0	1	28
振動	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	4	3	5	5	2	6	5	2	1	0	1	1	35
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	14	5	15	9	6	12	12	7	3	7	4	3	97

(3) 発生源(用途地域)別苦情件数

(令和3年度)

種類	用途地域												市街化調整区域	不明	計
	市街化区域														
	第一種低住	第二種低住	第一種中住	第二種中住	第一種住居	第二種住居	準住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用			
大気汚染	1	0	9	0	3	0	0	2	0	1	1	0	12	0	29
水質汚濁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	3
騒音	2	0	8	0	4	0	1	1	0	5	3	1	3	0	28
振動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	2	0	3	0	6	0	1	2	0	5	3	0	12	1	35
その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	5	0	20	0	14	0	2	5	0	12	8	1	29	1	97

(4) 発生源（業種）別苦情件数

(令和3年度)

業種 \ 種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
農業	10	1	1	0	0	12	0	24
建設業	2	0	12	0	0	2	0	16
製造業	4	1	8	1	0	5	0	19
運輸業	0	0	1	0	0	0	1	2
小売業・飲食店	0	0	0	0	0	3	0	3
サービス業	0	1	2	0	0	3	0	6
家庭生活	2	0	0	0	0	1	0	3
事務所	0	0	0	0	0	0	0	0
道路	0	0	1	0	0	0	0	1
空地	0	0	0	0	0	0	0	0
公園	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	2	0	1	0	0	1	0	4
不明	9	0	2	0	0	8	0	19
計	29	3	28	1	0	35	1	97

3 大気

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質名	環境基準	備考
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和48年5月16日 環境庁告示
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和53年7月11日 環境庁告示
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	昭和48年5月8日 環境庁告示
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	昭和48年5月8日 環境庁告示
光化学オキシダント (O _x)	年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。	昭和48年5月8日 環境庁告示
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	平成21年9月9日 環境省告示

注 環境基準の評価方法について

環境基準による大気汚染の評価方法としては、昭和48年6月12日付け環大企第143号環境庁大気保全局通知により基本的方法が示されたが、この中で短期的評価と長期的評価の2つの方法が示され、その中で「本環境基準による評価は、当該地域の大气汚染に対する施策の効果等を適確に判断するうえからは、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行なうことが必要であるが、現在の測定体制においては測定精度に限界があること。測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により長期的評価を実施されるようにされたい」としている。評価方法は以下のとおりである。

① 二酸化硫黄

年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。ただし、1日の平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。(昭和48年6月12日付け環大企第143号)

② 二酸化窒素

年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が0.06ppm以下であること。(昭和53年7月17日付け環大企第262号)

③ 一酸化炭素

年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。(昭和48年6月12日付け環大企第143号)

④ 浮遊粒子状物質

年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m³以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。(昭和48年6月12日付け環大企第143号)

⑤ 光化学オキシダント

年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。(昭和48年6月12日付け環大企第143号)

⑥ 微小粒子状物質

1年平均値及び1日平均値のうち98パーセントイル値で評価する。(平成21年9月9日付け環水大総発第090909001号)

(2) 大気の状態

大気汚染状況については、愛知県が次の地点で常時監視を行っている。

市内では、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質については環境基準を達成したが、光化学オキシダントについては環境基準を達成しなかった。

市内測定局及び測定項目（愛知県）

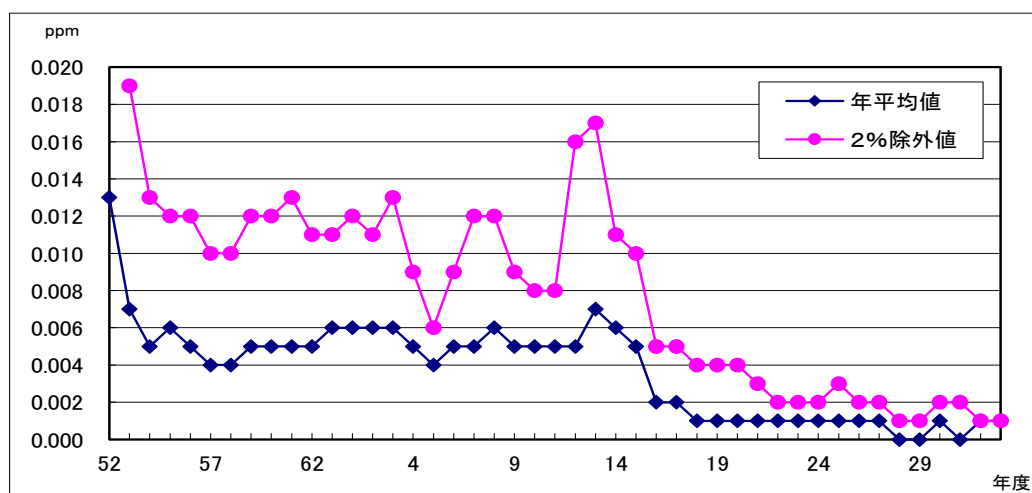
測定局	測定項目					
	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質
一般環境大気測定局						
豊川市役所	○	○		○	○	○
御津南部小学校		○		○	○	
自動車排出ガス測定局						
豊川市桜町		○	○	○		

① 二酸化硫黄 (SO₂)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1日平均値の2%除外値	環境基準の適否	前年度年平均値
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	適○否×	(ppm)
豊川市役所	365	8,668	0.001	0.009	0.001	○	0.001

(参考) 一般環境大気測定局

- ① 県内 20 測定局の年平均値は、0.001ppm であった。
- ② 東三河地域の年平均値は、0.001ppm であった。
- ③ 環境基準については、県内すべての測定局で達成した。



二酸化硫黄の経年変化(一般環境大気測定局 豊川市役所)

② 二酸化窒素 (NO₂)

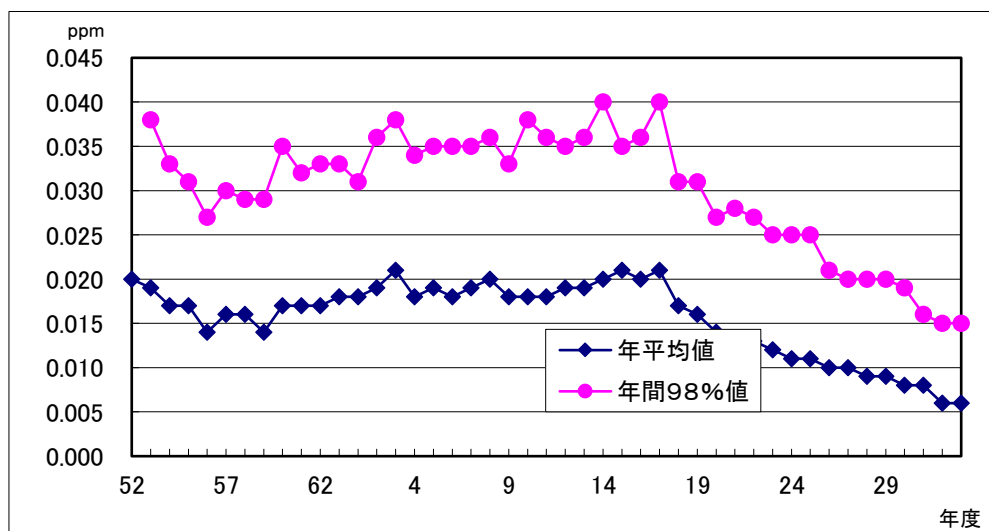
測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1日平均値の年間98%値	環境基準の適否	前年度年平均値
	(日)						
豊川市役所	309	7,418	0.006	0.044	0.015	○	0.006
桜町	364	8,668	0.011	0.054	0.026	○	0.012
御津南部小学校	364	8,667	0.007	0.040	0.019	○	0.007

(参考) 一般環境大気測定局

- ① 県内 61 測定局の年平均値は、0.009ppm であった。
- ② 東三河地域の年平均値は、0.007ppm であった。
- ③ 環境基準については、県内すべての測定局で達成した。

自動車排出ガス測定局

- ① 県内 24 測定局の年平均値は、0.013ppm であった。
- ② 環境基準については、県内すべての測定局で達成した。



二酸化窒素の経年変化(一般環境大気測定局 豊川市役所)

③ 一酸化炭素 (CO)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1日平均値の2%除外値	環境基準の適否	前年度年平均値
	(日)						
桜町	365	8,682	0.3	1.3	0.4	○	0.2

(参考) 自動車排出ガス測定局

- ① 県内 9 測定局の年平均値は、0.3ppm であった。
- ② 環境基準については、県内すべての測定局で達成した。

④ 浮遊粒子状物質 (S P M)

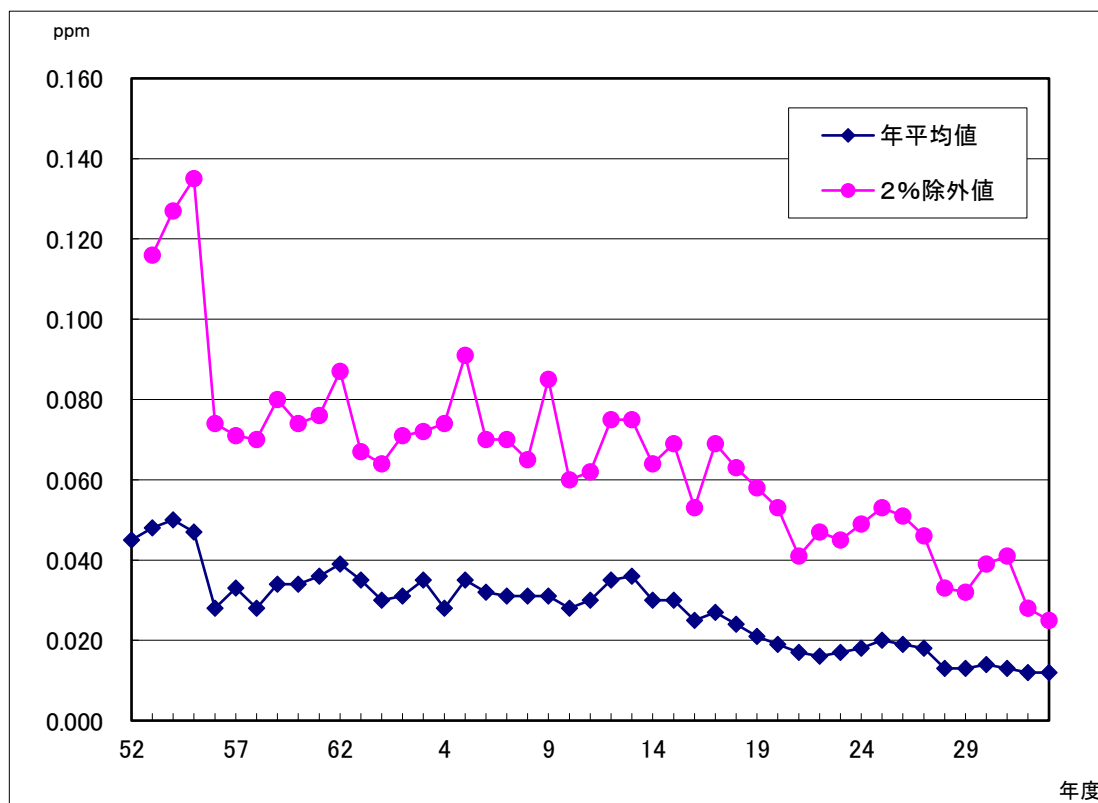
測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1日平均値の2%除外値	環境基準の適否	前年度年平均値
	(日)						
豊川市役所	288	6,943	0.012	0.065	0.025	○	0.012
桜町	360	8,665	0.010	0.094	0.024	○	0.012
御津南部小学校	362	8,681	0.012	0.066	0.026	○	0.013

(参考) 一般環境大気測定局

- ① 県内 63 測定局の年平均値は、0.013mg/m³であった。
- ② 東三河地域の年平均値は、0.013mg/m³であった。
- ③ 環境基準については、県内すべての測定局で達成した。(長期的評価)

自動車排出ガス測定局

- ① 県内 24 測定局の年平均値は、0.013mg/m³であった。
- ② 環境基準については、県内すべての測定局で達成した。(長期的評価)



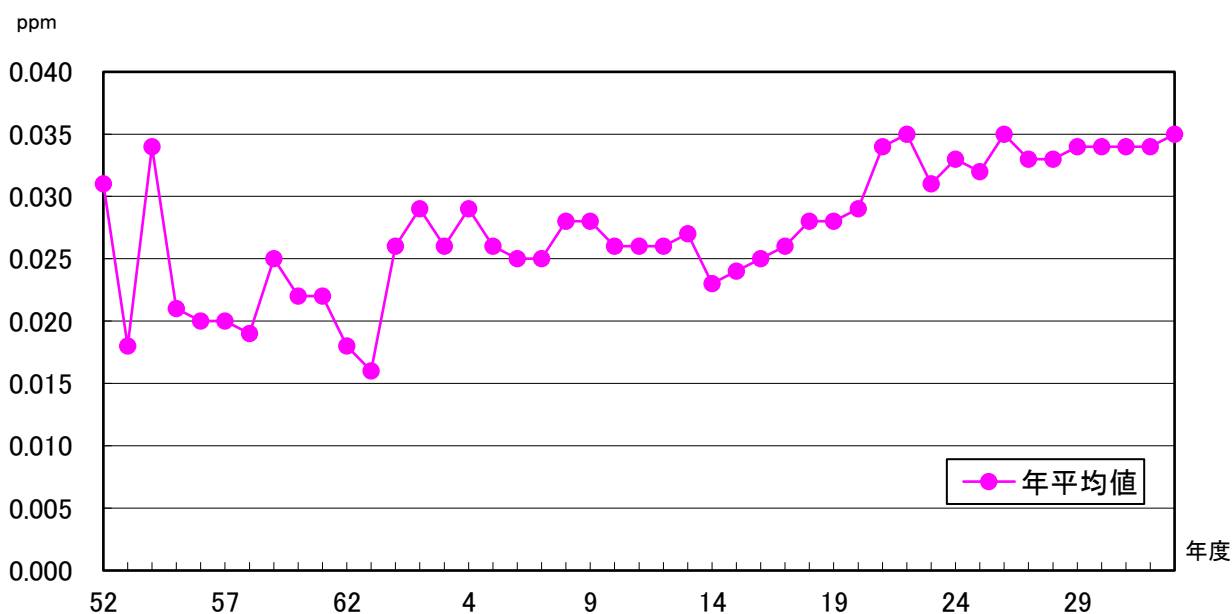
浮遊粒子状物質の経年変化(一般環境大気測定局 豊川市役所)

⑤ 光化学オキシダント (O_x)

測定局	昼間 測定日数	昼間 測定時間	昼間 年平均値	昼間の 1時間値 の最高値	環境基準 の適否	前年度 昼間年平均 値
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	適○否×	(ppm)
豊川市役所	365	5,412	0.035	0.096	×	0.034
御津南部小学校	365	5,441	0.034	0.096	×	0.033

(参考) 一般環境大気測定局

- ① 県内 62 測定局の昼間年平均値は、0.034ppm であった。
- ② 東三河地域の昼間年平均値は、0.036ppm であった。
- ③ 環境基準については、県内すべての測定局で達成しなかった。



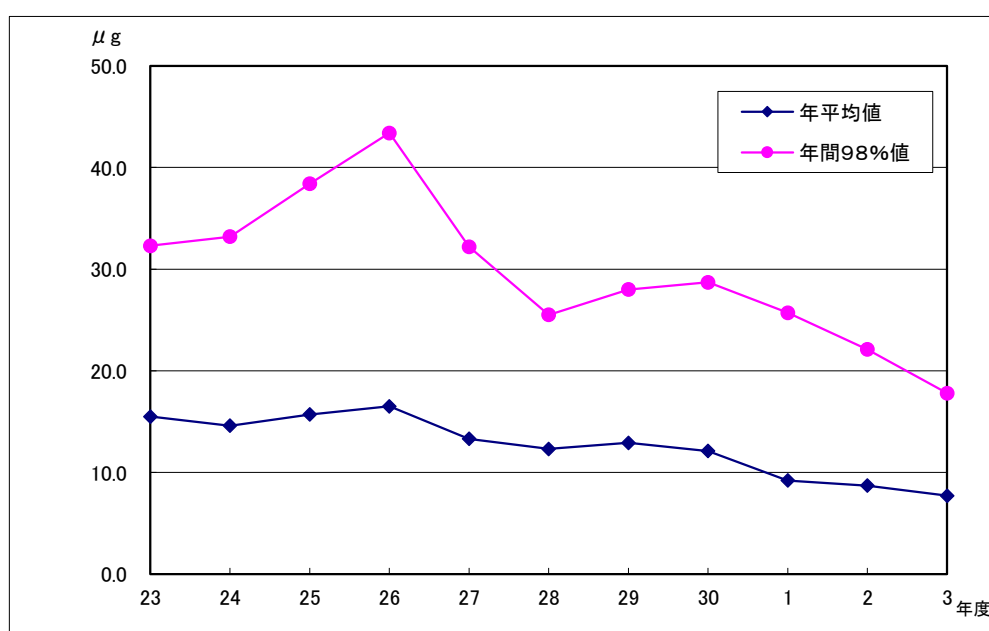
光化学オキシダントの経年変化(一般環境大気測定局 豊川市役所)

⑥ 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

測定局	有効測定日数	年平均値	1日平均値の年間98%値	環境基準の適否	前年度年平均値
	(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	適○否×	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
豊川市役所	362	7.7	17.8	○	8.7

(参考) 一般環境大気測定局

- ④ 県内44測定局の年平均値は、 $7.8\mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。
- ⑤ 東三河地域の年平均値は、 $7.7\mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。
- ⑥ 環境基準については、県内すべての測定局で達成した。



微小粒子状物質の経年変化(一般環境大気測定局 豊川市役所)

⑦ デポジットゲージ法による降下ばいじん

単位: $\text{t}/\text{km}^2\cdot\text{月}$

年 度	27	28	29	30	元	2	3
月平均値	1.55	1.48	1.66	1.72	1.55	1.44	1.70

資料 愛知県 設置場所 豊川市役所

(3) 大気環境測定（短期）結果

一般国道151号沿線（一宮町）で大気環境の測定を夏と冬に実施した結果、光化学オキシダント（夏季）を除いて環境基準を下回った。

夏季 令和3年7月13日～7月15日、冬季 令和4年1月18日～1月20日実施

測定項目		二酸化硫黄 ppm	一酸化炭素 ppm	浮遊粒子状物質 mg/m ³	二酸化窒素 ppm	光化学オキシダント ppm
夏季測定	日平均値	0.001	0.2	0.017	0.006	—
	8時間平均値	—	0.2	—	—	—
	1時間値	0.002	—	0.029	—	0.087
冬季測定	日平均値	0.001	0.3	0.009	0.012	—
	8時間平均値	—	0.4	—	—	—
	1時間値	0.003	—	0.020	—	0.039
環境基準	日平均値	0.04以下	10以下	0.10以下	0.06以下	—
	8時間平均値	—	20以下	—	—	—
	1時間値	0.1以下	—	0.20以下	—	0.06以下

※ 測定値は、3日間を通して記録若しくは計算された値のうち最高値

(4) ダイオキシン類調査結果

桜町小学校において年4回の調査を行った結果、大気環境基準を下回った。

単位：pg-TEQ/m³

年度	桜町小学校				基準値 (年間平均)
29	0.016				0.6
30	0.027				
元	0.011				
2	0.012				
3	0.0056				
	春季	夏季	秋季	冬季	
	0.0051	0.0059	0.0049	0.0065	

(参考 令和2年度ダイオキシン類に係る環境調査結果全国平均値 0.017pg-TEQ/m³)
環境省発表資料より

4 水質

(1) 水質の汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
ひ素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

備考：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

② 生活環境の保全に関する環境基準（河川 BOD等）

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値					当該水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下	豊川上流
A	水道2級・水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げ るもの	同上	2mg/L 以下	同上	同上	1,000 MPN/100mL 以下	豊川中流 豊川下流
B	水道3級・水産2級 及びC以下の欄に掲げるも の	同上	3mg/L 以下	同上	5mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下	豊川放水路 音羽川全域
C	水産3級・工業用水1級 及びD以下の欄に掲げる もの	同上	5mg/L 以下	50mg/L 以下	同上	—	佐奈川全域
D	工業用水2級・農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
E	工業用水3級 環境保全	同上	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	同上	—	—

- 注 1 自然環境保全…自然探勝等の環境保全
 2 水道1級…ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級…沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級…前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級…ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産
 3級の水産生物用
 " 2級…サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産
 生物用
 " 3級…コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級…沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級…薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級…特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全…国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限
 度

③ 生活環境の保全に関する環境基準（河川 全亜鉛等）

項目 類型	基準値		当該水域
	全亜鉛		
生物A	0.03mg/L 以下		豊川（ア）【布里堰提より上流】
生物B	同上		豊川（イ）【布里堰提より下流】 豊川放水路 音羽川全域 佐奈川全域

(2) 水質の状況

前年度に引き続き、令和3年度も河川の有害物質及び一般項目の水質検査を実施した。

人の健康の保護に関する項目については、4河川4地点について2回実施した結果、全亜鉛について佐奈川前川橋で2回とも環境基準（基準値0.03mg/L以下）を超過していた。

生活環境の保全に関する項目について13河川18地点にて実施した結果、環境基準が定められている河川（佐奈川、音羽川）については、pH（水素イオン濃度）は佐奈川前川橋で年2回（5月、3月）、環境基準（基準値6.5以上8.5以下）を超過していた。BOD（生物化学的酸素要求量）は佐奈川前川橋で年1回（3月）、環境基準（基準値5mg/L）を超過していた。大腸菌群数は音羽川音羽支所で年3回（7月、8月、10月）、音羽川南田橋で年5回（6月、7月、8月、10月、11月）、音羽川剣橋で年4回（7月、8月、10月、11月）環境基準（基準値5000MPN/100mL以下）を超過していた。その他の河川についてpH（水素イオン濃度）は帯川新切橋で年1回（3月）、諏訪川公園橋で年1回（3月）、御津川紫橋で年1回（3月）、環境基準（基準値6.0以上8.5以下）を超過していた。

① 人の健康の保護に関する項目及び生活環境の保全に関する環境基準（河川全亜鉛等）調査結果

(R3.5.12 採取)

単位：mg/L

項目	採水地点	佐奈川 前川橋	音羽川 南田橋	御津川 紫橋	紫川 新幹線鉄橋下
カドミウム		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン		N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
鉛		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ひ素		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		3.1	0.8	1.0	2.2

ふっ素	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
ほう素	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
全亜鉛	0.047	0.004	<0.001	<0.001

(R3.11.2 採取)

単位：mg/L

項目	採水地点			
	佐奈川 前川橋	音羽川 南田橋	御津川 紫橋	紫川 新幹線鉄橋下
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ひ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3.1	0.8	0.7	1.8
ふっ素	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
ほう素	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
全亜鉛	0.38	0.001	0.005	0.004

N. D. : 「不検出 (not detected)」 の意

② 生活環境の保全に関する項目（河川 BOD・COD等）調査結果

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
佐 奈 川	4/27	11:05	24.6	16.6	無色透明	無臭	>50	8.0	1	-	-	11.0	1.6	3.6	-
	5/12	11:00	21.6	18.6	淡褐色	無臭	>50	7.9	1	-	-	10.0	1.2	6.0	-
	6/2	10:12	25.6	21.2	無色透明	無臭	>50	7.6	5	2.0	0.098	9.5	1.1	3.1	1.7×10 ⁴
	7/7	11:50	27.5	22.0	無色透明	無臭	>50	7.4	9	-	-	8.8	1.4	2.0	-
	8/4	10:10	33.0	28.0	無色透明	無臭	>50	7.8	12	-	-	8.5	1.3	2.8	-
	9/1	10:30	32.0	25.4	無色透明	無臭	>50	7.7	4	2.3	0.089	8.6	1.0	1.3	3.5×10 ³
	10/6	8:35	20.3	20.5	無色透明	無臭	>50	7.6	1	-	-	8.3	<0.5	1.0	-
	11/2	10:00	18.8	16.8	無色透明	無臭	>50	7.7	2	-	-	9.6	0.7	1.5	-
	12/23	10:30	10.5	6.2	無色透明	無臭	>50	7.6	4	3.6	0.190	12.0	0.8	1.8	2.2×10 ²
	1/5	9:30	8.0	3.6	無色透明	無臭	>50	7.5	1	-	-	12.0	0.6	2.7	-
	2/2	10:00	7.0	9.4	無色透明	無臭	>50	7.5	2	-	-	11.0	2.9	3.7	-
	3/2	9:53	10.7	7.7	淡黄色	無臭	>50	7.4	6	5.9	0.320	10.0	0.7	5.4	2.2×10 ³
	平均	-	-	-	-	-	-	7.6	4	3.5	0.170	9.9	1.2	2.9	-
	2平均	-	-	-	-	-	-	7.6	4	4.1	0.250	10.4	1.8	4.2	-
元平均	-	-	-	-	-	-	7.6	4	4.3	0.210	9.9	1.4	3.5	-	
30平均	-	-	-	-	-	-	7.5	3	3.7	0.160	9.9	1.4	3.0	-	

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
佐 奈 川 前 川 橋	4/27	11:25	24.5	18.2	無色透明	無臭	>50	8.4	1	-	-	15.0	1.9	3.7	-
	5/12	10:30	21.4	19.0	淡黄色	無臭	>50	8.6	1	-	-	12.0	1.8	6.7	-
	6/2	9:02	24.2	20.7	無色透明	無臭	>50	8.0	3	2.0	0.090	10.0	0.9	3.2	3.5×10 ⁴
	7/7	13:40	27.0	23.2	無色透明	無臭	>50	7.3	9	-	-	8.8	1.4	1.9	-
	8/4	10:35	34.0	29.0	無色透明	無臭	>50	7.6	6	-	-	8.4	4.0	7.2	-
	9/1	10:45	31.5	25.8	無色透明	無臭	>50	7.5	1	2.8	0.067	10.0	1.4	1.3	9.2×10 ³
	10/6	10:05	22.4	22.6	無色透明	無臭	>50	7.5	<1	-	-	9.4	0.9	1.2	-
	11/2	10:30	19.1	18.2	無色透明	無臭	>50	7.5	3	-	-	10.0	3.0	4.4	-
	12/23	10:45	12.5	7.0	無色透明	無臭	>50	7.8	3	2.8	0.110	12.0	3.2	4.7	9.2×10 ³
	1/5	8:50	7.8	4.3	無色透明	無臭	>50	7.9	<1	-	-	13.0	1.5	3.5	-
	2/2	10:45	7.2	9.0	無色透明	無臭	>50	7.9	1	-	-	12.0	1.7	4.4	-
	3/2	13:00	14.0	11.5	淡黄色	無臭	>50	8.9	3	16.0	0.560	12.0	5.1	10.0	2.8×10 ³
	平均	-	-	-	-	-	-	7.9	3	5.9	0.210	11.0	2.2	4.4	-
	2平均	-	-	-	-	-	-	8.2	4	3.7	0.190	12.1	4.3	6.5	-
元平均	-	-	-	-	-	-	8.3	3	3.1	0.190	11.7	5.2	8.0	-	
30平均	-	-	-	-	-	-	8.2	3	3.4	0.220	11.0	2.8	4.8	-	

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
佐奈川	4 / 2 7	11:45	24.0	20.0	淡黄色	無臭	>50	8.0	1	-	-	11.0	3.7	4.1	-
	5 / 1 2	10:10	21.2	19.4	淡褐色	無臭	>50	7.4	1	-	-	9.4	1.4	2.1	-
	6 / 2	10:55	25.1	23.0	無色透明	無臭	>50	7.6	2	4.0	0.210	9.9	1.5	2.0	5.4×10 ⁴
	7 / 7	14:10	26.8	23.1	無色透明	無臭	>50	7.2	8	-	-	8.9	1.3	<0.5	-
	8 / 4	11:00	33.0	29.0	無色透明	無臭	>50	7.8	2	-	-	8.2	1.2	2.5	-
	9 / 1	12:20	29.0	25.7	無色透明	無臭	>50	7.5	1	3.6	0.100	11.0	1.2	2.4	9.2×10 ²
	10 / 6	10:30	22.4	22.8	無色透明	無臭	>50	7.7	1	-	-	9.5	0.9	1.3	-
	11 / 2	10:55	19.5	19.3	無色透明	無臭	>50	7.4	2	-	-	9.4	1.7	1.3	-
	12 / 2 3	11:23	13.8	13.2	無色透明	無臭	>50	7.5	<1	4.0	0.220	12.0	1.2	3.1	7.8
	1 / 5	13:36	8.4	13.7	無色透明	無臭	>50	8.3	3	-	-	15.0	1.3	1.8	-
柳橋	2 / 2	11:00	9.2	14.5	無色透明	無臭	>50	7.7	3	-	-	10.0	2.7	3.2	-
	3 / 2	11:20	13.0	15.0	無色透明	無臭	>50	7.8	3	6.7	0.600	9.1	4.3	4.7	9.2×10 ²
	平均	-	-	-	-	-	-	7.7	2	4.6	0.280	10.0	1.9	2.4	-
	2 平均	-	-	-	-	-	-	7.6	3	4.0	0.260	10.3	2.5	3.6	-
元 平均	-	-	-	-	-	-	7.6	2	3.9	0.270	9.6	2.0	3.2	-	
30 平均	-	-	-	-	-	-	7.6	2	3.8	0.150	10.1	1.7	3.0	-	

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
帯川	6 / 2	10:35	28.2	23.5	無色透明	無臭	>50	7.7	10	1.7	0.091	10.0	1.2	3.2	9.2×10 ³
	9 / 1	17:00	29.0	25.8	無色透明	無臭	>50	7.5	3	2.1	0.064	8.1	0.8	1.5	4.1×10 ²
	12 / 2 3	10:10	8.4	9.0	無色透明	無臭	35	7.8	14	1.6	0.420	12.0	2.5	3.4	3.5×10 ²
新切橋	3 / 2	11:50	13.5	14.5	淡褐色	無臭	>50	8.8	5	7.2	0.560	13.0	4.9	6.4	3.5×10 ²
	平均	-	-	-	-	-	-	8.0	8	3.2	0.280	11.0	2.4	3.6	-
	2 平均	-	-	-	-	-	-	7.8	2	4.6	0.240	10.2	1.4	3.7	-
	元 平均	-	-	-	-	-	-	7.8	8	6.4	0.460	10.0	2.1	3.8	-
30 平均	-	-	-	-	-	-	7.7	4	5.6	0.510	10.3	1.4	4.1	-	

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
諏訪川	6 / 2	9:16	25.2	21.0	無色透明	無臭	>50	8.5	1	1.9	0.059	12.0	0.6	2.7	9.2×10 ³
	9 / 1	11:00	31.8	26.5	無色透明	無臭	>50	7.7	2	2.7	0.080	11.0	0.8	1.9	1.7×10 ⁴
	12 / 2 3	10:30	12.2	7.6	無色透明	無臭	>50	7.9	1	3.1	0.076	12.0	1.0	2.7	5.4×10 ²
	3 / 2	13:20	14.0	12.0	無色透明	無臭	>50	9.0	2	8.4	0.260	13.0	2.1	5.5	9.4×10 ¹
公園橋	平均	-	-	-	-	-	-	8.3	2	4.0	0.120	12.0	1.1	3.2	-
	2 平均	-	-	-	-	-	-	9.0	1	3.3	0.140	14.5	1.5	4.5	-
	元 平均	-	-	-	-	-	-	8.7	4	3.5	0.140	11.7	1.2	3.6	-
	30 平均	-	-	-	-	-	-	8.6	4	3.6	0.200	13.3	2.4	5.5	-

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
音羽川	4/27	14:35	22.0	18.0	無色透明	無臭	>50	7.7	1	-	-	10.0	0.9	1.7	5.4×10 ²
	5/12	8:30	20.0	16.7	無色透明	無臭	>50	7.4	2	-	-	10.0	0.8	4.8	4.9×10
	6/2	8:40	23.0	18.0	無色透明	無臭	>50	7.4	4	0.91	0.024	9.8	<0.5	1.7	2.2×10 ³
	7/7	12:20	27.0	20.5	無色透明	無臭	>50	7.2	7	-	-	9.3	0.5	1.4	5.4×10 ⁴
	8/4	13:50	31.0	26.0	無色透明	無臭	>50	7.6	4	-	-	8.2	1.3	2.8	5.4×10 ³
	9/1	15:40	30.0	24.3	無色透明	無臭	>50	7.9	1	0.76	0.012	9.2	1.1	1.0	2.2×10 ³
	10/6	13:10	26.8	24.0	無色透明	無臭	>50	7.5	1	-	-	8.7	0.6	1.1	9.2×10 ³
	11/2	13:25	21.3	19.9	無色透明	無臭	>50	7.6	1	-	-	9.3	0.7	0.9	1.7×10 ³
	12/23	9:17	6.0	7.5	無色透明	無臭	>50	7.5	<1	0.88	0.016	12.0	<0.5	0.5	9.2×10 ²
	1/5	11:12	8.2	7.7	無色透明	無臭	>50	7.7	<1	-	-	12.0	1.3	0.6	3.5×10 ²
音羽支所	2/2	8:45	8.2	6.0	無色透明	無臭	>50	7.6	1	-	-	13.0	0.8	0.8	3.5×10 ²
	3/2	8:49	11.0	8.5	無色透明	無臭	>50	7.7	1	1.10	0.017	13.0	0.9	1.1	3.5×10 ³
	平均	-	-	-	-	-	-	7.6	2	0.91	0.017	10.0	0.8	1.5	-
	2平均	-	-	-	-	-	-	7.5	4	0.91	0.019	10.5	0.5	1.9	-
元	平均	-	-	-	-	-	-	7.3	2	0.87	0.018	10.0	0.6	1.5	-
	30平均	-	-	-	-	-	-	7.4	2	0.94	0.024	9.8	0.9	1.7	-

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
音羽川	4/27	13:45	22.4	16.8	無色透明	無臭	>50	7.7	2	-	-	10.0	0.9	1.1	1.1×10 ²
	5/12	8:55	20.0	16.6	無色透明	無臭	>50	6.7	1	-	-	10.0	0.9	5.2	2.4×10 ³
	6/2	9:15	22.8	18.5	無色透明	無臭	>50	7.4	3	1.00	0.026	10.0	0.7	1.8	9.2×10 ³
	7/7	13:20	27.4	22.3	無色透明	無臭	>50	7.4	9	-	-	8.9	1.0	1.3	5.4×10 ⁴
	8/4	12:20	32.0	26.0	無色透明	無臭	>50	7.8	7	-	-	8.2	1.0	2.2	1.3×10 ⁴
	9/1	15:15	31.0	25.4	無色透明	無臭	>50	7.6	1	0.79	0.014	8.6	0.9	0.6	2.2×10 ³
	10/6	11:50	24.3	22.8	無色透明	無臭	>50	7.5	1	-	-	8.6	0.8	0.9	5.4×10 ³
	11/2	12:50	21.0	19.8	無色透明	無臭	>50	7.4	2	-	-	9.4	<0.5	0.6	3.5×10 ⁴
	12/23	8:53	8.8	8.2	無色透明	無臭	>50	7.3	1	1.10	0.025	11.0	<0.5	0.5	2.2×10 ³
	1/5	12:46	8.4	9.2	無色透明	無臭	>50	7.3	<1	-	-	12.0	0.6	0.7	5.4×10 ²
南田橋	2/2	9:15	5.9	8.9	無色透明	無臭	>50	7.2	1	-	-	11.0	1.0	1.5	3.5×10 ³
	3/2	9:30	11.5	10.5	無色透明	無臭	>50	7.2	3	1.50	0.035	11.0	0.9	1.5	1.7×10 ³
	平均	-	-	-	-	-	-	7.4	3	1.10	0.025	9.9	0.8	1.5	-
	2平均	-	-	-	-	-	-	7.3	3	1.20	0.027	10.4	0.7	1.8	-
	元平均	-	-	-	-	-	-	7.3	4	1.03	0.029	9.7	1.1	2.3	-
30平均	-	-	-	-	-	-	7.3	3	1.3	0.020	10.5	0.8	2.3	-	

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
音	4 / 2 7	12:00	24.0	19.7	淡黄色	無臭	>50	7.6	1	-	-	10.0	0.8	2.0	3.5×10 ²
	5 / 1 2	9:56	21.2	17.8	淡褐色	無臭	>50	7.3	4	-	-	9.6	1.2	4.7	3.5×10 ³
羽	6 / 2	10:25	23.9	21.5	無色透明	無臭	>50	7.4	5	1.1	0.031	9.6	0.7	2.1	3.5×10 ³
	7 / 7	14:20	26.5	23.0	無色透明	無臭	>50	7.5	5	-	-	8.6	1.1	1.2	9.2×10 ⁴
川	8 / 4	11:10	34.0	27.0	無色透明	無臭	>50	7.8	4	-	-	8.1	1.2	2.1	9.2×10 ³
	9 / 1	12:50	30.5	24.7	無色透明	無臭	>50	7.5	2	1.0	0.014	9.3	1.0	0.9	2.2×10 ³
橋	10 / 6	10:45	27.1	24.3	無色透明	無臭	>50	7.4	5	-	-	8.5	0.8	1.2	5.4×10 ³
	11 / 2	11:10	19.2	19.3	無色透明	無臭	>50	7.5	6	-	-	9.8	0.5	1.0	5.4×10 ³
剣	12 / 2 3	11:50	13.5	11.7	無色透明	無臭	>50	7.5	3	1.2	0.028	13.0	<0.5	0.6	5.4×10 ²
	1 / 5	13:19	8.0	8.1	無色透明	無臭	>50	7.5	1	-	-	13.0	1.0	0.5	3.5×10 ²
橋	2 / 2	10:40	9.7	9.3	無色透明	無臭	>50	7.2	3	-	-	11.0	1.2	2.5	5.4×10 ²
	3 / 2	10:55	12.0	12.0	無色透明	無臭	>50	7.3	2	1.5	0.031	12.0	0.8	1.4	2.4×10 ²
	平均	-	-	-	-	-	-	7.5	3	1.2	0.026	10.0	0.9	1.7	-
	2 平均	-	-	-	-	-	-	7.4	3	1.3	0.015	10.8	0.6	1.9	-
	元 平均	-	-	-	-	-	-	7.3	3	1.2	0.057	10.1	1.0	2.0	-
	30 平均	-	-	-	-	-	-	7.4	2	1.1	0.033	10.1	1.0	2.0	-

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
山陰川	6 / 2	9:00	23.4	19.4	無色透明	無臭	>50	7.8	1	1.10	0.008	10.0	0.6	1.7	2.4×10 ⁴
	9 / 1	15:50	29.5	24.8	無色透明	無臭	>50	7.8	2	0.56	0.012	8.4	0.9	1.0	9.2×10 ³
名鉄鉄橋下	12 / 2 3	9:36	7.1	6.0	無色透明	無臭	>50	7.8	1	1.0	0.026	12.0	<0.5	0.6	9.2×10 ²
	3 / 2	9:10	11.0	8.0	無色透明	無臭	>50	7.9	2	1.3	0.027	12.0	1.3	1.7	5.4×10 ²
	平均	-	-	-	-	-	-	7.8	2	0.99	0.018	11.0	0.8	1.3	-
	2 平均	-	-	-	-	-	-	7.6	1	1.04	0.099	10.2	0.7	2.1	-
	元 平均	-	-	-	-	-	-	7.6	3	1.00	0.047	9.7	0.9	2.3	-
	30 平均	-	-	-	-	-	-	7.6	1	0.95	0.031	10.4	0.8	2.1	-

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
西古瀬川	6 / 8	14:30	25.7	22.6	無色透明	無臭	45	7.0	11	1.20	0.140	8.1	0.9	4.3	9.2×10 ³
	9 / 1	11:45	31.3	25.8	無色透明	無臭	>50	7.1	5	1.20	0.100	7.5	1.0	1.9	3.5×10 ³
西古瀬橋	12 / 2 3	10:06	8.9	7.6	無色透明	無臭	>50	7.5	2	3.1	0.100	11.0	1.0	2.5	5.4×10 ²
	3 / 2	13:40	13.0	11.5	淡黄色	無臭	>50	7.6	3	6.7	0.200	11.0	2.9	6.4	9.2×10 ²
	平均	-	-	-	-	-	-	7.3	5	3.10	0.140	9.4	1.5	3.8	-
	2 平均	-	-	-	-	-	-	7.3	8	2.19	0.190	9.5	1.3	4.7	-
	元 平均	-	-	-	-	-	-	7.3	6	2.19	0.190	8.5	1.2	4.3	-
	30 平均	-	-	-	-	-	-	7.5	4	2.7	0.180	9.5	1.2	4.6	-

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
白 川	6 / 2 5	11:15	27.5	24.0	淡茶色	無臭	40	7.7	11	1.8	0.260	9.7	2.4	1.8	2.2×10^3
	9 / 1	12:35	29.8	26.4	無色透明	無臭	>50	7.7	8	2.0	0.160	10.0	1.7	2.8	1.7×10^4
	1 2 / 2 3	11:36	11.5	10.0	無色透明	無臭	>50	7.8	1	0.84	0.400	13.0	1.9	2.9	5.4×10^3
	3 / 2	11:10	12.0	13.0	無色透明	無臭	>50	7.8	1	5.9	0.290	12.0	1.8	3.5	5.4×10^3
新 白 川 橋	平均	-	-	-	-	-	-	7.8	5	2.6	0.280	11.0	2.0	2.8	-
	2 平均	-	-	-	-	-	-	7.4	12	3.8	0.340	10.5	2.1	4.6	-
	元 平均	-	-	-	-	-	-	7.6	8	3.5	0.320	9.4	2.0	4.1	-
	3 0 平均	-	-	-	-	-	-	7.6	5	3.8	0.290	10.1	1.7	4.4	-

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
御 津	4 / 2 7	13:33	22.5	17.9	淡褐色	無臭	>50	7.8	3	-	-	11.0	0.9	2.0	-
	5 / 1 2	9:10	20.4	16.5	無色透明	無臭	>50	7.5	2	-	-	11.0	0.6	5.1	-
	6 / 2	9:35	22.7	19.5	無色透明	無臭	>50	7.4	2	1.1	0.057	9.5	0.5	2.3	9.2×10^3
	7 / 7	14:40	26.3	22.0	無色透明	無臭	>50	7.3	14	-	-	9.2	0.8	2.3	-
川 原	8 / 4	12:00	33.0	27.0	無色透明	無臭	>50	7.9	3	-	-	7.8	1.6	4.0	-
	9 / 1	13:15	31.5	24.5	無色透明	無臭	>50	7.4	2	0.83	0.022	8.6	0.8	1.2	9.2×10^3
	1 0 / 1 2	14:35	28.0	25.6	無色透明	無臭	>50	7.5	2	-	-	8.4	<0.5	0.9	-
	1 1 / 1 8	10:58	22.0	15.0	無色透明	無臭	>50	7.7	1	-	-	9.9	1.7	0.6	-
橋	1 2 / 2 3	8:36	7.2	8.0	無色透明	無臭	>50	7.2	<1	1.1	0.022	11.0	<0.5	0.5	5.4×10^2
	1 / 5	13:00	8.8	7.8	無色透明	無臭	>50	7.6	<1	-	-	10.0	1.0	0.8	-
	2 / 2	9:35	7.8	7.1	淡黄色	無臭	46	7.5	6	-	-	12.0	0.9	2.3	-
	3 / 2	9:55	13.0	10.0	無色透明	無臭	>50	7.9	1	1.4	0.022	12.0	1.0	1.0	9.2×10^2
橋	平均	-	-	-	-	-	-	7.6	3	1.1	0.031	10.0	0.9	1.9	-
	2 平均	-	-	-	-	-	-	7.4	2	1.0	0.041	10.6	0.6	2.0	-
	元 平均	-	-	-	-	-	-	7.4	3	1.2	0.044	10.1	0.7	1.9	-
橋	3 0 平均	-	-	-	-	-	-	7.4	5	1.1	0.042	9.6	0.8	2.3	-

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
御 津 川	4 / 2 7	13:05	23.0	20.4	淡黄色	無臭	>50	8.0	3	-	-	10.0	1.0	2.0	-
	5 / 1 2	9:44	21.3	17.1	無色透明	無臭	>50	7.9	1	-	-	10.0	0.7	4.9	-
	6 / 2	10:05	23.4	20.3	無色透明	無臭	>50	7.8	3	1.2	0.056	9.8	0.7	1.5	5.4×10 ⁴
	7 / 7	15:30	26.5	24.2	無色透明	無臭	>50	7.5	10	-	-	9.5	0.9	1.9	-
	8 / 4	11:30	33.0	29.0	無色透明	無臭	>50	8.0	2	-	-	8.1	1.5	2.1	-
	9 / 1	13:15	31.5	26.6	無色透明	無臭	>50	7.6	2	1.00	0.040	8.6	1.0	1.1	9.2×10 ³
	10 / 6	11:05	26.2	22.8	無色透明	無臭	>50	7.7	1	-	-	8.6	0.8	0.6	-
	11 / 2	11:30	20.0	18.7	無色透明	無臭	>50	7.8	2	-	-	9.2	0.6	0.6	-
	12 / 2 3	12:06	11.6	9.8	無色透明	無臭	>50	7.9	<1	1.0	0.038	12.0	0.5	0.8	5.4×10 ²
	1 / 5	13:55	9.0	8.6	無色透明	無臭	>50	8.4	<1	-	-	13.0	1.1	0.9	-
紫 橋	2 / 2	10:20	7.6	6.0	無色透明	無臭	>50	8.2	1	-	-	14.0	0.8	0.9	-
	3 / 2	10:40	13.5	10.0	無色透明	無臭	>50	8.7	1	1.6	0.028	13.0	0.8	1.8	2.8×10 ²
	平均	-	-	-	-	-	-	8.0	2.3	1.2	0.041	10.0	0.9	1.6	-
	2 平均	-	-	-	-	-	-	7.9	2	1.1	0.042	10.9	0.6	2.0	-
	元 平均	-	-	-	-	-	-	8.0	2	1.3	0.047	10.4	0.7	1.9	-
3 0 平均	-	-	-	-	-	-	7.7	2	1.2	0.051	10.2	0.9	2.2	-	

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
紫 川 新 幹 線 鉄 橋 下	4 / 2 7	13:18	22.6	18.1	無色透明	無臭	>50	7.9	1	-	-	10.0	0.7	2.3	-
	5 / 1 2	9:30	21.1	16.5	無色透明	無臭	>50	7.6	1	-	-	11.0	1.0	3.4	-
	6 / 2	9:50	22.3	18.9	無色透明	無臭	>50	7.7	3	1.7	0.082	9.7	0.8	2.5	5.4×10 ⁴
	7 / 7	15:00	26.0	23.0	無色透明	無臭	30	7.6	20	-	-	8.7	1.2	2.7	-
	8 / 4	11:45	33.0	29.0	無色透明	無臭	>50	8.0	4	-	-	9.0	3.5	1.5	-
	9 / 1	14:35	31.0	26.4	無色透明	無臭	>50	7.6	1	1.8	0.100	8.8	1.0	1.8	5.4×10 ³
	10 / 6	11:20	24.7	22.5	無色透明	無臭	>50	7.6	1	-	-	8.9	0.7	1.6	-
	11 / 2	11:45	20.1	18.6	無色透明	無臭	>50	7.7	1	-	-	9.6	0.9	1.2	-
	12 / 2 3	8:12	7.0	7.0	無色透明	無臭	>50	7.5	<1	2.8	0.100	11.0	1.0	1.6	3.5×10 ²
	1 / 5	14:08	8.8	6.7	無色透明	無臭	>50	7.7	<1	-	-	13.0	0.9	1.1	-
	2 / 2	10:00	7.0	6.2	無色透明	無臭	>50	7.6	1	-	-	13.0	1.6	2.5	-
	3 / 2	10:20	12.0	9.0	無色透明	無臭	>50	7.8	<1	3.3	0.140	13.0	1.1	2.5	5.4×10 ²
	平均	-	-	-	-	-	-	7.7	3	2.4	0.110	10.0	1.2	2.1	-
	2 平均	-	-	-	-	-	-	7.6	2	2.4	0.127	10.6	0.9	2.8	-
元 平均	-	-	-	-	-	-	7.7	1	2.3	0.110	10.4	0.9	2.8	-	
3 0 平均	-	-	-	-	-	-	7.6	2	2.5	0.100	9.9	1.0	3.0	-	

※H25までは赤根橋

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
松本川	6/2	11:00	20.0	19.3	無色透明	無臭	>50	7.4	1	2.3	0.005	9.9	0.9	1.5	9.2×10 ³
	9/1	18:00	25.5	22.8	無色透明	無臭	>50	7.4	1	1.7	0.010	8.1	0.8	1.1	2.8×10 ³
	12/23	9:20	8.0	7.6	無色透明	無臭	>50	7.4	<1	2.7	0.027	11.0	1.1	1.1	1.3×10 ³
	3/2	10:52	12.2	11.5	無色透明	無臭	>50	7.6	3	3.4	0.060	10.0	1.5	2.3	1.4×10 ²
柿木橋	平均	-	-	-	-	-	-	7.5	2	2.5	0.026	9.8	1.1	1.5	-
	2平均	-	-	-	-	-	-	7.2	4	3.2	0.033	9.7	1.7	3.3	-
	元平均	-	-	-	-	-	-	7.3	1	2.1	0.018	9.5	<0.5	1.2	-
	30平均	-	-	-	-	-	-	7.4	1	2.0	0.048	10.0	0.8	1.7	-

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
長良女川	6/2	11:56	20.4	19.5	無色透明	無臭	>50	7.5	26	4.4	0.022	9.6	0.8	2.6	5.4×10 ³
	9/1	17:50	26.0	22.1	無色透明	無臭	>50	7.4	4	4.6	0.019	8.4	0.9	1.7	2.8×10 ³
	12/23	9:40	8.0	7.8	無色透明	無臭	>50	7.5	1	4.6	0.012	10.0	2.6	4.6	1.7×10 ³
	3/2	11:10	12.7	10.2	無色透明	無臭	>50	7.5	1	4.4	0.170	10.0	2.2	3.1	1.4×10 ²
北岡二号橋	平均	-	-	-	-	-	-	7.5	8	4.5	0.083	9.5	1.6	3.0	-
	2平均	-	-	-	-	-	-	7.4	5	5.1	0.085	9.1	1.5	3.7	-
	元平均	-	-	-	-	-	-	7.5	2	4.5	0.080	9.2	1.5	3.1	-
	30平均	-	-	-	-	-	-	7.4	4	4.1	0.091	9.6	4.5	5.2	-

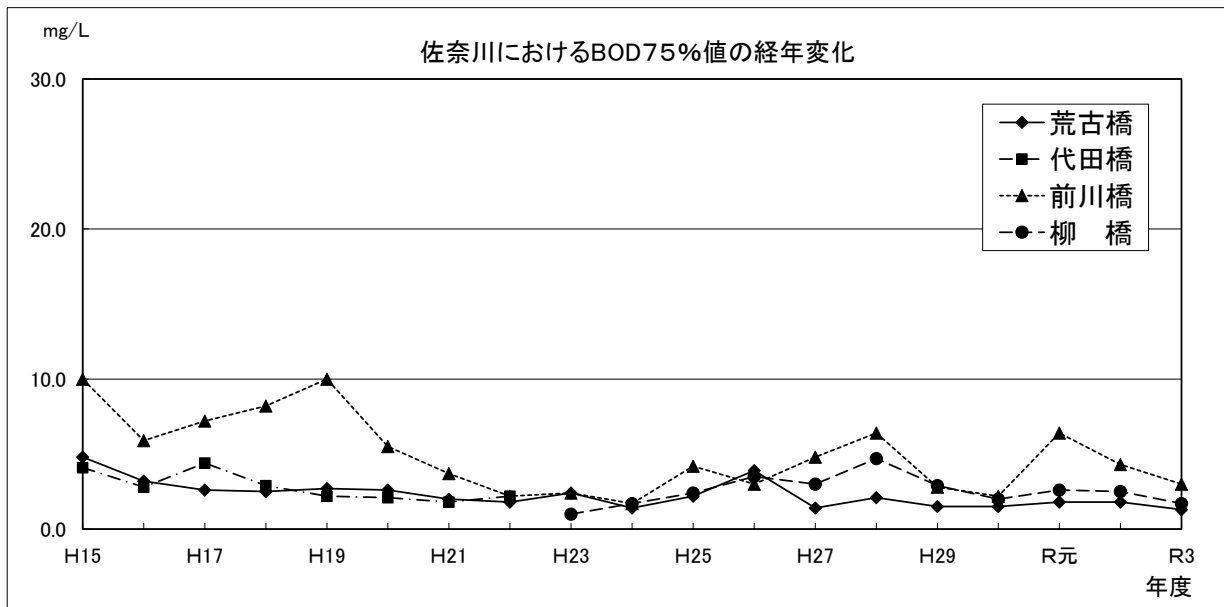
地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
宝川	6/2	11:22	21.3	19.5	無色透明	無臭	>50	7.4	3	1.4	0.024	10.0	0.6	1.0	2.8×10 ³
	9/1	17:15	27.0	24.8	無色透明	無臭	>50	7.3	<1	1.4	0.016	8.4	0.7	<0.5	9.2×10 ³
	12/23	9:55	8.4	8.4	無色透明	無臭	>50	7.6	<1	1.7	0.027	12.0	0.8	0.5	1.3×10 ²
	3/2	11:30	13.7	12.0	無色透明	無臭	>50	7.8	1	1.6	0.036	11.0	0.7	0.9	1.4×10 ²
香打橋	平均	-	-	-	-	-	-	7.5	2	1.5	0.026	10.0	0.7	0.7	-
	2平均	-	-	-	-	-	-	7.5	1	1.6	0.044	10.1	0.6	1.9	-
	元平均	-	-	-	-	-	-	7.5	2	1.6	0.023	10.1	1.0	1.3	-
	30平均	-	-	-	-	-	-	7.4	2	1.5	0.188	10.2	1.4	2.1	-

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
善光寺川	6/21	13:45	31.2	24.2	無色透明	無臭	>50	7.1	8	1.3	0.140	8.1	1.1	4.2	2.8×10 ³
	9/1	12:00	30.5	25.5	無色透明	無臭	>50	7.1	7	1.5	0.062	9.2	1.0	1.9	1.3×10 ⁴
	12/23	11:03	11.5	10.7	無色透明	無臭	>50	7.2	1	3.0	0.110	11.0	0.7	1.8	1.7×10 ³
	3/2	11:40	13.0	13.5	無色透明	無臭	>50	7.4	1	2.7	0.290	11.0	3.4	5.1	9.2×10 ²
稲荷橋	平均	-	-	-	-	-	-	7.2	4	2.1	0.150	9.8	1.6	3.3	-
	2平均	-	-	-	-	-	-	7.1	10	2.7	0.218	9.7	1.2	3.9	-
	元平均	-	-	-	-	-	-	7.1	42	2.5	0.250	8.5	2.3	4.3	-
	30平均	-	-	-	-	-	-	7.2	7	4.0	0.270	8.8	1.1	4.7	-

③ 市内河川のBOD75%値の経年変化

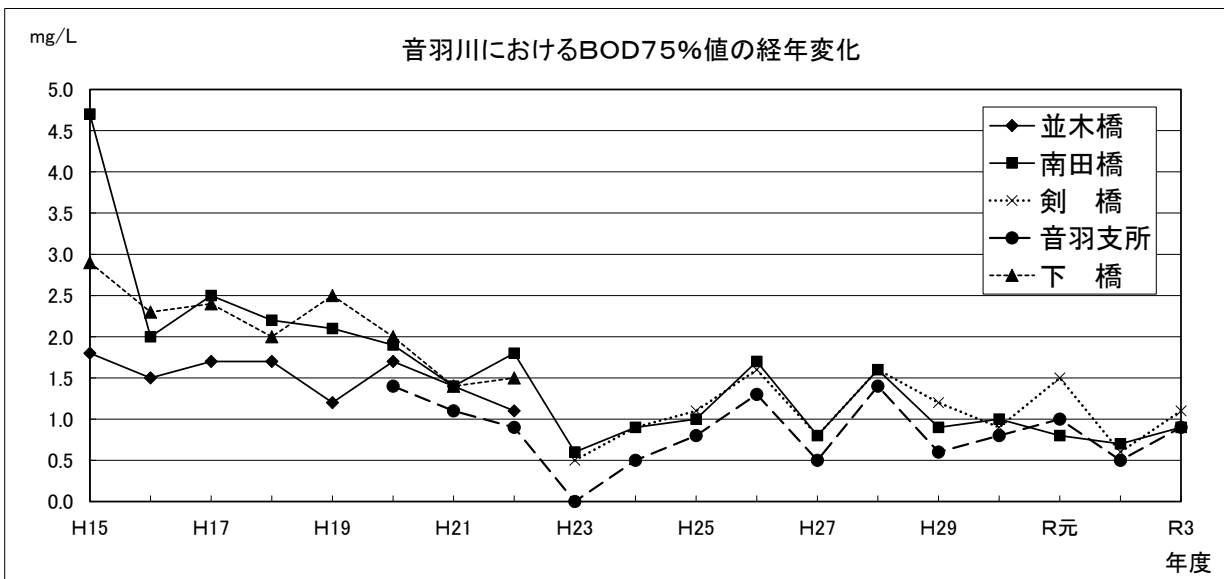
佐奈川

	単位:mg/L																		
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
荒古橋	4.8	3.2	2.6	2.5	2.7	2.6	2.0	1.8	2.4	1.4	2.2	3.9	1.4	2.1	1.5	1.5	1.8	1.8	1.3
代田橋	4.1	2.8	4.4	2.9	2.2	2.1	1.8	2.2	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
前川橋	10.0	5.9	7.2	8.2	10.0	5.5	3.7	2.2	2.4	1.7	4.2	3.0	4.8	6.4	2.8	2.2	6.4	4.3	3.0
柳橋	/	/	/	/	/	/	/	/	1.0	1.7	2.4	3.5	3.0	4.7	2.9	2.0	2.6	2.5	1.7



音羽川

	単位:mg/L																		
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
並木橋	1.8	1.5	1.7	1.7	1.2	1.7	1.4	1.1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
南田橋	4.7	2.0	2.5	2.2	2.1	1.9	1.4	1.8	0.6	0.9	1.0	1.7	0.8	1.6	0.9	1.0	0.8	0.7	0.9
下橋	2.9	2.3	2.4	2.0	2.5	2.0	1.4	1.5	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
音羽支所	/	/	/	/	/	1.4	1.1	0.9	<0.5	0.5	0.8	1.3	0.5	1.4	0.6	0.8	1.0	0.5	0.9
剣橋	/	/	/	/	/	/	/	/	0.5	0.9	1.1	1.6	0.8	1.6	1.2	0.9	1.5	0.6	1.1

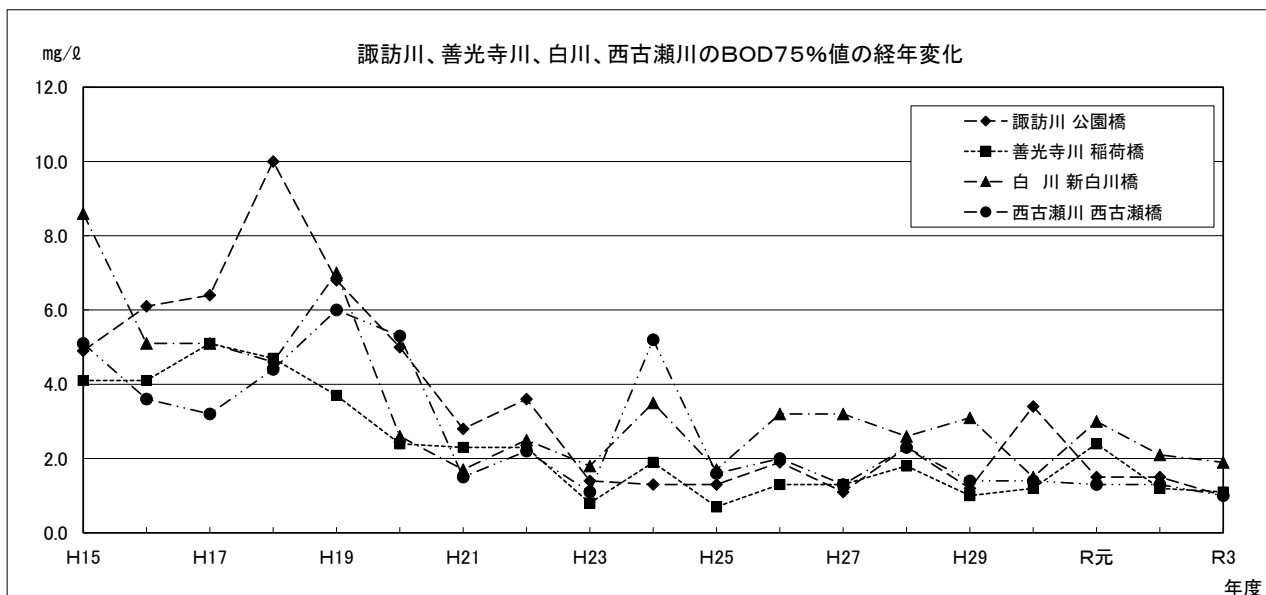


その他の河川

単位:mg/L

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
諏訪川	公園橋	4.9	6.1	6.4	10.0	6.8	5.0	2.8	3.6	1.4	1.3	1.3	1.9	1.1	2.3	1.2	3.4	1.5	1.5	1.0
善光寺川	稲荷橋	4.1	4.1	5.1	4.7	3.7	2.4	2.3	2.3	0.8	1.9	0.7	1.3	1.3	1.8	1.0	1.2	2.4	1.2	1.1
白川	新白川橋	8.6	5.1	5.1	4.6	7.0	2.6	1.7	2.5	1.8	3.5	1.7	3.2	3.2	2.6	3.1	1.5	3.0	2.1	1.9
西古瀬川	西古瀬橋	5.1	3.6	3.2	4.4	6.0	5.3	1.5	2.2	1.1	5.2	1.6	2.0	1.3	2.3	1.4	1.4	1.3	1.3	1.0

平成22年度までの採水地点は、諏訪川は諏訪橋、善光寺川は柳橋、白川は念仏橋。



		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
境川	牛の滝下流	1.4	2.5	1.8	1.1	1.6	0.7	0.9											
宮出川	宮出橋	3.1	4.8	2.0	1.8	2.1	1.7	2.2											
松本川	柿木橋	2.0	1.8	1.7	1.0	1.7	1.0	0.9	0.8	0.8	<0.5	1.0	0.9	1.2	0.5	0.7	0.7	1.7	1.1
蟹川	飯田線陸橋下	2.2	2.1	2.1	1.3	1.1	0.7	1.3											
宝川	沓打橋	2.3	1.8	1.5	1.7	1.6	1.4	0.6	<0.5	0.9	<0.5	1.1	0.7	1.1	0.7	2.0	1.4	0.6	0.7
長良女川	北岡2号橋								1.6	1.3	0.6	1.2	0.7	1.4	1.7	3.7	1.9	1.5	2.2
	北岡橋	1.1	2.1	2.5	1.4	2.2	2.2	2.1											
三手川	白鳥橋	1.6	2.1	1.3	1.0	1.3	0.9	1.0											
帯川	新切橋								0.9	1.1	1.1	3.7	1.5	2.4	1.5	1.0	2.4	1.4	2.5
	御山塚橋	2.5	2.9	2.6	2.6	2.7	2.4	2.0											
山陰川	名鉄鉄橋下					1.4	1.2	1.5	<0.5	0.9	0.7	0.8	0.6	1.6	0.8	0.9	1.1	0.7	0.9
	倉戸橋					1.2	0.5	0.7											
千束川	東千束橋					1.8	0.7	0.6											
長根川	追路橋					1.5	0.8	0.8											
室川	鍛冶屋橋					1.3	0.6	0.6											
御津川	川原橋								<0.5	1.0	0.8	1.4	0.6	1.5	0.6	0.9	0.9	0.6	1.0
	仲田橋					1.4	1.1	1.0											
	紫橋					1.7	1.0	0.7	0.5	0.8	0.8	1.5	0.7	1.7	0.9	0.9	1.0	0.6	1.0
紫川	赤根橋					1.4	1.9	1.1	0.8	1.3	1.1								
	新幹線鉄橋下											1.6	1.0	1.7	1.1	1.3	1.2	0.9	1.1
安藤川	大入頭首工					1.9	3	3.3											
走川	才ノ木橋							2.8											

④ 水生生物調査結果

指標生物と水質階級との間には、下表に示した関係がある。

この関係をもとにして、その生物が生息していた河川の水質の状態が判定できる。

実施日： 令和3年8月24日（豊川三上橋）

令和3年9月15日（音羽川豊成橋）（帯川であい橋）

水質	指標生物	音羽川 (豊成橋)	豊川 (三上橋)	帯川 (であい橋)	
きれいな水	水質階級 I	1 アミカ類			
		2 ナミウズムシ		○	●
		3 カワゲラ類	○	○	
		4 サワガニ			
		5 ナガレトビケラ類	●	●	
		6 ヒラタカゲロウ類	○	●	
		7 ブユ類			
		8 ヘビトンボ	○		
		9 ヤマトビケラ類			
		10 ヨコエビ類			
ややきれいな水	水質階級 II	11 イシマキガイ			
		12 オオシマトビケラ	○	○	
		13 カワニナ類	○		○
		14 ゲンジボタル			
		15 コオニヤンマ			
		16 コガタシマトビケラ類	●		
		17 ヒラタドロムシ類	○	○	●
		18 ヤマトシジミ			
きたない水	水質階級 III	19 イソコツブムシ類			
		20 タニシ類			
		21 ニホンドロソコエビ			
		22 シマイシビル			○
		23 ミズカマキリ			
		24 ミズムシ			
とてもきたない水	水質階級 IV	25 アメリカザリガニ			
		26 エラミミズ			
		27 サカマキガイ			
		28 ユスリカ類			○
		29 チョウバエ類			
水質階級の判定		I	I	II	

注：○は、見つかった指標生物。●は、発見数が多かった上位2種又は3種の生物。

⑤ 豊川の水質

豊川においては、愛知県で定期的に水質検査を実施しており、極めて清浄な状態となっている。

豊川の水質状況（年間平均値）

単位：pHを除いてmg/L

	江島橋			当古橋		
	元年度	2年度	3年度	元年度	2年度	3年度
水素イオン濃度（pH）	7.6	7.7	7.5	7.2	7.3	7.3
溶存酸素量（DO）	10	11	11	9.8	11	11
生物化学的酸素要求量（BOD）	0.6	0.8	0.5	0.7	0.8	0.6
化学的酸素要求量（COD）	1.9	1.8	1.6	2.1	2.0	1.6
浮遊物質（SS）	1	1	1	2	2	2

資料：愛知県「公共用水域及び地下水の水質調査結果（平成30年度～令和2年度）」

(3) ダイオキシン類調査結果

令和3年度は音羽川の水質のダイオキシン類を調査した結果、環境基準を下回っていた。

河川水（令和3年9月1日採取）

単位：pg-TEQ/L

音羽川 （並木橋）	基準値
0.063	1

(4) 地下水の状況

地下水の水質調査については、愛知県において地下水の概況調査（メッシュ調査、定点調査）を実施している。令和3年度については八幡町、三上町の井戸でメッシュ調査を実施した。その結果、八幡町の井戸では環境基準を下回っていたが三上町の井戸では環境基準を超過した物質があった。

また、平成6年度に環境基準を超過した宿町地内（六価クロム）、平成10年度に環境基準を超過した下長山町地内（テトラクロロエチレン）、令和元年度に環境基準を超過した大木町地内（トリクロロエチレン）の定期モニタリング調査は継続して実施しており、濃度に変動はあるが概ね同程度で推移している。下長山町地内で平成26年度に新たに環境基準を超過した硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素についても調査を実施した結果、環境基準を下回っていた。

<メッシュ調査>

単位：mg/L

地点名	項目	地点区分	3年度	環境基準
三上町地内 (令和3年度)	硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素	発端井戸	11	10以下
		周辺井戸	0.50～7.8	

<定期モニタリング調査>

単位：mg/L

地点名	項目	地点区分	元年度	2年度	3年度	環境基準
大木町地内 (令和元年度)	トリクロロ エチレン	発端井戸	0.24	-	-	0.01以下
		周辺井戸	<0.001 ～0.030	0.091	0.027	
	クロロ エチレン	発端井戸	<0.0002	-	-	0.002以下
		周辺井戸	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	1,2-ジクロロ エチレン	発端井戸	0.023	-	-	0.04以下
		周辺井戸	<0.004 ～0.13	0.42	0.18	

単位：mg/L

地点名	項目	地点区分	30年度	元年度	2年度	3年度	環境基準
下長山町地内 (平成10年度)	テトラクロロ エチレン	発端井戸	0.031	0.011	0.021	0.0048	0.01以下
		周辺井戸	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素	発端井戸	7.3	6.6	6.1	4.9	10以下
		周辺井戸	0.14	0.18	0.13	0.17	

単位：mg/L

地点名	項目	地点区分	30年度	元年度	2年度	3年度	環境基準
宿町地内 (平成6年度)	六価クロム	発端井戸	0.04	0.07	0.07	0.06	0.05以下
		周辺井戸	0.03	0.04	0.05	<0.01	

資料：愛知県「公共用水域及び地下水の水質調査結果（平成29年度～令和3年度）」

(5) 生活排水対策の取組

本市は、平成4年度に佐奈川流域が水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定されたことを受け、生活排水対策推進計画を平成5年3月に策定した。その後、平成10年3月及び平成30年3月に計画改定を行い、現在は、計画目標年度を平成39年度として、「カワセミ棲む豊かな水域をみんなで育み守る ひと心地よいまち、とよかわ」を計画の理念とし、この計画に基づき、水質汚濁の主な原因となっている生活排水への対策を、総合的・体系的に推進している。

・計画の目標

- 水はきれいにして川にながす
- 自然豊かで心地よい水辺をふやす
- めざしている水環境や社会をみなの手でつくる

①公共下水道の整備

下水道は、生活排水や工場・事業所等の排水を集めて、処理場において微生物の働きで分解処理し、きれいな水として川や海へ排出する施設である。

令和4年3月31日現在、市内の公共下水道の人口普及率は86.9%である。

②農業集落排水処理施設の整備

農業集落排水処理施設は、農村の各家庭から排出される生活排水などを1か所に集め、処理施設で浄化する、いわば農村における小規模な下水道である。現在、次の4処理区で供用している。

処理区名	供用開始年度	計画人口
正岡処理区	平成7年6月1日	720人
千両処理区	平成14年6月1日	1,380人
一宮東部処理区	平成12年6月1日	750人
一宮西部処理区	平成17年3月1日	1,080人

③浄化槽の普及

浄化槽は、し尿と台所・洗濯・風呂などの排水を同時に処理するものである。し尿だけを処理する単独処理浄化槽が生活排水の約20%程度を浄化するのに対し、浄化槽では約90%の浄化が可能である。

市では、公共下水道等の整備が当面見込まれない地域内において、汲み取り便所や既存単独処理浄化槽を廃止し、浄化槽を設置する際に、設置費の一部を補助している。

④生活排水クリーン推進員の設置

地域住民主体での生活排水対策の推進を図るため、平成6年度より生活排水クリーン推進員を設置している。毎年、豊川市内全域に依頼しており、令和3年度は24名の推進員がいる。

⑤生活排水学習会・出前講座等の啓発事業

台所からの排水による水質汚濁等の問題を取り上げ、パックテストなどによる簡易な実験を含めた学習会を開催している。また、市民まつり「おいでん祭」においても、生活排水対策の啓発活動を行っている。(令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止)

5 騒音・振動

(1) 騒音に係る環境基準

① 道路に面する地域以外に係る環境基準

地域の区分 時間の区分		A 類 型				B 類 型				C 類 型			
		一 種 低 住	二 種 低 住	一 種 中 住	二 種 中 住	一 種 住 居	二 種 住 居	準 住 居	調 整	近 隣 商 業	商 業	準 工 業	工 業
基 準 値	昼 間 6 時～2 2 時	d B 以下								d B 以下			
	夜 間 2 2 時～6 時	5 5								6 0			
		4 5								5 0			

② 道路に面する地域に係る環境基準

地域の区分 時間の区分		基 準 値	
		昼 間	夜 間
		6 時～2 2 時	2 2 時～6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域		d B 以下 6 0	d B 以下 5 5
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域		6 5	6 0
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域			

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値			
昼 間 6 時～2 2 時		夜 間 2 2 時～6 時	
7 0	d B 以下	6 5	d B 以下

注 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ① 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）
 - ② 一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に定める自動車専用道路
- 2 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により、特定された範囲をいう。
- ① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 1 5 メートル
 - ② 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 2 0 メートル

(2) 環境騒音調査

環境騒音の24時間調査を道路に面する地域以外の地域に係る環境基準適合状況を把握することを目的に実施した。

調査の結果、9か所すべてで環境基準を達成した。

単位：dB

調査地点	類型	時間の区分	環境基準	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国府町下河原 (第一種中高層住居専用地域)	A	昼	55	46	48	50
		夜	45	40	39	43
金屋本町1丁目 (第一種中高層住居専用地域)	A	昼	55	50	49	53
		夜	45	41	40	44
牛久保町若子 (第一種住居地域)	B	昼	55	49	47	47
		夜	45	41	39	45
八幡町本郷 (市街化調整区域)	B	昼	55	48	49	47
		夜	45	37	40	39
上長山町小南口原 (市街化調整区域)	B	昼	55	53	52	52
		夜	45	43	40	42
中央通2丁目 (商業地域)	C	昼	60	50	52	49
		夜	50	41	39	38
新道町2丁目 (準工業地域)	C	昼	60	56	53	53
		夜	50	47	47	43
赤坂町西裏 (第一種住居地域)	B	昼	55	45	47	46
		夜	45	40	38	42
御津町西方 (第一種住居地域)	B	昼	55	53	53	52
		夜	45	40	40	42

(3) 自動車騒音調査

自動車騒音の要請限度の超過状況を把握するため、市内の主要道路において調査を行っており、一般国道1号（新栄町3丁目）と一般国道23号（御津町下佐脇）で要請限度を超過していた。

単位：dB

測定地点	時間の区分	測定値			要請限度	適・否		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般国道1号 （新栄町3丁目）	昼	74	74	74	75	○	○	○
	夜	73	73	74	70	×	×	×
一般国道23号 （御津町下佐脇）	昼	74	76	77	75	○	×	×
	夜	73	75	75	70	×	×	×
県道豊橋豊川線 （諏訪3丁目）	昼	68	67	69	75	○	○	○
	夜	61	59	61	70	○	○	○
県道千万町豊川線 （本野町）	昼	64	63	64	70	○	○	○
	夜	56	59	56	65	○	○	○
県道豊川新城線 （足山田町）	昼	66	67	68	75	○	○	○
	夜	61	61	64	70	○	○	○
県道大代赤坂線 （萩町）	昼	53	52	53	75	○	○	○
	夜	46	44	43	70	○	○	○

測定値：24時間連続測定をし、その等価騒音を時間帯ごとに平均した値

(4) 自動車騒音常時監視

道路を走行する自動車の運行に伴って発生する騒音に対して、地域がさらされる年間を通じての平均的状況を継続的に把握するため、5か年で市内の主要道路（8路線）調査を実施している。（県の権限委譲を受けて、平成24年より開始）

① 面的評価における環境基準の達成状況

路線名	面的評価（全体）					面的評価（近接空間）					面的評価（非近接空間）				
	住居等 戸数 ①+②+ ③+④	昼夜と も基準 値以下 ①	昼のみ 基準値 以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	昼夜と も基準 値超過 ④	住居等 戸数 ①+②+ ③+④	昼夜と も基準 値以下 ①	昼のみ 基準値 以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	昼夜と も基準 値超過 ④	住居等 戸数 ①+②+ ③+④	昼夜と も基準 値以下 ①	昼のみ 基準値 以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	昼夜と も基準 値超過 ④
東名高 速道路	197	192 (97.5%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	3 (1.5%)	79	76 (96.2%)	1 (1.3%)	0 (0.0%)	2 (2.5%)	118	116 (98.3%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)
東名高 速道路	146	145 (99.3%)	1 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	60	60 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	86	85 (98.8%)	1 (1.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
国道1号	88	71 (80.7%)	10 (11.4%)	0 (0.0%)	7 (8.0%)	44	33 (75.0%)	4 (9.1%)	0 (0.0%)	7 (15.9%)	44	38 (86.4%)	6 (13.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
国道1号	544	426 (78.3%)	20 (3.7%)	0 (0.0%)	98 (18.0%)	189	96 (50.8%)	2 (1.1%)	0 (0.0%)	91 (48.1%)	355	330 (93.0%)	18 (5.1%)	0 (0.0%)	7 (2.0%)
国道23号	168	137 (81.5%)	31 (18.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	67	40 (59.7%)	27 (40.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	101	97 (96.0%)	4 (4.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
国道151号	337	336 (99.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	73	73 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	264	263 (99.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)
国道362号	117	117 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	44	44 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	73	73 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
国府 馬場線	549	549 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	226	226 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	323	323 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
東三河 環状線	732	732 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	298	298 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	434	434 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
豊橋 豊川線	582	582 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	262	262 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	320	320 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注1 面的評価の対象範囲は道路端から50メートルの範囲

- 2 近接空間とは、面的評価を行う50メートルの範囲のうちで、次の区分に応じた道路端からの距離に示す範囲を示す。50mの評価範囲のうちで近接空間以外の場所が非近接空間となる。
 - ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル
- 3 上記のうち、国道362号線は令和3年度に評価実施。その他の路線については過年度調査を再評価して記載。

② 基準点における等価騒音レベル

年度	路線名	調査地点	基準点騒音レベル(dB) (LAeq)		背後地騒音レベル(dB) (LA95)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
H24	国道 1 号	伊奈町	7 4	7 2	4 4	4 0
	国道 23 号	御津町大草	7 5	7 4	3 9	3 3
H25	東名高速道路	六角町	6 0	5 9	5 0	4 8
H26	国府馬場線	諏訪西町	6 9	6 4	4 3	3 8
	豊橋豊川線	南大通 2 丁目	6 8	6 2	4 4	3 4
H27	国道 151 号	上野 3 丁目	7 0	6 5	4 1	4 1
	東三河環状線	桜ヶ丘町	6 4	5 7	4 0	3 4
H28	国道 362 号	三谷原町	7 0	6 6	4 2	4 0
H29	国道 1 号	伊奈町	7 4	7 0	4 3	3 9
	国道 23 号	御津町大草	7 0	6 9	3 9	3 5
H30	東名高速道路	六角町	5 9	5 7	4 9	4 6
R 元	国府馬場線	諏訪西町	6 8	6 4	4 0	3 6
	豊橋豊川線	南大通 2 丁目	6 7	6 1	3 6	3 3
R 2	国道 151 線	上野 3 丁目	7 0	6 4	4 3	4 6
	東三河環状線	桜ヶ丘町	6 3	5 5	4 1	4 0
R 3	国道 362 号	三谷原町	6 9	6 5	4 1	3 9

(5) 特定工場等の規制基準

① 騒音

時間の区分 地域の区分	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
	8 時～19 時	6 時～8 時及び 19 時～22 時	22 時～6 時
第一種・二種低層住居専用 第一種・二種中高層住居専用 田園住居	d B 45	d B 40	d B 40
第一種・二種住居 及び準住居	50	45	40
近隣商業・商業 及び準工業	65	60	50
市街化調整区域	60	55	50
工 業	70	65	60
工 業 専 用	75	75	70
都市計画区域以外	60	55	50

注1 上記に掲げる近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用地域、市街化調整区域及び都市計画区域以外内に所在する学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における規制基準は、上記に掲げるそれぞれの値から5dB減じた値とする。

2 一種・二種低住、一種・二種中住、一種・二種住居、準住居地域又は田園住居に接する工業及び工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内における規制基準は、上記に掲げるそれぞれの値から5dB減じた値とする。

② 振動

地域の区分 \ 時間の区分	昼 間	夜 間
	7 時～20 時	20 時～7 時
第一種・二種低層住居専用 第一種・二種中高層住居専用 田園住居	60 d B	55 d B
第一種・二種住居 及び準住居	65	55
近隣商業・商業 及び準工業	65	60
市街化調整区域	65	60
工業	70	65
工業専用	75	70
都市計画区域以外	65	60

注1 上記に掲げる工業、工業専用地域内に所在する学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における規制基準は、上記に掲げるそれぞれの値から5dB減じた値とする。

2 一種・二種低住、一種・二種中住、一種・二種住居、準住居地域又は田園住居に接する工業及び工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内における規制基準は、上記に掲げるそれぞれの値から5dB減じた値とする。

(6) 騒音・振動特定施設設置基数

施設の種類の区分	騒音規制法		振動規制法		条例（騒音）		条例（振動）	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
金属加工機械	115	1,415	94	1,441	28	400	16	265
送風機及び排風機	230	1,457	—	—	36	552	80	167
空気圧縮機及び冷凍機			159	1,278	230	1,806	261	2,037
土石用破碎機等	7	22	9	22	3	2	2	3
織機	75	5,473	60	5,468	0	0	0	0
建設用資材製造機械	15	17	0	16	1	2	1	2
穀物用製粉機	1	2	—	—	0	0	1	2
木材加工機械	54	135	6	3	5	53	0	0
抄紙機	0	0	—	—	0	0	—	—
印刷機械	24	82	9	138	3	38	1	6
ロール機	—	—	1	0	—	—	0	0
合成樹脂用射出成形機	39	990	40	385	7	283	6	274
鋳造型機	0	0	4	0	0	0	0	6
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	—	—	—	—	34	63	31	82
走行クレーン	—	—	—	—	1	125	—	—
洗びん機	—	—	—	—	0	0	—	—
真空ポンプ	—	—	—	—	0	8	—	—
計	560	9,593	382	8,751	348	3,332	399	2,844

(7) 建設工事による騒音・振動

① 特定建設作業届出件数（騒音）

単位：件

特定建設作業の種類	規 制 法	条 例
くい打ち機等を使用する作業	2 2	0
びょう打ち機等を使用する作業	0	0
さく岩機を使用する作業	1 8 5	0
空気圧縮機を使用する作業	7 5	0
コンクリートプラント等を設けて行う作業	3	0
バックホウを使用する作業	1 6 8	—
トラクターショベルを使用する作業	5	—
ブルドーザーを使用する作業	2 2	—
建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業	—	3 2
コンクリートミキサー車等を使用する作業	—	3 5 1
コンクリートカッターを使用する作業	—	1 8 3
ブルドーザー等を使用する作業	—	8 1 8
ロードローラー等を使用する作業	—	4 1 1
合 計	4 8 0	1, 7 9 5

② 特定建設作業届出件数（振動）

単位：件

特定建設作業の種類	規 制 法	条 例
くい打ち機等を使用する作業	2 3	0
鋼球を使用して破壊する作業	0	0
舗装版破砕機を使用する作業	2	0
ブレーカーを使用する作業	1 7 7	0
合 計	2 0 2	0

(8) 深夜営業騒音の規制

・規制対象業種

飲食店、喫茶店、ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、テニス場、遊泳場、アイススケート場、カラオケボックス

・規制時間

22時～翌日の6時

・規制基準

地域の区分	規制基準 (dB)
第一種・二種低層住居専用 第一種・二種住居	第一・二種中高層住居専用 準住居・田園住居 40
近隣商業・商業・準工業	50
工業	60
工業専用	70
市街化調整区域・都市計画区域以外	50

注1 上記に掲げる近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用地域、市街化調整区域及び都市計画区域以外に所在する病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内における規制基準は、上記に掲げるそれぞれの値から5dB減じた値とする。

注2 第一種・二種低住、第一種・二種中住、第一種・二種住居又は準住居地域に接する工業又は工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内における規制基準は、上記に掲げるそれぞれの値から5dB減じた値とする。

(9) 深夜における音響機器の使用制限

規制対象	使用禁止時間	使用禁止地域	対象機器
飲食店 喫茶店 カラオケボックス	23時 ～ 翌日の6時	第一種・二種低層住居専用 第一種・二種中高層住居専用 第一種・二種住居 準住居・田園住居	カラオケ装置、 音響再生装置、 楽器、拡声装置、 有線ラジオ放送受信装置

注) 音が外部に漏れない場合は使用可能

(10) 作業騒音の規制

・規制対象作業

- 板金、製かん
- 金属材料の引き抜き
- 電気・ガス溶接、金属切断
- 内燃機関の試験、調整
- 木材切削等の加工
- 貨物の搬入、搬出
- 電動・空気動力工具を使用する金属研磨、切削、びょう打ち
- 音響発生機器（楽器を含む。）の組立、試験、調整
- 鉄骨・橋りょうの組立（建設の現場作業を除く。）
- 鍛造
- 工業用ミシンの使用
- 重量物（原木、原紙、鉄材等）の積込み、積卸し
- 建設用機械の使用（建設の現場作業を除く。）

・騒音の基準

特定工場等の規制基準に同じ

6 悪臭

(1) 悪臭関係業種

条例施行規則別表 28 悪臭関係業種

番号	業 種
1	畜産農業のうち次に掲げるもの イ：豚房施設（豚房の総面積が50㎡未満のものを除く。）を有するもの ロ：牛房施設（牛房の総面積が200㎡未満のものを除く。）を有するもの ハ：鶏を3,000羽以上飼育するもの ニ：うずらを20,000羽以上飼育するもの
2	飼料又は有機質肥料の製造業（乾燥施設を有するものに限る。）
3	コーンスターチ製造業
4	レーヨン製造業（紡糸施設を有するものに限る。）
5	クラフトパルプ製造業
6	セロファン製造業（製膜施設を有するものに限る。）
7	ゴム製品製造業（加硫施設を有するものに限る。）
8	石油化学工業（カプロラクタムの製造施設を有するものに限る。）
9	石油精製業
10	製鉄業（溶鉱炉を有するものに限る。）
11	鋳物製造業（シェルモールド法によるものに限る。）
12	化製場（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第2項の化製場をいう。）
13	し尿処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定による許可又は第9条の3第1項の規定による届出がなされたし尿処理施設（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽を除く。）を有するものに限る。）
14	ごみ処理場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定による許可又は第9条の3第1項の規定による届出がなされたごみ処理施設を有するものに限る。）
15	終末処理場（下水道法第2条第6号の終末処理場をいう。）

(2) 規制基準（悪臭防止法）

単位：臭気指数

	第一種地域	第二種地域	第三種地域
地域の区分	第一種・二種低層住居専用 第一種・二種中高層住居専用 第一種・二種住居 準住居 近隣商業・商業	準工業 工業 工業専用	市街化調整区域
工場・事業場の敷地境界	1.2	1.5	1.8
気体排出口	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出		
排出水	2.8	3.1	3.4

臭気指数規制の概要

臭気指数の算定方法

「臭気指数」は、問題となるにおいのついた空気や水をにおいが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍数「臭気濃度」から、次式により算出する。

$$\text{「臭気指数」} = 1.0 \times \log_{10} (\text{「臭気濃度」})$$

【計算例】

問題となるにおいを100倍まで希釈してにおいを感知することができなくなった場合、「臭気濃度」は100となるので、臭気指数は次のとおり算出される。

$$\text{臭気指数} = 1.0 \times \log_{10} (100) = 2.0$$

参考

- 臭気指数1.0 = ほとんどの人が気にならない臭気の状態
- 臭気指数1.2～1.5 = 気をつければ分かるにおい（希釈倍率1.6～3.2倍）
- 臭気指数1.8～2.1 = らくに感知できるにおい（希釈倍率6.3～12.6倍）

7 地盤沈下

(1) 水準測量による地盤変動調査結果

愛知県において、水準測量による地盤沈下の調査を続けているが、近年 1 cm 以上沈下した水準点はない。(平成 18 年度以降は 4 年に 1 回実施)

No.	水準点所在地及び番号		16 年度	17 年度	18 年度	22 年度	26 年度	30 年度
1	諏訪 1 丁目 63	159-1	+0.19	—	+0.20	+0.00	+0.00	+0.00
2	豊川町波通 20-3	159	+0.43	—	+0.39	+0.08	+0.15	-0.06
3	中央通 4 丁目 66	139	+0.37	—	+0.40	-0.06	-0.01	+0.10
4	諏訪 3 丁目 246	140	+0.30	—	+0.25	+0.04	+0.00	-0.02
5	市田町中社 102	141	-0.05	—	+0.00	+0.03	-0.57	-0.26
6	野口町前野 90	160	—	—	+0.20	+0.32	-0.26	-0.01
7	八幡町西赤土 18-1	160-1	+0.00	+0.00	+0.00	+0.00	-0.22	+0.03
8	国府町下坊入 27-5	001-305	-0.09	+0.24	-0.42	+0.42	-0.43	-0.40
9	為当町新屋河原 8-29	143	+0.04	+0.34	-0.62	+0.53	-0.41	-0.01
10	中条町堤外 2	1481	+0.40	—	+0.23	-0.06	+0.03	-0.21
11	行明町原月 1217-1	A-398	+0.44	—	+0.11	-0.18	-0.07	-0.34
12	国府町下坊入 10-1	豊流-20	-0.06	+0.30	-0.47	+0.58	-0.39	-0.14
13	御津町御馬塩浜 2	894	+0.01	+0.47	-0.71	—	-0.18	-0.12
14	御津町西方宮長 31	150	-0.05	+0.54	-0.63	+0.25	-0.58	-0.32
15	御津町下佐脇新田砂山 32	895	+0.08	—	+0.07	+0.44	+0.01	-0.27
16	御津町御馬梅田 3	149	+0.03	—	+0.11	+0.25	-0.18	-0.36

注 1 資料：愛知県

2 数値の単位は cm で、+ は地面が隆起したこと（前回測定比）を示す。

(2) 地下水位の状況

県の委託により、地盤沈下観測所（豊川市行明町地内・小坂井町地内）の3観測井の地下水位を常時測定している。また、既設井（1か所）で地下水位を月1回測定している。
前年度に比べて、大きな変化は見られなかった。

地盤沈下観測所年平均水位の状況

単位：m

年	豊川				小坂井	
	96m井 (T.P. +7.57m)		50m井 (T.P. +7.65m)		58m井 (T.P. +7.40m)	
	年平均水位	前年度比	年平均水位	前年度比	年平均水位	前年度比
24	-8.79	+0.48	-6.72	-0.06	-8.79	+0.51
25	-8.52	+0.27	-6.74	-0.02	-8.74	+0.05
26	-8.37	+0.15	-6.68	+0.06	-8.96	-0.22
27	-8.14	+0.23	-6.59	+0.09	-8.82	+0.14
28	-8.11	+0.03	-6.65	-0.06	-9.00	-0.18
29	-8.64	-0.53	-6.80	-0.15	-9.15	-0.15
30	-8.31	+0.33	-6.64	+0.16	-8.79	+0.36
元	-8.25	+0.06	-6.74	-0.10	-8.84	-0.05
2	-8.14	+0.11	-6.63	+0.11	-9.06	-0.22
3	-8.26	-0.12	-6.67	-0.04	-8.95	+0.11

※水位は管頭下で表示

T.P. : 「東京湾平均海面 (Tokyo Peil)」の意
資料：愛知県

既設井年平均水位の状況

単位：m

年	為当町	
	年平均水位	変動幅
26	-5.43	4.10
27	-5.02	2.40
28	-4.41	1.40
29	-4.61	1.70
30	-4.53	1.60
元	-4.57	2.40
2	-4.57	1.70
3	-4.80	2.10

※水位は管頭下で表示

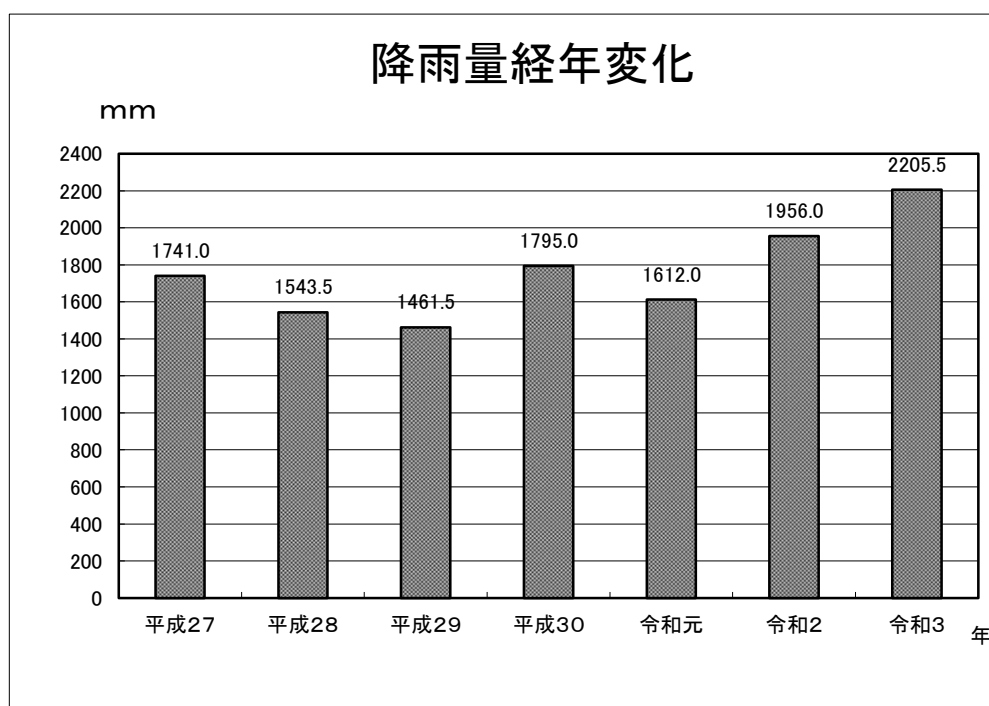
変動幅は最高と最低の差
資料：愛知県

(3) 降雨量

単位：mm

	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
1月	100.0	57.5	33.5	70.0	15.5	70.5	69.5
2月	50.0	75.5	57.0	21.0	48.0	68.5	44.0
3月	124.0	166.0	86.5	195.5	53.5	204.5	236.5
4月	143.0	143.5	197.0	200.5	142.0	119.0	177.5
5月	90.5	194.0	68.0	294.0	183.0	129.0	212.5
6月	113.5	175.5	198.5	214.0	147.0	265.0	122.5
7月	293.0	108.5	59.5	133.5	349.0	543.0	353.0
8月	279.5	9.5	128.5	90.0	127.5	46.5	564.0
9月	336.5	343.5	94.0	390.0	24.0	243.5	219.0
10月	61.0	103.5	448.0	58.5	394.0	213.0	35.5
11月	90.0	77.0	50.5	53.5	57.5	41.0	64.5
12月	60.0	89.5	40.5	74.5	71.0	12.5	107.0
年計	1,741.0	1,543.5	1,461.5	1,795.0	1,612.0	1,956.0	2,205.5

資料：消防本部



8 融資制度

本市では、公害防除施設を設置する中小企業者に対する助成措置として、「豊川市公害防除施設整備資金利子補給補助金制度」を設けている。

(1) 公害防除施設整備資金利子補給補助金制度の利用状況

公害種類別新規受付件数

	ばい煙	粉じん	水質	悪臭	騒音	振動	その他	計
24年度	0	0	0	0	0	0	0	0
25年度	0	0	0	0	0	0	0	0
26年度	0	0	0	0	0	0	0	0
27年度	0	0	0	0	0	0	0	0
28年度	0	0	0	0	0	0	0	0
29年度	0	0	0	0	0	0	0	0
30年度	0	0	0	0	0	0	0	0
元年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2年度	0	0	0	0	0	0	0	0
3年度	0	0	0	0	0	0	0	0

() 内は認定額 単位：千円

業種別新規受付件数

	食料品	繊維工業	木製家具	鉄鋼業	金属製品	機械器具	その他	計
24年度	0	0	0	0	0	0	0	0
25年度	0	0	0	0	0	0	0	0
26年度	0	0	0	0	0	0	0	0
27年度	0	0	0	0	0	0	0	0
28年度	0	0	0	0	0	0	0	0
29年度	0	0	0	0	0	0	0	0
30年度	0	0	0	0	0	0	0	0
元年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2年度	0	0	0	0	0	0	0	0
3年度	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 融資制度

(令和4年3月31日現在)

事業主体 (制度名)	市・県		市	県		
	小規模企業等振興資金		豊川市小規模企業 事業資金	農業近代化資金	経済環境適応資金 パワーアップ資金【環境・省エネ】	
条件等	通常資金	小口資金				
融資対象	従業員50人以下(商業・サービス業は30人以下)の中小事業者 (特定非営利活動法人も対象) ・設備資金 ・運転資金	従業員20人以下(宿泊業及び娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)の中小事業者 (特定非営利活動法人は対象外) ・設備資金 ・運転資金	従業員20人以下(宿泊業及び娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)の中小事業者 (特定非営利活動法人は対象外) ・設備資金 ・運転資金	農業者 ・施設整備資金	①環境負荷低減設備を導入し、省エネに取り組む中小企業者 ②現在地又は移転先(県内)で公害を防止するために必要な施設等の設置及び改良等を行う中小企業者 ア. 公害防除施設、イ. 工場移転	
融 資 条 件	貸付率	特こ定めなし	特こ定めなし	特こ定めなし	80%以内 (認定農業者100%以内)	特こ定めなし
	限度額	5,000万円	2,000万円 (信用保証協会付 融資残高との合 計が2,000万円 以内であること)	2,000万円 (信用保証協会付 融資残高との合 計が2,000万円 以内であること)	個人1,800万円、法人3,600万円 農業経営者個人 1,800万円 (総2億円) 農業生産法人2億円	1億5,000万円
	年利率	設備資金・運転資金 返済10年以内 1.6% (設備のみ) 返済7年以内 1.5% 返済5年以内 1.4% 返済3年以内 1.3%	設備資金・運転資金 返済10年以内 1.4% (設備のみ) 返済7年以内 1.3% 返済5年以内 1.2% 返済3年以内 1.1%	設備資金・運転資金 返済10年以内 1.3% (設備のみ) 返済7年以内 1.2% 返済5年以内 1.1% 返済3年以内 1.0%	金利情勢により変動	設備資金・運転資金(ア・イは設備資金のみ) ア・イは利子補給制度あり 6/10 (アは融資額5,000万円、イは融資額7,000万円を上限として利子補給を行う) 返済10年以内 1.3%以内(設備のみ) 返済7年以内 1.2%以内 返済5年以内 1.1%以内
	期間	設備: 10年以内 運転: 7年以内 (うち据置1年以内)	設備: 10年以内 運転: 7年以内 (うち据置1年以内)	設備: 10年以内 運転: 7年以内 (うち据置1年以内)	15年以内	設備: 10年以内 運転: 7年以内 (うち据置1年以内)
償還方法	均等月賦	均等月賦又は一時返済	均等月賦又は一時返済	均等年賦	均等月賦	
問合せ先	豊川市産業環境部 商工観光課 TEL 0533-89-2140			東三河農林水産事務所 農業改良普及課 TEL 0532-63-3529	①愛知県産業労働部 中小企業金融課 TEL 052-954-6333 ②東三河総局県民環境部 環境保全課 TEL 0532-54-5111	

9 浄化槽設置整備事業補助

川や海など公共用水域の水質汚濁の原因として、ほとんど未処理のまま排出されている生活雑排水が社会的な問題となっている。

本市では、生活排水対策事業の1つとして、し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯水）を併せて処理できる浄化槽を設置する際に、設置費の一部を補助している（平成元年4月1日制度開始）。

<補助金の対象者>

汲み取り便所や単独処理浄化槽（し尿のみを処理するもの）を廃止し、専用住宅に浄化槽（し尿と生活雑排水を併せて処理するもの）で建築確認を伴わずに設置する者（併用住宅でも、住居面積が1/2以上ある場合は、住居部分が補助対象）。

※平成13年度より対象者を変更

<補助対象の浄化槽>

処理対象人員が50人以下の浄化槽で、浄化槽法の構造基準に適合するもの（BODの除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/l以下のもの）。

<補助対象地域>

1. 豊川市域の内、次に定める区域を除く全地域
 - (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画に定められた予定処理区域
 - (2) 農業集落排水処理事業計画区域
 - (3) その他市長が指定する区域
2. 事業計画に定められた予定処理区域内であっても当分の間（概ね7年以上。）下水道の整備が見込まれない区域

<補助金の額>

浄化槽設置費の1/2とする。限度額は下表のとおり。

人槽の区分（人）	補助金の限度額	既存単独処理浄化槽撤去費
5	332,000円	90,000円
6～7	414,000円	
8～50	548,000円	

浄化槽設置補助数

年度		人槽			
		5	7	10	計
24年度	基数	9	4	0	13
	処理人口(人)	21	20	0	41
	補助金額(千円)	2,988	1,656	0	4,644
25年度	基数	7	5	0	12
	処理人口(人)	17	19	0	36
	補助金額(千円)	2,322	2,070	0	4,392
26年度	基数	4	9	0	13
	処理人口(人)	10	35	0	45
	補助金額(千円)	1,328	3,726	0	5,054
27年度	基数	5	5	0	10
	処理人口(人)	15	16	0	31
	補助金額(千円)	1,660	2,070	0	3,730
28年度	基数	6	2	1	9
	処理人口(人)	15	8	6	29
	補助金額(千円)	1,992	828	548	3,368
29年度	基数	1	2	0	3
	処理人口(人)	3	8	0	11
	補助金額(千円)	332	828	0	1,160
30年度	基数	2	7	0	9
	処理人口(人)	3	29	0	32
	補助金額(千円)	664	2,898	0	3,562
元年度	基数	2	1	1	4
	処理人口(人)	4	6	6	16
	補助金額(千円)	664	414	548	1,626
2年度	基数	2	0	0	2
	処理人口(人)	4	0	0	4
	補助金額(千円)	664	0	0	664
3年度*	基数	2	4	1	7
	処理人口(人)	4	17	5	26
	補助金額(千円)	754	1,926	504	3184

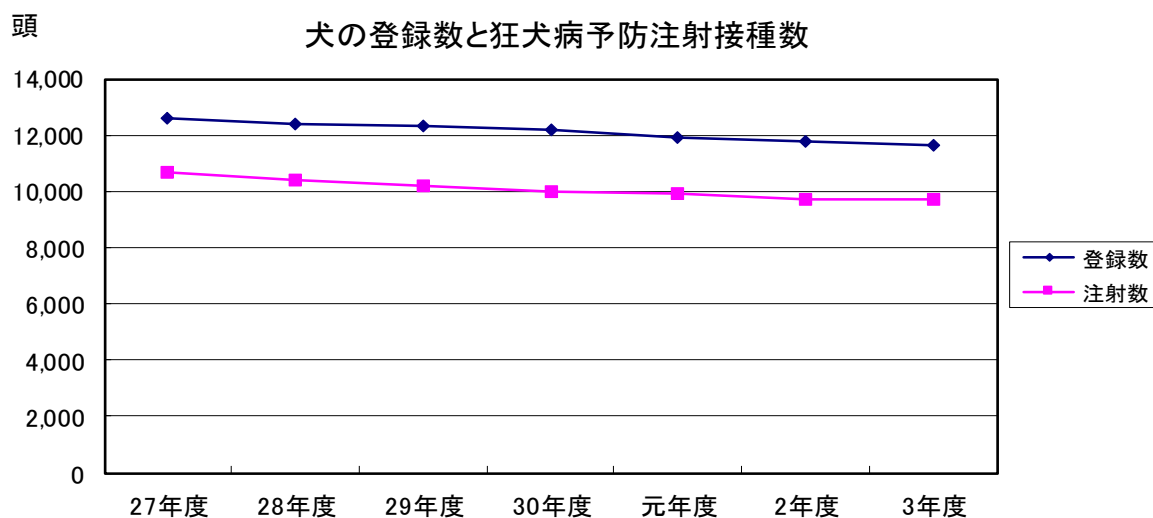
※ 令和3年度以降は既存単独処理浄化槽撤去費を補助

10 衛生関係

(1) 犬の登録・狂犬病予防注射接種数

単位：頭

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
登録数	12,578	12,406	12,291	12,197	11,935	11,759	11,649
注射数	10,693	10,376	10,183	9,999	9,904	9,743	9,680



(2) 地域猫不妊去勢手術費補助制度実績

単位：頭

	2年度	3年度
不妊手術	102	161
去勢手術	86	146

※2年度は10月1日より補助開始

(3) 市営墓地の概要

- ・豊川市御油墓園（昭和51年度設置）

- ◇ 所在地 豊川市御油町上ノ山1番地の6
" 膳ノ棚47番地の4
- ◇ 区画数 751区画 1.98㎡/区画
- ◇ 利用者数 690区画（令和3年度末）
- ◇ 永代使用料 290,000円

- ・豊川市御油第二墓園（平成10年度設置）

- ◇ 所在地 豊川市御油町膳ノ棚27番地
- ◇ 区画数 1,070区画 1.98㎡/区画
- ◇ 利用者数 1,070区画（令和3年度末）
- ◇ 永代使用料 360,000円

- ・豊川市金沢墓園（昭和53年度設置）

- ◇ 所在地 豊川市金沢町藤弦8番地の2
- ◇ 区画数 200区画 2.34㎡/区画
- ◇ 利用者数 199区画（令和3年度末）
- ◇ 永代使用料 150,000円

1 1 環境学習会等の啓発事業

※令和3年度実績

事業名		開催日	事業内容	参加者(定員)
環境出前講座		随時	地球温暖化防止、生活排水対策及び生物多様性を題材とした環境学習	児童クラブ10回 延べ284人
エコチャレンジ・カレンダー		-	カレンダーの作成・配付	小学5年生 (2,000部)
緑のカーテン事業		-	市内小中学校、保育園及び公共施設に緑のカーテンを設置	17小中学校 23保育園 17公共施設
緑のカーテン育て方講座		5/15	緑のカーテンの効果や、育て方についての講義及び実演	28人
おいでん祭		5/22, 23	環境コーナーの運営	中止
酸性雨学習会		6/26	親子で酸性雨の調査・学習	24人
赤塚山公園自然観察会		6~1月	赤塚山公園での、生き物などの観察	延べ73人
子ども環境体験ツアー	地球温暖化とエネルギー	7/21	「あいち環境学習プラザ・でんきの科学館(名古屋市)」での、地球温暖化や新エネルギーについての学習	11人
	自然とつながる未来都市	7/28	「もりの学舎(長久手市)」、「とよたecoful town(豊田市)」での、森林保護と環境技術についての学習	10人
	音羽川水生生物調査団	8/4	音羽川での水生生物観察	15人
水生生物調査(国府小学校区コミュニティ推進委員会)		8/22	音羽川での生き物調査	中止
地球温暖化対策実行計画推進員研修		9/8	第3次豊川市役所地球温暖化対策実行計画に基づく、市職員向け研修	46人
水質調査(八南小学校)		9/9	白川での水質調査	95人
生活排水学習会		10/30	生活排水対策講座	中止
窓から始めるお家の省エネ講座		12/4	住宅の省エネ、窓断熱などを学ぶ講座	17人
里山でキノコの菌打ちをしよう!		3/5	間伐材を利用した、キノコの菌打ち体験	13人
春の里山で身近な生き物を探そう!		3/19	身近な里山(東三河ふるさと公園及びその周辺)の昆虫・植物調査	14人

1 2 環境行政の歩み

	国 等	県
昭和42年	8. 3 公害対策基本法を公布施行	
昭和43年	6.10 騒音規制法を公布（施行12.1） 大気汚染防止法を公布（施行12.1）	
昭和45年	4.21 水質汚濁に係る環境基準を閣議決定 12.25 水質汚濁防止法を公布（施行46.6.24）	11. 1 愛知県公害審査会を設置 12. 3 愛知県公害対策審議会を設置
昭和46年	6. 1 悪臭防止法を公布（施行47.5.31）	4. 2 愛知県公害防止条例を公布（施行10.1）
昭和51年	6.10 振動規制法を公布（施行12.1）	3.31 硫黄酸化物総量削減計画を公告
昭和52年		1. 「東三河地域公害防止計画」（S51～55）を承認（以降5か年ごと）
昭和59年	8.28 環境影響評価実施要綱を閣議決定	
昭和62年		3.30 水質環境基準の水域類型を指定（音羽川、佐奈川、汐川）
平成 2年	5.24 ゴルフ場使用農薬暫定指導指針を設定	11. 1 愛知県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱を全面改正
平成 3年	8.23 土壌汚染に係る環境基準を告示	
平成 4年	6. 3 環境と開発に関する国連会議（地球サミット）を開催（リオネジャネイロ） アジェンダ21採択	3.12 愛知地域公害防止計画（H3～H7）を承認（68市町村） 3.31 地球にやさしい自動車利用指針を策定 5.15 生活排水対策重点地域を指定（佐奈川流域）
平成 5年	11.19 環境基本法を公布施行 12.24 アジェンダ21行動計画を策定	2.19 県有施設等に係るフロン等対策暫定指針を策定
平成 6年	12.16 環境基本計画を閣議決定	3.30 あいちエコプラン21を決定
平成 7年	6.13 「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」を閣議決定	3.22 愛知県環境基本条例を公布（施行4.1） 10.11 三河湾富栄養化対策総合計画を策定
平成 9年	12. 1-10 気候変動枠組条約第3回締約国会議を開催（京都市）、京都議定書を採択	2.20 愛知地域公害防止計画（H8～H12）を承認（66市町村） 8.11 愛知県環境基本計画を策定
平成10年	10. 9 地球温暖化対策の推進に関する法律を公布（施行11.4.8）	12.18 愛知県環境影響評価条例を公布
平成11年	7.16 ダイオキシン類対策特別措置法を公布（施行13.1.15）	4. 1 愛知県環境影響評価審査会を設置
平成12年	12.22 第2次環境基本計画を閣議決定	3.27 あいちエコプラン2010（愛知県地球温暖化対策地域推進計画）を策定
平成13年	6.22 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律を公布（施行14.4.1）	12.20 愛知地域公害防止計画（H13～H17）を承認（43市町村）
平成14年	5.29 土壌汚染対策法を公布（施行15.2.15） 8.26 持続可能な開発に関する世界首脳会議（環境・開発サミット）を開催（ヨハネスブルグ）	9. 2 愛知県環境基本計画（改定計画）を策定 10.28 あいち新世紀自動車環境戦略を策定

市	
昭和36年	11. 1 衛生委員設置規則を公布施行
昭和46年	11. 1 公害対策審議会設置条例を公布施行
昭和51年	7. 1 御油墓園を設置（751区画）
昭和55年	7. 1 公共下水道（諏訪地区）の供用を開始
昭和61年	10. 生活排水対策実践活動事業を開始
平成元年	4. 1 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付制度を開始
平成 2年	10.18 音鳴りさんフェア豊川（近隣騒音対策モデル事業）
平成 3年	2. ゴルフ場の運営管理に係る環境保全に関する協定締結 4. 1 環境課から清掃課が分離
平成 5年	3. 生活排水対策推進計画を策定
平成 6年	5. 1 環境保全連絡会議が発足 ストレーナーを配布 6.24 生活排水クリーン推進員を設置（公共下水道整備地区を除く）
平成 7年	4. 1 開発行為指導要綱を策定、公害防止に関する指導要綱を施行 9.18 環境宣言に関する決議
平成 8年	11.29 水質改善のため、ひも状接触ろ材を麻生田排水路に設置
平成10年	3. 豊川市環境基本構想を策定 3. 生活排水対策推進計画を改訂 4. 1 ノーカーデー、アイドリング・ストップ運動を開始 10. 1 豊川市環境審議会条例を施行
平成11年	3.15 御油第二墓園（Aブロック347区画）の供用を開始
平成12年	3. 6 豊川市環境基本計画を策定 4. 1 住宅用太陽光発電システム設置費補助制度を開始（～H16年度） 4. 1 犬の登録及び狂犬病予防に関する事務が愛知県から移管
平成13年	3. 3 豊川市役所環境率先行動計画を策定 4. 1 清掃課と環境課を併せて環境対策課とする
平成14年	3.31 衛生委員設置規則を廃止

	国	等	県
平成15年	7. 25	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を公布 (施行10. 1)	3. 25 県民の生活環境の保全等に関する条例を公布 (施行10. 1) 7. 29 愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質 (NOx・PM) 総量削減計画を策定
平成16年	6. 2	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律を公布 (施行17. 6. 1)	9. 28 あいちエコタウンプランを策定
平成17年	2. 16	京都議定書が発効	1. 17 あいち地球温暖化防止戦略を策定 3. 25 2005年日本国際博覧会を開催 (～9. 25)
平成18年	4. 7	第3次環境基本計画を閣議決定	3. 23 あいち水循環再生基本構想を策定 4. 28 悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準を設定告示 (臭気指数による規制基準を設定等) (施行10. 1)
平成19年	6. 1	21世紀環境立国戦略を閣議決定	7. 27 光化学スモッグ注意報発令区域が拡大
平成20年	6. 6	生物多様性基本法を公布施行	3. 17 第3次愛知県環境基本計画を策定 5. 30 COP10の開催地が愛知県名古屋市に決定
平成21年	11. 11-12	アジア3R推進フォーラム設立会合	3. 30 あいち自然環境保全戦略を策定
平成22年	10. 11-15 10. 18-29	カルタヘナ議定書第5回締約国会議 (COP-MOP5) を開催 生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) を開催。名古屋議定書を採択	10. 16-17 COP10関連イベント開催 (豊川市参加) 10. 23-24 子どもCOP10あいち・なごや 国際子ども環境会議を開催 10. 24-26 生物多様性国際自治体会議を開催
平成23年	6. 15 10. 1	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律を改正公布 生物多様性地域連携促進法を施行	3. 三河湾里海再生プログラムを策定 10. 7 生物多様性自治体ネットワーク設立 (初代表自治体: 愛知県)
平成24年	4. 27 6. 20-22	第4次環境基本計画を閣議決定 国連持続可能な開発会議 (リオ+20)	2. 17 あいち地球温暖化防止戦略2020を策定
平成25年	10. 10	水銀に関する水俣条約を採択	3. 28 あいち生物多様性戦略2020を策定 3. 28 あいち自動車環境戦略2020を策定
平成26年	11. 10-12	持続可能な開発のための教育 (ESD) に関するユネスコ世界会議を開催	2. 17 東三河生態系ネットワーク協議会設立 5. 19 第4次愛知県環境基本計画を策定
平成27年	11. 30- 12. 13	気候変動枠組条約第21回締約国会議を開催、パリ協定を採択	6. 10 三河湾環境再生パートナーシップ・クラブを設立
平成28年	5. 13 11. 4	地球温暖化対策計画を閣議決定 パリ協定が発効 (日本は8日批准)	
平成29年	8. 16	水銀に関する水俣条約が発効	
平成30年	4. 17 6. 13 11. 30	第5次環境基本計画を閣議決定 気候変動適応法を公布 (施行12. 1) 気候変動適応計画を閣議決定	2. 5 あいち地球温暖化防止戦略2030を策定 3. 26 愛知県環境学習等行動計画2030を策定 10. 19 愛知県地球温暖化対策推進条例を公布・施行 (一部規定の施行についてはH31. 4. 1)

市	
平成15年	4. 最新規制適合車等早期代替促進補助制度を開始（～H16年度）
平成16年	
平成17年	
平成18年	
平成19年	1. 御油第二墓園（Bブロック213区画）の供用を開始 3. 豊川市公共施設環境率先行動計画を策定 7.27 豊川市光化学スモッグ緊急対策要領を策定
平成20年	3. 生活排水対策推進計画を改訂 3. 生活排水処理基本計画を策定
平成21年	3.23 環境基本条例を公布（施行4.1）、豊川市環境審議会条例を廃止 4.1 豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度を再開
平成22年	3. 豊川市環境基本計画を策定 4.1 環境対策課を環境課と清掃事業課の2課に分離 10. 御油第二墓園（Cブロック241区画）の供用を開始 10.23 COP10関連事業 豊川環境フェアを開催
平成23年	3. 豊川市役所地球温暖化対策実行計画を策定 3. 生活排水処理基本計画を改訂 5.20 豊川市節電対策推進会議を設置
平成24年	
平成25年	3. 生活排水対策推進計画を改訂 4. 専用水道、簡易水道等の衛生に関する事務が愛知県から移管
平成26年	3. 御油第二墓園（Dブロック269区画）の供用を開始 11. 8-9 ESDユネスコ世界会議併催イベントにブース出展
平成27年	3. 豊川市役所地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定 3. 第2次豊川市役所地球温暖化対策実行計画【豊川市公共施設環境率先行動計画】を策定 3. 豊川市環境基本計画の中間見直しを実施
平成28年	3. 豊川市環境基本計画実施計画（平成27年度～平成31年度）を策定 4.1 HEMS、燃料電池、リチウムイオン蓄電池、電気自動車等への補助制度を開始 10.8 とよかわ環境フェア2016を開催
平成29年	
平成30年	3. 生活排水対策推進計画を改訂

	国	等	県
令和元年 (平成31年)	6. 11	パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略を閣議決定	2. 22 あいち地球温暖化防止戦略2030を気候変動適応法第12条の規定に基づく地域気候変動適応計画として位置づけ 4. 1 環境部を環境局に名称変更
令和2年	10. 26	首相が「2050年カーボンニュートラルを目指す」ことを宣言	7. 16 愛知県気候変動適応計画の改定
令和3年	3. 4. 22 6. 2 10. 22	地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）の改正の閣議決定 米国主催の気候サミットで首相が2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを表明 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正（2050年カーボンニュートラルを含む地球温暖化対策の「基本理念」規定追加等）（施行 6. 2） 地球温暖化対策計画、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略、気候変動適応計画を閣議決定	2. 12 第5次愛知県環境基本計画を策定 3. 23 あいち自動車ゼロエミッション化加速プランを策定 7. 13 あいちカーボンニュートラル戦略会議を設置
令和4年			

市	
令和元年 (平成31年)	4. 1 一体的導入設置（太陽光発電、HEMS、リチウムイオン蓄電池又は電気自動車等充電設備）への補助制度を開始
令和2年	3. 豊川市環境基本計画2020を策定 豊川市環境基本計画2020実施計画（令和2年度～令和6年度）を策定 3. 31 住宅用太陽光発電システム（単独）、電気自動車等への補助制度を終了 10. 豊川市地域猫不妊去勢手術費補助制度を開始
令和3年	3. 第3次豊川市役所地球温暖化対策実行計画【豊川市公共施設環境率先行動計画】を策定 4. 1 とよかわ環境パートナーシップ制度を開始

IV 第3次豊川市役所地球温暖化対策実行計画

第1 地球温暖化対策の基本的事項

(1) 国際的背景と我が国の基本的方向

近年、気候変動が原因の1つと考えられる異常気象が世界各地で発生しており、気候変動対策を進めることは、世界全体の喫緊の課題となっています。

国際的な動きとしては、平成27(2015)年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択され、平成28(2016)年11月に発効しました。

パリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前より2.0℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続することを定めています。また、そのために、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡(世界全体でのカーボンニュートラル)を目指すこと等も定められています。

我が国では、平成10(1998)年に地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(以下「地球温暖化対策推進法」といいます。)が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、都道府県及び市町村が、単独で又は共同して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、平成28(2016)年には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度(令和12年度)に2013年度(平成25年度)比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し、実施するよう求められています。

令和元(2019)年6月には、パリ協定で策定が求められている、温室効果ガスの低排出型の発展のための長期戦略として、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。

さらに、令和2(2020)年10月の臨時国会において、菅義偉内閣総理大臣は「2050年(令和32年)までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことを宣言し、脱炭素社会の実現を目指すとしています。

(2) 豊川市における地球温暖化対策

豊川市では、持続可能な社会づくりと、市民の健康で文化的な生活を確保するために、平成21(2009)年4月豊川市環境基本条例を施行しました。

さらにこの条例に基づき、低炭素社会・生物多様性・循環型社会を市民、事業者、行政が一体となって実現していくことを目指し、平成22(2010)年3月に豊川市環境基本計画、令和2(2020)年3月には豊川市環境基本計画2020「環境行動都市とよかわ(一人ひとりが環境にも人にも優しくできるまちを目指して)」を策定し、温室効果ガス削減のための様々な施策を推進してきました。

また、本市は環境行動を推進する市内の事業所の一つとして、平成19(2007)年3月に「第2次豊川市公共施設環境率先行動計画」、平成23(2011)年2月には市町合併を機に「豊川市役所地球温暖化対策実行計画(豊川市公共施設環境率先行動計画)」を策定しました。さらに、平成27(2015)年3月には「第2次豊川市役所地球温暖化対策実行計画【豊川市公共施設環境率先行動計画】(以下「前計画」という。))を策定し、平成25(2013)年度を基準年度とし、目標年度(令和2(2020)年度)に温室効果ガスの総排出量を6%削減することを目指して取り組んできました。

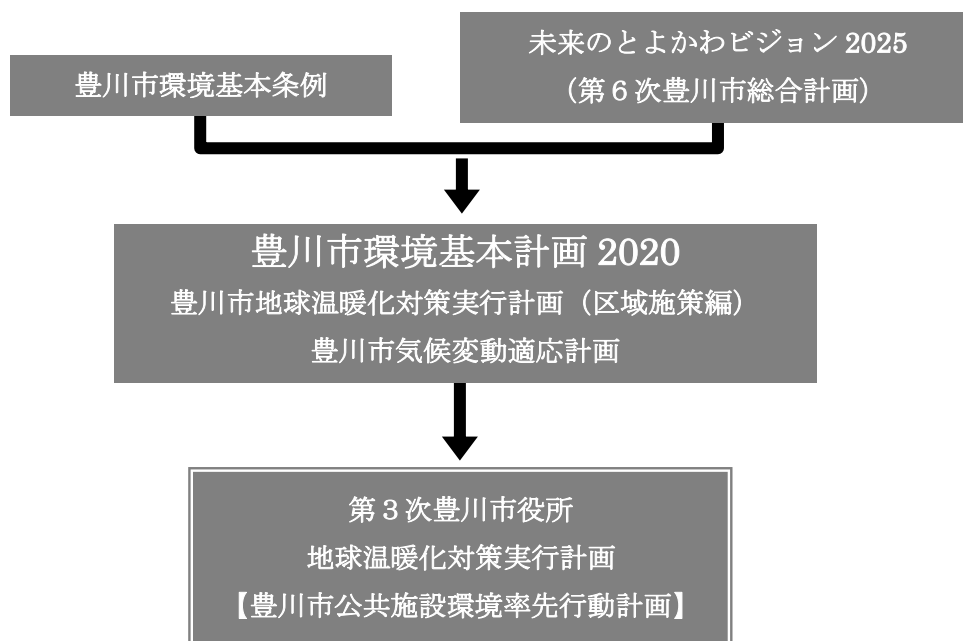
第2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

「第3次豊川市役所地球温暖化対策実行計画【豊川市公共施設環境率先行動計画】」（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策推進法第21条第1項により地方公共団体に策定が義務付けられた計画で、前計画の後継計画として、市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

また、本計画は「豊川市環境基本計画 2020」の地球温暖化対策に係わる下位計画であり、市の事務事業に起因する温室効果ガス排出量の削減に着実に取り組むとともに、その実施状況を点検・公表することで、市民、事業者等の意識の高揚を図り、地球温暖化対策を地域から積極的に推進していくことを目指します。

【計画の体系図】



(2) 計画の基準年度

国の「地球温暖化対策計画」及び愛知県の「あいち地球温暖化防止戦略 2030」においては基準年度を2013年度としていることから、本計画においても平成25(2013)年度を基準年度とします。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

項目	年 度								
	平成 25 2013	平成 27 2015		令和 2 2020	令和 3 2021		令和 7 2025		令和 12 2030
期間中の事項	基準 年度			第 2 次 目標 年度			第 3 次 目標 年度		
計画期間		← 第 2 次 計 画 →			← 第 3 次 計 画 →				

(4) 計画の対象範囲

本計画は、豊川市役所のすべての職場（学校を含む。）において実施する事務事業を対象とします。また、指定管理者制度等により管理運営を行っている施設についても、原則として対象とします。

ただし、P F I 事業については対象外とします。

(5) 計画の対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）及び三ふっ化窒素（NF₃）の7種類ですが、このうち、対象とする温室効果ガスは、本市の事務及び事業の実態や、排出量把握の難易度等を考慮し、下表のとおりとします。

温室効果ガスの種類		削減対象ガス
二酸化炭素	(CO ₂)	○
メタン	(CH ₄)	○
一酸化二窒素	(N ₂ O)	○
ハイドロフルオロカーボン類	(HFC)	×
パーフルオロカーボン類	(PFC)	×
六ふっ化硫黄	(SF ₆)	×
三ふっ化窒素	(NF ₃)	×

(6) 温室効果ガス総排出量の削減目標

前計画における温室効果ガス総排出量の削減目標は、平成 25 (2013) 年度を基準年度とし、毎年度 1 %削減を目標に掲げ、令和 2 (2020) 年度に 6 %削減することを目指して取り組みました。

本計画では、引き続き令和 3 (2021) 年度以降も平成 25 (2013) 年度比で毎年度 1 %以上の削減を目標に掲げ、令和 7 (2025) 年度に 11 %削減することを目指します。

なお、数値目標においては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく特定事業者として、年平均 1 %以上低減させる努力目標が課せられているため、本市においても、毎年度 1 %削減を目標に掲げています。

<温室効果ガスの総排出量に関する目標>

項 目	基準年度 (平成 25 年度)	第 2 次目標年度 (令和 2 年度)	第 3 次目標年度 (令和 7 年度)	増減率
温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	34,754	32,669	30,931	- 11%

前計画では、当時改修のため休館していた地域文化広場「桜ヶ丘ミュージアム」を一切含めずに温室効果ガス総排出量を算定しており、基準年度の数値を 34,431 t-CO₂、目標年度 (令和 2 年度) の数値を 32,365 t-CO₂ としていました。

平成 28 (2016) 年度以降の進捗状況の結果 (報告) において参考数値としてきた、平成 27 (2015) 年度の実績を含めた数値を、本計画での基準年度の温室効果ガス総排出量とします。

(7) 具体的取り組みに関する目標

項目別の目標については、現在本市において公共施設等の更新や再編が進められていることから、温室効果ガス総排出量の削減目標と同様の基準年度は設けず、毎年度において前年度比 1 %以上の削減とします。

<具体的取り組みに関する目標>

項 目	増減率
電気使用量 (kWh)	毎年度、前年度比 1 %以上削減
公用車燃料使用量 (L)	
公用車走行距離 (km)	
燃料 (自動車を除く) 使用量 (L) ガソリン・灯油・軽油・A重油	
LPG・都市ガス (m ³)	
水道使用量 (m ³) ※井水含む	
用紙購入量 (A4 換算 枚)	

(8) 非数値化目標

職員の環境意識を向上させるための数量評価が困難な取り組みについても行動チェックシート及び率先行動評価票を活用し、環境モラルの向上による地球温暖化防止を目指します。

第3 具体的な取組内容

(1) 省エネルギー型事業活動を実践する

① 省エネルギー型事業活動の推進

- ・市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量削減のために省エネルギー化の取り組みを率先して行います。
- ・公共施設においては、省エネルギー化を推進し、LED照明など省エネタイプの機器を導入します。
- ・施設設備の更新においては、良質燃料への転換を図るとともに、省エネタイプの機器を導入します。
- ・事務所内において、始業前、昼休み、終業後は業務に支障のない範囲で消灯又は部分消灯します。
- ・トイレ、廊下、階段等の照明は必要最小限とします。
- ・トイレの暖房便座について、未使用時・使用後はフタを閉めるとともに、温度設定などにも配慮します。
- ・業務に支障のない範囲で窓際消灯を実施します。
- ・温度設定のできる空調については、冷房時は室温 28℃、暖房時は室温 19℃を目安に設定を調整します。
- ・緑のカーテン事業を実施し、冷房の使用削減に取り組みます。
- ・ブラインド、遮熱フィルムなどを活用し、空調効果を高めます。
- ・自然光や自然風を積極的に取り入れます。
- ・電気ポットの使用は原則禁止します。
- ・マイポットを持参します。
- ・不必要なOA機器の電源をこまめに切ります。
- ・業務終了時、電源を落としても支障のないOA機器や電化製品の電源を切ります。
- ・パソコンやプリンターは、節電・待機モードを活用します。
- ・パソコンのモニター画面の輝度を、使用に支障のない範囲で下げます。
- ・長時間の離席時はパソコンの電源を切ります。
- ・時間外勤務の縮減に努めます。
- ・ノー残業デー（毎週水曜日）を実施し、エネルギーの削減に努めます。
- ・「クールアース・デー」での夜8時以降のライトダウン及びノー残業デー（毎週水曜日）のライトダウン作戦を実施し、省エネルギーの啓発を実施します。
- ・ガス瞬間湯沸かし器は、使用時以外は元栓を閉めます（種火を消す。）。
- ・エレベーターの利用を控え、積極的に階段を利用します（けが、病気、来客の案内、荷物の運搬時等を除く。）。
- ・クールビズ、ウォームビズに取り組みます。クールビズでは「いなりんクールビズデー」としていなりんポロシャツなどの着用を推奨します。
- ・クールシェア、ウォームシェアの取り組みを推進します。
- ・蛇口をこまめに閉めるなど、日常的な節水を行います。
- ・植木等の散水は効率的に行います。
- ・洗車などは、バケツを利用します。
- ・公共施設での雨水貯留施設の設置を検討します。
- ・洗剤や石鹸等は、適量を使用します。

(2) 環境に配慮した移動手段・方法の推進

① エコカー、エコドライブの推進

- ・公用車を適正に整備するとともに、自動車を運転する際には、アイドリング・ストップや急発進・急加速の禁止などエコドライブを心がけます。
- ・定期的にタイヤの空気圧を確認し、燃費の向上に努めます。
- ・公用車の更新や新規購入については、低排出ガス認定自動車やプラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車を計画的に導入します。
- ・公用車は、使用実態を踏まえ必要最小限の大きさのものを購入します。
- ・むだな荷物は積まずに走行します。

② 自動車使用頻度の削減

- ・近距離の用務地へは、車ではなく公用自転車や徒歩で移動します。
- ・同一用務地へ車で移動する場合は、相乗りします。
- ・通勤では、相乗りや公共交通機関、自転車を積極的に利用し、マイカー通勤の自粛に努めます。

③ 公共交通機関利用の促進

- ・出張の際は公共交通機関を利用し、公用車の使用はできるだけ控えます。
- ・職員の通勤において、公共交通機関や自転車の利用を促します。

(3) 再生可能エネルギーの導入を推進する

① 率先的な再生可能エネルギーの導入

- ・公共施設の新築・増改築時においては、太陽光発電システムを導入します。
- ・公共施設において、燃料電池や蓄電池の導入を検討します。
- ・清掃工場において、廃棄物焼却による発電や廃熱利用（サーマルリサイクル）を継続し、エネルギーの有効利用を図ります。

(4) 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進する

① リフューズ（断る）、リデュース（減らす）の推進

- ・資料などの作成部数は、必要最低限の部数とします。
- ・両面印刷や「2in1」機能を活用し、用紙の使用量を節約します。
- ・庁内LANを有効活用し、プリントアウトする用紙の使用量を節約します。
- ・電子決裁を積極的に利用し、用紙の使用量を節約します。
- ・会議等では、資料を入れる封筒の配布をできる限り控えます。
- ・コピー機の使用後はクリアボタンを押すなど、ミスコピーの防止に努めます。
- ・資料など作成部数が多い場合は、印刷機を利用します。
- ・文書や資料の共有化を徹底します。
- ・使い捨て容器（紙コップ、パック弁当等）の使用を控えます。
- ・使い捨てプラスチックごみの削減に取り組みます。
- ・詰め替え可能な洗剤、文具等を使用します。
- ・物品等の合理的な使用と適正管理に努め、購入量を抑制します。
- ・事務室内のごみ箱（可燃用）を1つにします。
- ・過剰包装やレジ袋等、ごみになるものを購入しません。

- ・売店等での買い物の際はマイバッグを持参します。
- ・物品は大切に使い、長期間使用に努めます。

② リユース（再使用）の推進

- ・内部会議の資料などは、使用済み用紙の裏面を積極的に再使用します。
- ・使用済み封筒など、紙類を積極的に再使用します。
- ・使用済み事務用品（綴り紐、ファイル等）を積極的に再使用します。
- ・自課で再利用しきれない物品は、庁内LANを利用して全庁での再使用を図ります。
- ・1人ひとりが「もったいない」の意識を高め、再使用するよう働きかけます。

③ リサイクル（再生利用）の推進

- ・古紙の分別回収と再生紙の利用に取り組みます。
- ・機密文書の処分については、一斉処分の際に熔融処理等を実施し、資源化します。
- ・古紙配合率が高い再生紙を利用します。
- ・リサイクル資材、リサイクル製品を積極的に利用します。
- ・豊川市グリーン購入推進指針に基づき、環境に配慮した製品を優先して購入します。

④ 適正なごみ処理の推進

- ・適切なごみ分別を行います。
- ・フロン類を使用している公用車、家電製品、空調施設等を廃棄する際には、フロン類を適切に処理します。

(5) みんなで環境保全に取り組む

① 環境教育、環境学習等の推進

- ・環境学習会や環境イベントへの職員の積極的な参加を促します。
- ・職員に対して、計画的に研修を行います。
- ・イベント等を実施する際には、環境に配慮します。

② 環境情報の収集と提供の推進

- ・市の行う環境に関する取り組みや情報を、広報やインターネットを活用して、積極的に市民に提供します。
- ・国、県、企業やNPOなどが発信する環境関連情報の収集に努め、積極的に市民に提供します。

③ 環境を保全する活動の支援

- ・職員の各種環境活動への積極的な参加を促します。
- ・アダプトプログラムに登録し、活動します。
- ・地域での清掃などの環境美化活動への職員の積極的な参加を促します。

第4 計画の推進に向けて

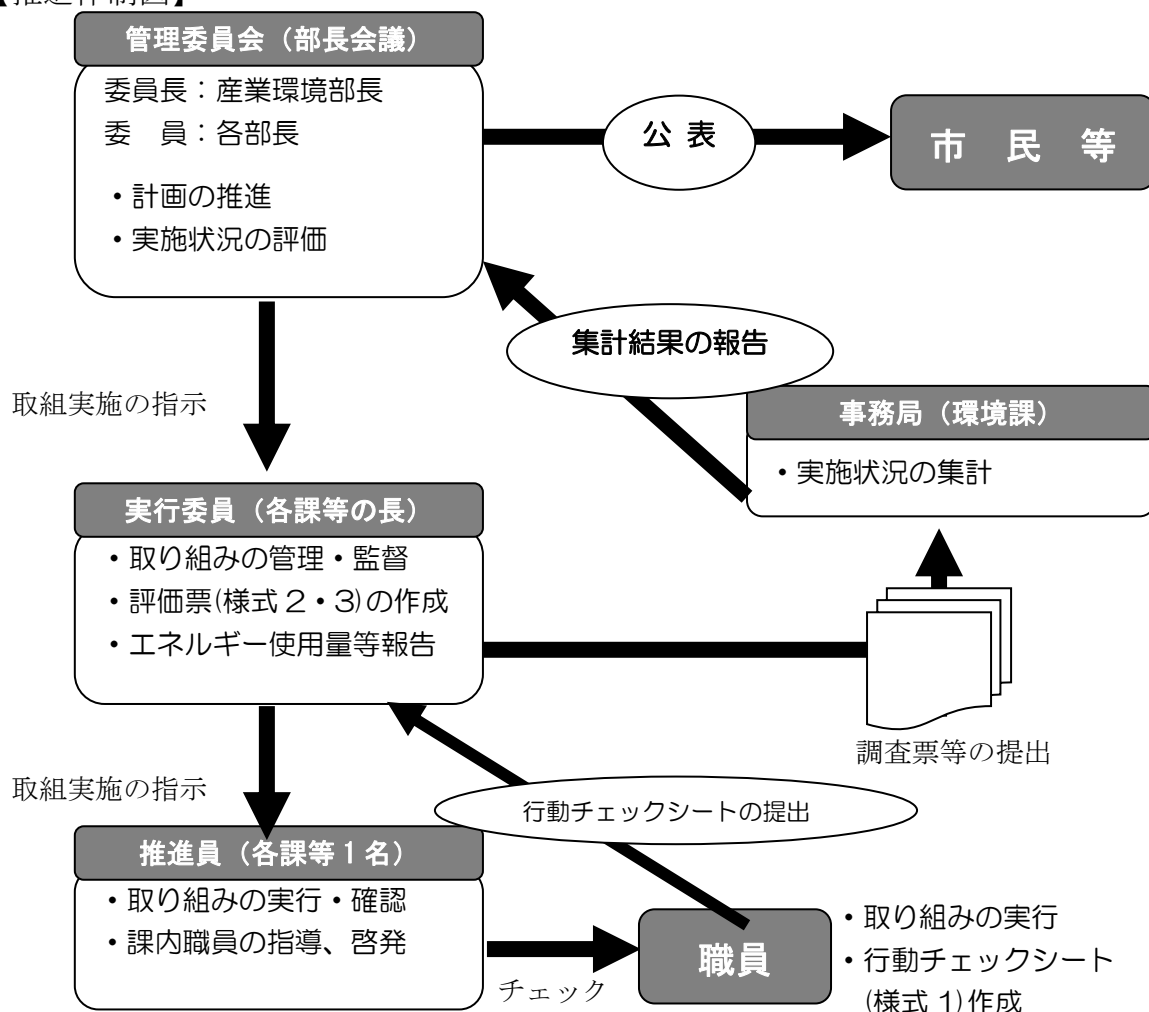
(1) 計画の推進体制

本計画の進行管理については、管理委員会（部長会議）を設置し、各課等へ取り組みを指示するとともにその結果を評価するなど、総合的に取り組みます。

職場での確実な取り組みを進めるため、各課等においては、課長等を豊川市地球温暖化対策実行委員（以下「実行委員」という。）とし、本計画遂行の責任者として職場内の取り組みを管理・監督します。さらに、推進員として各課等から1名ずつ選任された職員が、率先して取組実施や指導・啓発を行います。

事務局は、産業環境部環境課に置き、各課の実施状況を取りまとめ、その結果を管理委員会に報告します。また、各職場で環境に配慮した取り組みを積極的に推進してもらうため、推進員などを対象に研修を実施します。

【推進体制図】



(2) 実施状況の点検と評価

数値目標を定めている取り組みについては、年度ごとに実績を調査し取りまとめて評価します。非数値化目標である職員の意識啓発や環境行動等については、半年ごとに行動チェックシート（様式1）、率先行動評価票（様式2）、行動未達成原因報告書（様式3）により点検・評価します。

(3) 計画の見直し

本計画の進捗状況、各種法令等の改正、社会情勢等をもとに、適宜、本計画に関する所要の見直しや改善を行います。

(4) 結果の公表

取組内容について、実施状況とその評価の結果を毎年公表します。

(5) その他

個々の職員が率先して取り組むべき行動を「豊川市役所エコ・アクション」と位置づけ、職員ガイドブックを利用するなど積極的に啓発します。

令和3年度第3次豊川市役所地球温暖化対策実行計画 進捗状況の結果（報告）

本市では、豊川市環境基本計画に基づき、事業者の立場から平成23年2月に豊川市役所地球温暖化対策実行計画を策定し、環境負荷の低減と地球温暖化防止に向けて、温室効果ガスの総排出量の削減に取り組んできました。平成27年3月には第2次豊川市役所地球温暖化対策実行計画（以下、「前計画」という。）を策定し、平成25年度を基準年度とし、目標年度（令和2年度）に温室効果ガスの総排出量を6%削減することを目指して取り組みました。

第3次豊川市役所地球温暖化対策実行計画は、前計画の後継計画として令和3年3月に策定しました。計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間で、温室効果ガス総排出量の削減目標は引き続き平成25年度を基準年度とし、毎年度1%以上の削減を目標に掲げ、令和7年度に11%削減することを目指しています。

さらに、個々の職員が率先して取り組むべき環境行動を「豊川市役所エコ・アクション」と位置づけ、職員研修等を積極的に実施し、環境モラルの向上による地球温暖化防止に取り組めました。

<数値目標>

●温室効果ガスの総排出量に関する目標

※温室効果ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等7種類

(このうち本市での削減対象ガスは二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素とする)

項目	基準年度 (平成25年度)	目標年度 (令和7年度)	増減率
温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	34,754	30,931	-11%

●具体的取り組みに関する目標

項目	前年度 (令和2年度)	増減率
電気使用量 (kWh)	44,361,431	毎年度、前年度比1%以上削減
公用車燃料使用量 (L)	190,340	
公用車走行距離 (km)	1,540,150	
燃料(自動車を除く)使用量 (L) ガソリン・灯油・軽油・A重油	559,778	
LPG・都市ガス (m ³)	1,523,229	
水道使用量 (m ³) ※井水含む	680,684	
用紙購入量 (A4換算 枚)	71,424	

なお、公共施設の状況(新築や増築等により著しく電気使用量などの増加)や技術の進捗等を踏まえ、必要に応じて基準値や目標値の見直しを行うこととします。

1 令和3年度の取組結果

温室効果ガスの総排出量は基準年度(平成25年度)比で9.6%減少となり、目標を達成しました(P.4「温室効果ガスの総排出量」参照)。

電気使用量や公用車燃料使用量などの具体的取り組みに関する目標は、前年度(令和2年度)比で1%以上の削減を目指しましたが、用紙購入量を除く各項目で使用量が増加しており、用紙購入量以外の項目は目標を達成できませんでした。温室効果ガスの排出原因の57.0%を占める電気使用量は0.9%増加し、電気の使用による温室効果ガス排出量も令和2年度に比べて増加しています。その他のエネルギーも使用量が増加していますが、清掃工場の焼却量と石炭コークス使用量が減少したため、温室効果ガスの総排出量は削減されています(P.4「温室効果ガス排出量の項目別割合」及びP.5「項目別エネルギー使用量」参照)。

なお、事務所系施設、事業所系施設、市民利用系施設別のエネルギー使用量及び前年度比については、公共施設の再編により複合施設が増加しており集計が困難になっ

たため、令和3年度以降は掲載しません。

〔電気使用量〕

温室効果ガス排出要因として最も大きい割合を占める電気使用量は0.9%増加し、目標を達成できませんでした（P. 5「項目別エネルギー使用量」参照）。

〔公用車燃料使用量・走行距離〕

燃料使用量は0.2%増加、走行距離は4.7%増加となり、目標を達成できませんでした（P. 5「項目別エネルギー使用量」）。

〔燃料・ガス使用量〕

燃料（自動車を除く）使用量は2.3%増加、LPG・都市ガスの使用量は1.6%増加し、目標を達成できませんでした（P. 5「項目別エネルギー使用量」参照）。

〔水道使用量〕

水道使用量は9.7%増加し、目標を達成できませんでした（P. 5「項目別エネルギー使用量」参照）。

〔用紙購入量〕

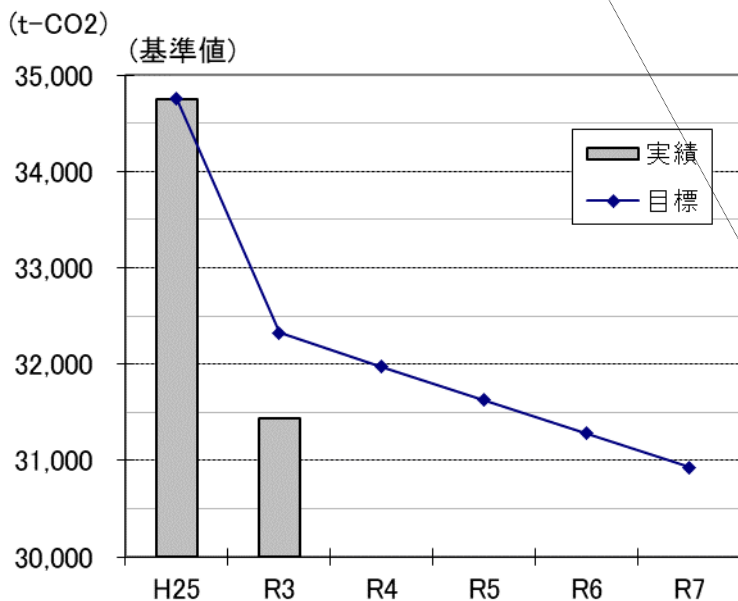
用紙購入量は3.7%減少し、目標を達成しました（P. 5「項目別エネルギー使用量」参照）。

〔焼却量・石炭コークス使用量〕

焼却量及び、石炭コークス使用量は、清掃工場のみであるため、〈数値目標〉の「温室効果ガス総排出量」には含まれていますが、「●具体的取り組みに関する目標」は設定していません。

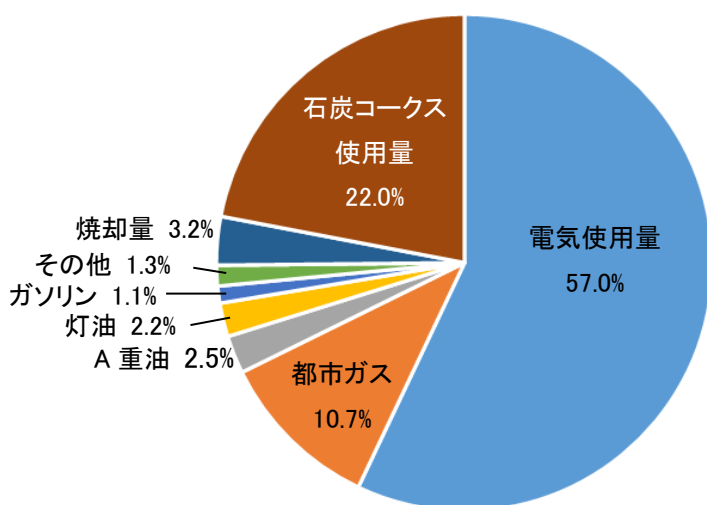
●温室効果ガスの総排出量

項目	基準年度 (平成 25 年 度)	令和 3 年度	基準年度比	
			令和 3 年度 削減目標	結果
温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	34,754	31,433	△7%	△9.6%



項目	温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)
電気使用量	17,932
A重油	777
都市ガス	3,358
ガソリン	347
灯油	689
その他	421
焼却量	993
石炭コークス	6,916

●温室効果ガス排出量の項目別割合 (令和3年度)



※焼却量、石炭コークス使用量は清掃工場のみ

●項目別エネルギー使用量

項目	前年度 (令和2年度)	令和3年度	前年度比
電気使用量 (kWh)	44,361,431	44,773,167	0.9%
公用車燃料使用量 (L)	190,340	190,797	0.2%
公用車走行距離 (km)	1,540,150	1,611,972	4.7%
燃料(自動車を除く)使用量 (L) ガソリン・灯油・軽油・A重油	559,778	572,893	2.3%
LPG・都市ガス (m ³)	1,523,229	1,548,049	1.6%
水道使用量 (m ³) ※井水含む	680,684	746,518	9.7%
用紙購入量 (A4換算 枚)	71,424	68,770	△3.7%
焼却量 (t)	59,545	58,700	△1.4%
石炭コークス使用量 (kg)	2,323,876	2,181,778	△6.1%

※ 施設別エネルギー使用量前年度比(事務所系施設、事業所系施設、市民利用系施設別)については、複合施設の増加により集計が困難になったため令和3年度以降は掲載しない。

※色凡例

目標達成	目標未達成
------	-------

2 「エコ・アクション」の取組状況

全職員が、チェックシートにより「エコ・アクション」の取組状況を確認し、各職場の実行委員及び推進員が評価を取りまとめました。「個人のエコ・アクション」15項目と、「職場のエコ・アクション」5項目の結果は、以下のとおりです。

令和3年度以降は一部の項目について取組内容を変更しています。各課評価結果については、令和3年度は上半期・下半期ともに全課が「A」評価となりました。

●各課採点集計表

項目		2年度	令和3年度			
		年平均	年平均	上半期	下半期	
節水・節電	個人 のエコ・ アクション	①不要な照明の消灯	4.9	4.9	4.9	4.9
		②OA機器の節電	4.7	4.7	4.7	4.8
		③退庁時などの待機電力の削減	4.9	5.0	4.9	5.0
		④クールビズ・ウォームビズの実践	5.0	5.0	5.0	5.0
		⑤階段の積極的な使用	4.9	4.9	4.9	4.9
		⑥時間外勤務の縮減	4.6	4.6	4.6	4.6
		⑦マイポットの持参	4.9	4.9	4.9	4.9
		⑧手洗い・トイレ等での節水の励行	4.9	4.9	4.9	5.0
	職場	⑨電気ポットの原則使用禁止	4.8	4.8	4.9	4.8
		⑩空調の温度管理	4.8	4.8	4.8	4.7
燃料 節約	個人	⑪エコドライブの実施	4.8	4.8	4.8	4.8
		⑫近距離の公用自転車、徒歩や相乗り実施	4.6	4.7	4.7	4.6
ごみ 減量	個人	⑬両面印刷・「2in1」機能の活用	4.6	4.7	4.7	4.6
		⑭必要部数のみの印刷	4.6	4.6	4.6	4.7
		⑮電子決裁の利用、庁内LAN・Eメールの活用※	4.9	4.6	4.6	4.7
		⑯使用済み用紙の裏面利用	4.5	4.5	4.5	4.5
		⑰使用済み封筒の再利用	4.8	4.8	4.8	4.8
	職場	⑱ごみ箱の1か所設置	4.9	4.8	4.8	4.8
		⑲雑がみ・缶等の分別徹底 ※	4.9	4.9	4.9	4.9
	⑳グリーン購入推進指針に基づいた物品購入 ※	4.8	4.8	4.7	4.8	
ポイント合計		95.8	95.7	95.6	95.8	

※ 令和2年度は ⑮庁内LAN・Eメールの活用、⑲雑古紙・缶等の分別徹底、
⑳再生利用品の優先購入 について評価

※ 令和3年度平均値は上半期及び下半期の全課合計を元に算出しているため、
表の上半期・下半期の数値の平均と一致しない場合があります。

<採点基準>

点数	内容
5	確実に実行している。(100%)
4	ほぼ実行している。(80%)
3	だいたい実行している。(50%)
2	あまり実行していない。(50%未達成)
1	実行していない。
－	該当しない。

●各課の評価結果

評価点	令和2年度上半期		令和2年度下半期		令和3年度上半期		令和3年度下半期	
	59課	100.0%	59課	100.0%	59課	100.0%	59課	100.0%
A	59課	100.0%	59課	100.0%	59課	100.0%	59課	100.0%
B	0課	0.0%	0課	0.0%	0課	0.0%	0課	0.0%
C	0課	0.0%	0課	0.0%	0課	0.0%	0課	0.0%

<採点基準>

評価点	評価基準
A	該当するすべての項目が3点以上で4点以上の項目が8以上ある場合
B	A又はC以外の場合
C	2点以下の項目が1つでもある場合

3 今後の取り組み

本市では、令和3年3月に「第3次豊川市役所地球温暖化対策実行計画」を策定しています。本計画では、引き続き平成25年度を基準年度とし、令和3年度以降も、毎年度1%以上を削減し、目標年度である令和7年度において11%削減することを目指して、引き続きその達成に向けた取り組みを進めます。

また、『地域脱炭素ロードマップ』に基づき、本市においても公共施設等の再生可能エネルギー設備等の導入を検討し、脱炭素社会の実現を目指していきます。

(具体的な取組内容は、「第3次豊川市役所地球温暖化対策実行計画」に記載してあります。)

V 条例・規則等

(1) 豊川市環境基本条例

(平成21年豊川市条例第14号)

私たちのまちは、愛知県の南東部に位置し、北部には本宮山をはじめとする広大な山々が連なり、中央部から南部に広がる平野には、清流「豊川」のほか自然の残された多くの河川が豊かな流れをつくり穏やかな三河湾へと臨んでいます。また、古くから三河国府が置かれるなど、政治、経済、文化の中心地としてその歴史を今に伝えるとともに、農業、工業、商業など多様な機能を備えた都市として、また東三河の交通の要衝として発展を続けています。

しかしながら、近年の生活様式の変化や産業活動の拡大は、私たちの生活の利便性や物の豊かさをもたらした一方で、資源及びエネルギーを大量に消費することにより、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つ環境に影響を及ぼし、更には、人類の存続基盤である地球環境を脅かすまでに至っています。

今こそ私たちは、生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていること及び環境資源や環境の価値は有限であることを自覚し、自然と人との共生を確保するとともに、次世代に自然と調和した健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を引き継ぐことができるよう、環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりをしていかなければなりません。

このような認識の下に、私たちはそれぞれの役割を自覚し、協働して良好な環境の保全及び創造を推進し、未来に誇りうる環境都市を実現するために、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、生態系の均衡及び生物の多様性の確保に配慮し、自然と人とが共生していくことを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境資源及び環境の価値が有限であることを認識して、資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用により、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを認識して、すべての事業活動や日常生活において地球環境保全に資するよう行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策（以下「環境施策」という。）を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、自ら事業活動を実施するに当たっては、環境の保全及び創造に資する取組を率先して実行するものとする。

3 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造に資する取組の支援に努めるものとする。

4 市は、環境施策の推進を図るため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境を損なうことがないよう、自らの責任と負担において、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適切に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力するよう努めなければならない。

(市、市民及び事業者の協働)

第7条 市、市民及び事業者は、それぞれが担うべき責務を自覚し、協働して環境施策及び環境活動を推進しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る基本方針

第8条 市は、持続可能な社会づくりを実現するために、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項が達成されるよう努めるものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう公害を防止し、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

(2) 生き物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るため、水資源及び森林資源を保全するとともに、森林、樹林地、水辺地、河川、農地等を適正に維持管理し、人と自然との豊かなふれあいが確保されること。

(3) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用をするとともに廃棄物の発生を抑制し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。

(4) 歴史的又は文化的な環境の保全、良好な景観の形成、身近な自然空間及び人にやさしい都市施設の整備を推進し、快適で良好な環境を創造すること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境施策及び環境活動を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、環境の保全及び創造についての目標、環境施策及び環境活動の方向性その他必要な事項について定めなければならない。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるとともに、第22条に規定する豊川市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告書の作成)

第10条 市長は、基本計画に基づき実施された環境施策及び環境活動並びに環境の状況について、年

次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3節 基本施策等

(情報の収集及び提供)

第11条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造の活動を促進するため、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

(施設の整備)

第12条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全及び創造上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(快適で良好な環境の創造等)

第14条 市は、緑化の推進、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的又は文化的遺産の保全等に努め、地域の特性を生かした潤いと安らぎのある環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第15条 市は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の発生抑制等に関する措置)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、河川等の水質汚濁の防止、廃棄物の不法投棄及び散乱の防止、清潔な生活環境の保持並びに清掃その他環境の美化に努め、美しいまちづくりを推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第17条 市は、地球温暖化の防止に資するため、二酸化炭素その他温室効果ガスの排出の抑制等に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者による二酸化炭素その他温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動を推進するため、地球温暖化の防止に必要な措置を講ずるものとする。

(生物多様性の保全のための措置)

第18条 市は、野生生物の種の保存とともに、生物多様性の保全が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施及び監視体制等の整備)

第19条 市は、環境の状況の把握その他の環境施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、及び環境施策を適正に実施するために必要な監視、調査等の体制の整備に努めるものとする。

(地球環境保全に係る施策の推進)

第20条 市は、自らの活動が地球環境保全と密接に関係することを認識し、地球環境保全のための活動を積極的に取り組まなければならない。

2 市は、市民及び事業者との適切な役割分担の下に、地球環境保全のための施策を率先して推進するものとする。

(国際的協力の推進)

第21条 市は、国際機関、国、他の地方公共団体等と連携し、環境の保全及び創造に関する施策を講ずるため、国際的協力の推進に努めるものとする。

第3章 豊川市環境審議会

(設置)

第22条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、豊川市環境審議会(以下「審

議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第23条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項
(組織)

第24条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
(任期)

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、会長にあつては委員の互選により定め、副会長にあつては会長の指名した者を充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第28条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(補則)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(豊川市環境審議会条例の廃止)

2 豊川市環境審議会条例(平成10年豊川市条例第38号)は、廃止する。

(2) とよかわ環境パートナーシップ制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の策定する環境基本計画の理念に賛同する企業・団体等（以下「事業者等」という。）の登録制度を創設することにより、市及び事業者等の協働による環境施策及び環境活動の推進に資することを目的とする。

(とよかわ環境パートナー)

第2条 この要綱において「とよかわ環境パートナー」（以下「パートナー」という。）とは、市の策定する環境基本計画の理念に賛同し、環境の保全及び創造に関する活動（以下「環境保全活動等」という。）を実施し、又は実施することを予定している事業者等のうち、次の各号のいずれにも該当する者であって次条の規定により市に登録された者とする。

- (1) 市の区域内に本店、支店又は営業所等を置く事業者等であること。
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の啓発等を目的とする団体でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている事業者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこと。

(登録の申請等)

第3条 パートナーとして市の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、とよかわ環境パートナーシップ登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、申請者が実施し、又は実施する予定の環境保全活動等の内容が分かる資料（以下「説明資料」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、申請書を受受理したときは、速やかにその内容を審査し、パートナーとして登録する旨を決定したときは、とよかわ環境パートナー認定証（様式第2号。以下「認定証」という。）を申請者に交付するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により申請書の内容を審査するに当たり、必要があると認めるときは、申請者に対して、その実施し、又は実施する予定の環境保全活動等の内容について、質問し、報告を求め、又は資料の提供を求めることができる。

(登録の有効期間)

第4条 前条の規定による登録の有効期間は、申請のあった日の属する年度の末日までとする。ただし、登録の有効期間の末日までの間に市及び当該登録に係るパートナーの双方から異議のないときは、登録の有効期間は1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(登録内容の変更)

第5条 パートナーは、申請書及び説明資料に記載した内容に変更があったときは、とよかわ環境パートナーシップ変更届（様式第3号）により速やかに市長に届け出なければならない。

(パートナーの役割)

第6条 パートナーは、次の各号に掲げる事業を実施するよう努めるものとする。

- (1) 市の実施する環境施策に対して、人員、知識、技術等を提供する等の協力を行うこと。
 - (2) 市と協働して環境保全活動等に関する講演、研修会等を開催し、又は自らの実施する環境保全活動等に関する情報を一般に公開すること。
- 2 パートナーは、自らの実施した環境保全活動等の内容について、とよかわ環境パートナーシップ実績報告書（様式第4号。以下「報告書」という。）により市長に報告するものとする。

(市の支援)

第7条 市長は、前項の規定による報告を受けたとき、又はパートナーが過去に実施した環境保全活動等に関する情報の提供を受けたときは、パートナーの同意を得て、その内容を市のホームページ等において公表するものとする。

- 2 市長は、パートナーから環境保全活動等に関する相談を受けたときはこれに応じるとともに、他の環境保全活動等を行う団体等との連携への協力その他環境保全活動等の円滑な実施のために必要な支援を行う。

(登録の取消し)

第8条 パートナーは、その登録の取消しを希望するときは、市長にとよかわ環境パートナーシップ登録取消願(様式第5号。以下「取消願」という。)を提出しなければならない。

2 市長は、取消願を受理したときは、当該取消願に係るパートナーの登録を取り消すものとする。

3 市長は、前2項の規定によるもののほか、パートナーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 第2条各号のいずれかに該当しないこととなったとき。

(2) 偽りその他不正な方法により登録を受けたと認めるとき。

(3) 市の策定する環境基本計画の理念に反する活動を行う等市の環境施策の障害となる行為を繰り返し、是正しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がパートナーとして登録することが不適切であると認める事由があるとき。

(認定証の返還)

第9条 パートナーは、前条の規定によりその登録の取消しを受けたときは、速やかに認定証を市長に返還しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(3) 豊川市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、し尿及び雑排水による公共用水域等の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、既存単独処理浄化槽又はくみ取便所を浄化槽に変更しようとする者に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (2) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量除去率が90%以上であり、かつ、放流水中の生物化学的酸素要求量の日間平均値が20mg／リットルで以下あるもの（平成4年10月30日衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（以下「指針」という。）」が適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合するものに限る。）をいう。
- (3) 専用住宅 延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物（当該建物に設置する浄化槽の処理対象人員が50人以下となるものに限る。）をいう。
- (4) 処理対象人員 建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302）の表のうち、「住宅施設関係施設」の項を適用して算定した場合の専用住宅に係る浄化槽の処理対象人員をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、豊川市の区域のうち、次の各号に掲げる区域を除いた区域内において、専用住宅の敷地内の全ての既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の使用を廃止するとともに、新たに浄化槽を設置する事業（当該浄化槽に関し、浄化槽法第5条第1項ただし書の適用を受けるものを除く。）とする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画に定められた予定処理区域（おおむね7年以上下水道の整備が見込まれない区域を除く。）
- (2) 農業集落排水処理事業計画区域
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指定する区域

2 補助金の交付の対象となる者は、補助事業を行う者とする。ただし、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定による届出又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認をしないとき。
- (2) 専用住宅又はその敷地を借り受けている場合であつて、その貸主から浄化槽の設置に関する承諾が得られないとき。
- (3) 専用住宅を販売する目的で浄化槽を設置しようとするとき。
- (4) 市税又は国民健康保険料（以下「市税等」という。）の滞納があるとき。
- (5) 敷地内のし尿及び雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）の全部又は一部を浄化槽に接続しないとき。
- (6) 公共事業等による移転補償を受ける場合であつて、当該移転補償として浄化槽の設置に関する費用の交付を受けるとき。
- (7) 浄化槽の設置に関する工事を浄化槽工事業者の登録を受けていない者に行わせるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を適当でないと認めるとき。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる経費の合計額に相当する額の2分の1に相当する額とする。ただし、浄化槽の処理対象人員の数に応じて、別表に定める額を上限とする。

- (1) 浄化槽本体費（送風機、付属品を含む）

- (2) 本体据付工事費（基礎コンクリート、栗石、掘削、残土処理を含むもの）
 - (3) 屋外配水管工事費（配管の長さは、浄化槽本体から流入管1m及び放流管1m（合計2m）以内と汚水枡2個以内の工事。）
 - (4) 電気工事費（屋外の配線工事）
 - (5) その他市長が必要と認める費用
- 2 浄化槽の設置に当たり既存単独処理浄化槽を撤去し、浄化槽を当該既存単独処理浄化槽と同一の敷地内に設置する場合の補助金の額は、前項の規定による補助金の額に既存単独処理浄化槽の撤去に要する費用のうち次の各号に掲げる経費に相当する額（90,000円を上限とする。）を加算した額とする。
- (1) 既存単独処理浄化槽の撤去作業費（既設管との切断工事費用を含む。）
 - (2) 掘り出し部の砂（土）埋め戻し作業費（埋め戻し（土）を購入する場合は、その費用を含む。ただし、同一箇所に浄化槽を埋設する場合は、掘り出し部の砂（土）埋め戻し作業費用は対象外とする。）
 - (3) 既存単独処理浄化槽の処分費（処分業者又は処分先も記入）
 - (4) その他市長が必要と認める費用
- 3 前2項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
（申請書）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前までに豊川市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定による浄化槽の設置に係る届出書の写し
- (2) 浄化槽の設置等に関する工事の請負契約書の写し
- (3) 浄化槽の設置等に関する工事の請負業者に係る浄化槽工事業登録書又は特例浄化槽工事業者届出書の写し及び浄化槽設備士免状の写し
- (4) 浄化槽の設置等に関する工事の見積書の写し
- (5) 排水経路図
- (6) 浄化槽の配置場所の分かる書類
- (7) 市税等において滞納がないことを証する書類（申請日前1月以内に発行されたものに限る。）
- (8) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の使用廃止に係る誓約書
- (9) 専用住宅又はその敷地の貸主による浄化槽設置に係る承諾書（専用住宅又はその敷地を借り受けている場合）
- (10) 設置しようとする浄化槽に係る登録浄化槽管理表（C票）及び保証登録証の写し（指針の適用がある浄化槽である場合）
- (11) 既存単独処理浄化槽の設置場所の分かる書類及び設置場所の写真（既存単独処理浄化槽を撤去する場合）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、豊川市浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付することができる。
（補助事業の内容の変更）

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに豊川市浄化槽設置整備事業補助金変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の実施内容の確認）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況について、その職員をして補助事業者者に質問をし、報告を求め、又は工事の施工状況を確認させることができる。

2 補助事業者は、市長から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由なくこれを断ってはならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、豊川市浄化槽設置整備事業補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽使用開始報告書又は浄化槽工事完了報告書の写し
- (2) 浄化槽の設置に要した費用の請求書及び領収書の写し
- (3) 既存単独処理浄化槽の廃止届の写し
- (4) 施工の写真
- (5) 浄化槽法第7条及び第11条の規定による水質検査の依頼書及び領収書の写し
- (6) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し(補助事業者が自ら浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、これに代えて自らが浄化槽法第8条及び第9条に定める浄化槽の保守点検及び清掃の技術上の基準に従った実施ができることを証する書類)
- (7) 浄化槽清掃実施届の写し(最終のもの)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、豊川市浄化槽設置整備事業補助金確定通知書(様式第5号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、市長が指定する日までに、豊川市浄化槽設置整備事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出ものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付の決定の内容及び交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 浄化槽法に定める浄化槽管理者としての義務を遵守しないとき。
- (5) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、豊川市浄化槽設置整備事業補助金取消通知書(様式第7号)により補助事業者へ通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

処理対象人員	補助金の上限額
5人以下	332,000円
6人又は7人	414,000円
8人以上50人以下	548,000円

(4) 豊川市公害防除施設整備資金利子補給補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、中小企業者又は農業者の公害防除施設の整備促進を図るため、小規模企業等振興資金融資制度等の融資を受けて公害防除施設の設置及び改善（以下「整備」という。）を行う者が、当該融資を受けた金融機関（以下「取扱い金融機関」という。）に支払う利子について予算の範囲内で交付する豊川市公害防除施設整備資金利子補給補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、市内の工場又は事業所（以下「工場等」という。）から発生する公害を防除するために必要な施設を次の各号に掲げる融資制度のいずれかに該当する融資を受けて整備する事業（以下「補助事業」という。）を行う中小企業者又は農業者であって、市税の滞納がない者とする。

- (1) 小規模企業等振興資金融資制度（平成24年度以前は、商工業振興資金融資制度）
- (2) 豊川市小規模企業事業資金融資制度
- (3) 農業近代化資金融資制度

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、交付対象者が当該年度中に取扱い金融機関に支払った当該融資に係る利子（返済期において返済すべき金額の全部又は一部を延滞したことにより発生した利子を除く。以下「支払利子」という。）の額とする。ただし、当該支払利子について、他の関係機関等から補助を受けている場合は、その額を控除した額とする。

(補助の認定)

第4条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、補助事業を行う前に豊川市公害防除施設整備事業認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、あらかじめ補助事業の認定を受けなければならない。

- (1) 公害防除施設整備計画書（別表第1）
- (2) 仕様書、見積書、設計書、カタログ、その他計画の全容を示すもの
- (3) 工場等整備施設付近の見取図
- (4) 作業工程図
- (5) 市税の滞納がないことの証明書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による申請の内容が適正であると認定したときは、申請者に豊川市公害防除施設整備事業認定書（様式第2号）を交付する。

3 市長は、補助金の決定に必要があると認めるときは、前項の決定に条件を付すことができる。

(完了届出書)

第5条 前条第2項の認定書の交付を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、その日から10日以内に、豊川市公害防除施設整備事業完了届出書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公害防除施設の整備に要した費用の領収書の写し
- (2) 当該公害防除施設の概要を示す写真
- (3) 第2条各号に掲げる融資制度の融資決定が分かる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする認定事業者は、豊川市公害防除施設整備資金利子補給補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付し、毎年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度中に支払った利子額を証明する書類（別表第2）
- (2) 公害防除施設整備事業認定書（様式第2号）の写し

(3) 市税の滞納がないことの証明書

(4) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第7条 市長は前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、豊川市公害防除施設整備資金利子補給補助金交付決定通知書（様式第5号）により認定事業者へ通知するものとする。

2 市長は、補助金の決定に必要があると認めるときは、前項の決定に条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の通知を受けた認定事業者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、当該通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定は、補助事業の認定の取下げをする場合について準用する。

(補助金の請求及び交付)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、豊川市公害防除施設整備資金利子補給補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求により補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第4条第2項に規定する認定の条件に違反したとき。

(3) 第7条第2項に規定する交付の条件に違反したとき。

(4) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定により行う通知は、豊川市公害防除施設整備資金利子補給補助金交付決定取消通知書（様式第7号）による。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。この場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延利息については、規則第18条第4項の規定を適用する。

(氏名の変更等の届出)

第12条 補助事業者は、第4条第1項の申請書の記載事項に変更があったときは、変更の日から1か月以内に、豊川市公害防除施設整備資金利子補給補助金氏名等変更届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(融資条件の変更の届出)

第13条 補助事業者は、融資条件に変更があったときは、速やかに豊川市公害防除施設整備資金利子補給補助金融資条件変更届出書（様式第9号）に融資条件に変更があったことを証する書類（取扱金融機関の発行したものに限る。）（別表第3）を添えて市長に提出しなければならない。

(報告及び調査)

第14条 市長は、補助金交付に関して必要があると認めるときは、補助事業者若しくは取扱金融機関から必要な報告を求め、又はその職員に、補助事業者の事業所に立入り、必要な書類、施設及びその他の物件を調査させることができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(5) 豊川市公害防止に関する指導要綱

(目的)

第1 この要綱は、豊川市における公害防止の基本的な事項を定め、市民の健康を保護し、快適な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(事業者の責務)

第3 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任において必要な措置を講ずるとともに、市その他の行政機関が実施する公害防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、法令等に規定する規制基準を超えるばい煙、粉じん、有害物質、排水、騒音、振動及び悪臭（以下「ばい煙等」という。）を発生させ、又は排出してはならない。

(市民の責務)

第4 市民は、良好な生活環境を確保するために公害防止の意識を高め、互いに近隣への迷惑行為を行わないように努めるとともに、市その他の行政機関が実施する公害防止に関する施策に協力しなければならない。

(公害防止協定)

第5 市長は、公害防止のため必要があると認める場合には、事業者（工場その他の事業所を設置しようとする者を含む。）との間に公害防止協定を締結することができる。

2 前号の規定により市長から公害防止協定の締結について申し出があったときは、当該事業者は、その申し出に応じなければならない。

3 公害防止協定は、市長が必要と認める事項について協定するものとする。

(報告)

第6 市長は、公害防止上必要なときは、ばい煙等を発生し、又は排出する者に対し、その施設の状況その他必要な事項に関し、報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(6) 豊川市生活排水クリーン推進員設置要領

第1 趣旨

この要領は、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止と住民の生活環境の保全を図るため、地域における住民主体の生活排水クリーン推進員（以下「推進員」という。）の設置について定める。

第2 職務

推進員は、次の職務を行うものとする。

- (1) 地区住民に生活排水についての情報・知識を提供し、家庭でできる浄化について指導する。
- (2) 市が行う生活排水対策事業に協力する。
- (3) 生活排水について効果的な対策その他についての意見・要望を市に提出する。
- (4) 市等が開催する研修会・会議に出席する。

第3 依頼

推進員は、市内に居住する満20歳以上の者で、生活排水浄化に関心があり、推進員として積極的に活動できる者について、市長が依頼する。

第4 任期

推進員の任期は、依頼した日から翌年の3月31日までとする。ただし、再任をさまたげない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 依頼の取消

市長は、推進員が次のいずれかに該当するときは、その任期中であっても依頼を取り消すことができる。

- (1) 市外に転出したとき。
- (2) 職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
- (3) 辞退を申し出たとき。
- (4) その他推進員として、不適當と認められる事由があるとき。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

(7) 公害の防止及び環境の保全に関する協定書

豊川市（以下「市」という。）と、○ ○ ○ ○（以下「企業」という。）とは、企業が、豊川市○ ○ ○ ○地内に管理する事業所（以下「事業所」という。）の公害防止と環境の保全を図るため、次のとおり協定を締結する。

（企業の責務）

第1条 企業は、事業活動を行うに当たって、公害の防止及び自然環境の保全のために必要な措置を講ずるとともに、積極的に環境の保全に努めなければならない。

2 企業は、物の製造、加工、流通、販売及び廃棄等の事業活動の各段階を通じ、環境への負荷の低減に努めるとともに、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料等の利用に努めなければならない。

3 企業は、地域社会の一員として地域の環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

（公害防止等の基準）

第2条 企業は、事業所の事業活動によって生ずる公害の防止等について、別表の基準を遵守しなければならない。

（測定）

第3条 企業は、公害の発生原因となるおそれのある物質等について、必要に応じて定期的に測定し、その結果を記録保持するものとする。

（立入調査）

第4条 市は、必要に応じて企業に対し、公害の防止等に必要な事項について報告を求め、又は調査のため市の担当職員をして事業所に立入りできるものとし、企業は、これに積極的に協力するものとする。

（事故時の措置）

第5条 企業は、事業所に設置する施設等の重大な故障及び破損等により事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、市に報告するものとする。

（損害の賠償）

第6条 企業は、企業の責に帰すべき公害、事故等により他に被害を与えた場合は、その損害について誠意を持って賠償するものとする。

（改善勧告等）

第7条 市は、事業所がこの協定内容を満たしていないと認めるときは、企業に対して改善等の措置を勧告することができ、企業は、これに従うものとする。

2 市は、事業所が作業を継続することが、地域の生活環境に重大な影響又は人の健康に害を及ぼすと判断した場合は、これに関する作業の一部停止を指示することができ、企業は、これに従うものとする。

（従業員教育）

第8条 企業は、従業員及び下請業者等に対して、公害の防止及び環境の保全についての意識向上を図るため、教育を徹底するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及び定めた事項で疑義が生じたとき並びに定めた事項を変更するときは、市と企業が協議して定める。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、市、企業において記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

（市） 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
代表者 豊川市長 竹本幸夫

（企業） ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○
代表者 ○ ○ ○ ○

(8) ゴルフ場の運営管理に係る環境保全に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と〇 〇 〇 〇（以下「乙」という。）は、〇 〇 〇 〇ゴルフ場（以下「ゴルフ場」という。）の運営管理に係る環境の保全について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の散布その他のゴルフ場の運営管理に伴う環境汚染を防止し、環境の保全を図ることを目的とする。

（ゴルフ場の運営管理の基本姿勢）

第2条 乙は、ゴルフ場の運営管理にあたって、環境の保全を最優先し、環境汚染に対する防止対策について万全を期さなければならない。

（遵守事項）

第3条 乙は、第1条の目的を達成するため、愛知県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱第3条から第9条まで、第12条、第13条第1項、第14条及び第16条並びに本協定に規定する事項を遵守しなければならない。

（農薬使用年間計画の提出）

第4条 乙は、翌年度のゴルフ場における農薬の使用についての年間計画を作成し、毎年2月末日までに、甲に農薬使用年間計画書（様式第1号）を提出しなければならない。

（農薬使用状況の報告）

第5条 乙は、四半期ごとに各月のゴルフ場における農薬の使用状況を農薬状況報告書（様式第2号）により報告しなければならない。

（農薬の空中散布の制限）

第6条 乙は、農薬の空中散布を原則として行わないものとする。

2 乙は、やむを得ない事情により空中散布を行う場合は、事前に甲と協議し承諾を得るものとする。

（排水口における水質目標）

第7条 乙は、ゴルフ場の排水口において、農薬濃度が農薬ごとに別表に掲げる数値（以下「水質目標値」という。）を超える排水を排出してはならない。

（水質分析調査の実施及び報告等）

第8条 乙は、調整池又は排出口で、毎年2回以上、農薬の使用量が多い時期に水質分析調査を実施し、速やかにその結果を甲に報告しなければならない。

2 水質分析調査は、使用農薬について実施するものとする。ただし、使用農薬のうち使用量が少ない農薬については、甲乙協議して実施の可否を決定するものとする。

3 水質分析調査に要する一切の費用は、乙の負担とする。

（水質目標値を超えた場合の措置）

第9条 乙は、水質分析調査の結果、排水水中の農薬濃度が水質目標値を超えたときは、直ちに甲に報告し、その原因の調査、流出防止対策その他の必要な措置を講じなければならない。

2 甲は、前項の措置について必要な指示をすることができる。

3 乙は、前項の指示に従わなければならない。

（水質分析調査結果の公表）

第10条 甲は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、乙が実施した水質分析調査の結果を、甲乙協議して公表することができるものとする。

（立入検査）

第11条 甲は、第1条の目的を達成するために必要な限度において、農薬の使用、保管状況その他ゴルフ場の運営管理について、ゴルフ場等に立ち入って調査し、又は乙に対して、資料の提出若しくは報告を求めることができる。

（環境汚染等が生じた場合の措置等）

第12条 乙は、農薬散布その他のゴルフ場の運営管理に起因する環境汚染（以下「環境汚染」という。）が生じたときは、直ちに、農薬散布その他の環境汚染の原因となる行為等を中止し、甲に報告するとともに、環境汚染の拡大又は環境汚染による被害の発生を防止するために必要な措置を講じなければ

ならない。

2 甲は、前項の報告を受けたとき、又は環境汚染が発生するおそれがあると認めるときは、乙に対して、環境汚染及び被害の拡大又は発生を防止するために必要な指示をすることができる。

3 乙は、前項の指示に従わなければならない。

(被害の補償義務)

第13条 乙は、ゴルフ場の運営管理に起因して生じた被害について、誠意を持って、適切な補償をしなければならない。

(自然環境の保全)

第14条 乙は、ゴルフ場の運営管理に当たって、自然環境の保全に努めなければならない。

(その他)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定に係る疑義については、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

住所 豊川市諏訪1丁目1番地
甲
氏名 豊川市
豊川市長 ○ ○ ○ ○

住所 豊川市 ○ ○ ○ ○
乙
氏名 ○ ○ ○ ○ ○ ○
理事長 ○ ○ ○ ○

(9) 豊川市地域猫不妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の増加を抑制し、市民の快適な生活環境の保持を図るため、地域猫活動を行う団体に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市地域猫不妊去勢手術費補助金(以下「補助金」という。)に関し、豊川市補助金等に関する規則(平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- (2) 地域猫活動 愛知県が策定した「所有者のいない猫の適正管理マニュアル」に基づき、飼い主のいない猫を当該地域住民等の理解と協力の下、地域に認められた餌やり方法等のルールに基づいて適切に管理する活動をいう。
- (3) 地域猫活動団体 飼い主がいない猫が生息する地域の市民等2人以上で構成され、地域猫活動を行う団体(同一世帯の者のみで構成される団体を除く。)をいう。
- (4) 不妊去勢手術 獣医師が行う不妊手術(卵巣又は卵巣および子宮を摘出する手術)又は去勢手術(精巣を摘出する手術)をいう。
- (5) 動物診療所 獣医療法(平成4年法律第46号)第2条第2項に定める診療施設で動物の診療業務を行う施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、地域猫活動団体のうち、次条第2項の規定により登録の承認を受けた団体とする。

(登録申請等)

第4条 補助対象者としての登録の承認を受けようとする地域猫活動団体は、次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 地域猫活動団体登録申請書(様式第1号)
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 団体構成員名簿
- (4) 活動場所の地図(えさ場、トイレの位置等を図示すること。)

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、その適否について地域猫活動団体登録承認・不承認通知書(様式第3号)により当該申請をした地域猫活動団体に通知するものとする。

3 前項の規定により登録の承認を受けた地域猫活動団体(以下「登録団体」という。)は、団体を解散したとき、又は次に掲げる事項に変更があったときは、地域猫活動団体解散・登録事項変更届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

- (1) 団体名
- (2) 団体の代表者に関する事項
- (3) 構成員
- (4) 活動場所

(登録団体の取り消し)

第5条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録を取り消し、地域猫活動団体登録取消通知書(様式第5号)により、当該登録団体にその旨を通知するものとする。

- (1) 登録団体の活動が地域猫活動に該当しないと認めるとき。
- (2) 登録団体の登録事項の内容が実態と著しく異なっているとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

(補助対象事業)

第6条 補助金の交付の対象となる事業は、登録団体が、飼い主のいない猫に動物診療所において不妊去勢手術を行い、当該猫に手術済であることを識別することができる措置を行う事業とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、不妊去勢手術に要した費用の額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、不妊手術にあつては1匹につき12,000円、去勢手術にあつては1匹につき7,000円を限度とする。

（交付申請等）

第8条 補助金の交付を受けようとする登録団体の代表者は、地域猫不妊去勢手術補助金交付申請書（様式第6号）に不妊去勢手術に要した費用の領収書の写しを添えて、不妊去勢手術の完了した日の属する年度の3月31日までに、市長に提出しなければならない。

2 規則第13条に規定する実績報告は、前項の規定による申請をもってこれに代えるものとする。

（交付決定等）

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、地域猫不妊去勢手術費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第7号）により申請をした登録団体に通知するものとする。

2 規則第14条に規定する補助金の額の確定については、前項の規定による通知をもってこれに代えるものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた登録団体（以下「補助団体」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、地域猫不妊去勢手術費補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

（1）偽りその他不正な手段により交付決定を受けたことが明らかになったとき。

（2）その他補助金の交付が著しく不相当であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したとき、又は補助金の返還を求めるときは、地域猫不妊去勢手術費補助金交付決定取消通知書（様式第9号）又は地域猫不妊去勢手術費補助金返還通知書（様式第10号）により補助団体に通知するものとする。

（遵守事項）

第12条 補助団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）不妊去勢手術後の飼い主のいない猫のうち、譲渡可能なものについては終生屋内飼養をする者へ譲渡するよう努めること。

（2）不妊去勢手術後の飼い主のいない猫を捕獲場所に戻す場合は、トイレの設置、餌の適正な管理等周辺環境の保全を図るとともに、近隣住民の理解を得るよう努めること。

（3）不妊去勢手術後の飼い主のいない猫には、不妊去勢手術済みであることを識別できるよう耳カット等の措置を講ずること。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(10) 豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、市民のエネルギーの効率的利用を積極的に支援するため、住宅にホームエネルギーマネジメントシステム（以下「システム」という。）を設置する者に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「システム」とは、家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するシステムを新たに購入して設置（更新、増設及びリースは除く。）する事業とし、補助事業に要する経費のうち別表に定める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

(1) 未使用のシステムであること。

(2) 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象要件を満たすものであること。

(3) 自ら居住し、又は居住を予定する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）の敷地内に補助金の交付を受けようとする年度の3月31日（この日が休日等による閉庁日である場合はその日より前の開庁日）までに設置するシステム

2 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる条件をいずれも満たすものとする。

(1) システムを設置する住宅の所在地に住所を有し、又は住所を有する予定の者

(2) 市税及び国民健康保険料（以下「市税等」という。）の滞納がない者

(3) 過去に補助金の交付を受けたことがない者

(4) 過去に豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金の交付を受けていない者又は現に交付の申請をしていない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の4分の1に相当する額とし、当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、20,000円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する14日前までに、豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) システムの購入費及び設置費の内訳がわかる書類（見積書、工事請負契約書等）の写し

(2) ホームエネルギーマネジメントシステム設置計画書（様式第2号）

(3) システムを設置する住宅の所在地を示した地図

(4) 補助事業の着手前の場所（住宅の全景又は設置予定地）の現況カラー写真

(5) 市税等において滞納がないことの証明書（申請日前1か月以内に豊川市総務部資産税課で発行されたもの）

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付決定通

知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定に条件を付すことができる。

（補助事業の内容の変更）

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）の補助事業は、設置予定機器の製造の中止若しくは供給の中止、又は特に止むを得ない理由があると認められる場合に限り、あらかじめ着工14日前までに豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けて内容を変更することができる。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更がない場合で、第1条の趣旨に反しない軽微な変更をするときは、この限りではない。

2 補助事業者は、前項の規定による申請において、補助金の交付決定額を増額することはできない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付申請取下書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日（補助事業に係る支払が完了した日又は保証書に記載される保証の開始日のいずれか遅い日）から起算して60日を経過した日又は同年度の3月31日（この日が休日等による閉庁日である場合はその日より前の開庁日）のいずれか早い日までに、豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) システムの購入費及び設置費の支払の完了が確認できる領収書及び内訳書の写し（補助事業の内容に変更がない場合は、領収書の写しのみ。）

(2) システムの保証書の写し（機器型番、日付、販売者名、購入者名及び設置場所が記載されているもの）

(3) 補助事業者本人の住民票の写し（報告日前3か月以内に発行されたもので、システムを設置した住宅の所在地に住所を有することが確認できるもの）

(4) システムの本体及び設置状況が確認できるカラー写真（端末モニター等でシステムが作動している状態が確認できるものを含めること。）

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求により補助金を交付するものとする。

（財産処分制限）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けたシステムを減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数の期間内において、廃棄、売却等しようとするときは、あらかじめ豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付の決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定

の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか市長が不相当と認めたとき。

(協力)

第14条 市長は、必要があるときは、補助事業者に対してシステムの運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測機器及び配線・配線器具の購入、据付及び設置工事並びに当該工事に付随する工事に関する費用 ※消費税及び地方消費税を含まない。
--------	---

(11) 豊川市住宅用燃料電池システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、市民のエネルギーの効率的利用を積極的に支援するため、住宅に燃料電池コージェネレーションシステム（以下「システム」という。）を設置する者に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市住宅用燃料電池システム設置費補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「システム」とは、燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するシステムを新たに購入して設置（更新、増設及びリースは除く。）する事業とし、補助事業に要する経費のうち別表に定める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

(1) 未使用のシステムであること。

(2) 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているものであること。

(3) 自ら居住し、又は居住を予定する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）の敷地内に補助金の交付を受けようとする年度の3月31日（この日が休日等による閉庁日である場合はその日より前の開庁日）までに設置するシステム

2 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる条件をいずれも満たすものとする。

(1) システムを設置する住宅の所在地に住所を有し、又は住所を有する予定の者

(2) 市税及び国民健康保険料（以下「市税等」という。）の滞納がない者

(3) 過去に補助金の交付を受けたことがない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の4分の1に相当する額とし、当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、100,000円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する14日前までに、豊川市住宅用燃料電池システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) システムの購入費及び設置費の内訳がわかる書類（見積書、工事請負契約書等）の写し

(2) 住宅用燃料電池システム設置計画書（様式第2号）

(3) システムを設置する住宅の所在地を示した地図

(4) 補助事業の着手前の場所（住宅の全景又は設置予定地）の現況カラー写真

(5) 市税等において滞納がないことの証明書（申請日前1か月以内に豊川市総務部資産税課で発行されたもの）

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、豊川市住宅用燃料電池システム設置費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定に条件を付すことができる。

(補助事業の内容の変更)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)の補助事業は、設置予定機器の製造の中止若しくは供給の中止、又は特に止むを得ない理由があると認められる場合に限り、あらかじめ着工14日前までに豊川市住宅用燃料電池システム設置費補助金変更交付申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けて内容を変更することができる。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更がない場合で、第1条の趣旨に反しない軽微な変更をするときは、この限りではない。

2 補助事業者は、前項の規定による申請において、補助金の交付決定額を増額することはできない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、豊川市住宅用燃料電池システム設置費補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに豊川市住宅用燃料電池システム設置費補助金交付申請取下書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日(補助事業に係る支払が完了した日又は保証書に記載される保証の開始日のいずれか遅い日)から起算して60日を経過した日又は同年度の3月31日(この日が休日等による閉庁日である場合はその日より前の開庁日)のいずれか早い日までに、豊川市住宅用燃料電池システム設置費補助事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) システムの購入費及び設置費の支払の完了が確認できる領収書及び内訳書の写し(補助事業の内容に変更がない場合は、領収書の写しのみ。)

(2) システムの保証書の写し(機器型番、製造番号、日付、販売者名、購入者名及び設置場所が記載されているもの)

(3) 補助事業者本人の住民票の写し(報告日前3か月以内に発行されたもので、システムを設置した住宅の所在地に住所を有することが確認できるもの)

(4) システムの本体及び設置状況が確認できるカラー写真(燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの本体に貼付されている機器型番、製造番号が確認できるものを含めること。)

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、豊川市住宅用燃料電池システム設置費補助金交付額確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、豊川市住宅用燃料電池システム設置費補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求により補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けたシステムを減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数の期間内において、廃棄、売却等しようとするときは、あらかじめ豊川市住宅用燃料電池システム設置費補助金に係る財産処分承認申請書(様式第10号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付の決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか市長が不相当と認めたとき。

(協力)

第14条 市長は、必要があるときは、補助事業者に対してシステムの運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品他（リモコン、配管カバー、燃料電池システム試運転に係る費用）、配線・配線器具の購入・据付、配管・配管器具の購入・据付及び設置工事並びに当該工事に付随する工事に関する費用 ※消費税及び地方消費税を含まない。
--------	--

(12) 豊川市住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、市民のエネルギーの効率的利用を積極的に支援するため、住宅にリチウムイオン蓄電池システム（以下「システム」という。）を設置する者に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置費補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「システム」とは、リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するシステムを新たに購入して設置（更新、増設及びリースは除く。）する事業とし、補助事業に要する経費のうち別表に定める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

(1) 未使用のシステムであること。

(2) 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されているものであること。

(3) 自ら居住し、又は居住を予定する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）の敷地内に補助金の交付を受けようとする年度の3月31日（この日が休日等による閉庁日である場合はその日より前の開庁日）までに設置するシステム

2 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる条件をいずれも満たすものとする。

(1) システムを設置する住宅の所在地に住所を有し、又は住所を有する予定の者

(2) 市税及び国民健康保険料（以下「市税等」という。）の滞納がない者

(3) 過去に補助金の交付を受けたことがない者

(4) 過去に豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金の交付を受けていない者又は現に交付の申請をしていない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の4分の1に相当する額とし、当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、100,000円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する14日前までに、豊川市住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) システムの購入費及び設置費の内訳がわかる書類（見積書、工事請負契約書等）の写し

(2) 住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置計画書（様式第2号）

(3) システムを設置する住宅の所在地を示した地図

(4) 補助事業の着手前の場所（住宅の全景又は設置予定地）の現況カラー写真

(5) 市税等において滞納がないことの証明書（申請日前1か月以内に豊川市総務部資産税課で発行されたもの）

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、豊川市住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定に条件を付すことができる。
（補助事業の内容の変更）

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）の補助事業は、設置予定機器の製造の中止若しくは供給の中止、又は特に止むを得ない理由があると認められる場合に限り、あらかじめ着工14日前までに豊川市住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置費補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けて内容を変更することができる。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更がない場合で、第1条の趣旨に反しない軽微な変更をするときは、この限りではない。

2 補助事業者は、前項の規定による申請において、補助金の交付決定額を増額することはできない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、豊川市住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに豊川市住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置費補助金交付申請取下書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日（補助事業に係る支払が完了した日又は保証書に記載される保証の開始日のいずれか遅い日）から起算して60日を経過した日又は同年度の3月31日（この日が休日等による閉庁日である場合はその日より前の開庁日）のいずれか早い日までに、豊川市住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置費補助事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) システムの購入費及び設置費の支払の完了が確認できる領収書及び内訳書の写し（補助事業の内容に変更がない場合は、領収書の写しのみ。）

(2) システムの保証書の写し（パッケージ型番、機器型番、製造番号、日付、販売者名、購入者名及び設置場所が記載されているもの）

(3) 補助事業者本人の住民票の写し（報告日前3か月以内に発行されたもので、システムを設置した住宅の所在地に住所を有することが確認できるもの）

(4) システムの本体及び設置状況が確認できるカラー写真（システムの本体に貼付されている銘板（パッケージ型番、機器型番及び製造番号）が確認できるものを含めること。なお、パッケージ型番の表記が無い場合はパッケージを構成する本体及びパワーコンディショナー等の銘板が確認できるカラー写真を含めること。）

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、豊川市住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、豊川市住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置費補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求により補助金を交付するものとする。

（財産処分制限）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けたシステムを減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数の期間内において、廃棄、売却等しようとする

きは、あらかじめ豊川市住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付の決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が不相当と認めるとき。

（協力）

第14条 市長は、必要があるときは、補助事業者に対してシステムの運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	リチウムイオン蓄電池システムと電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナー等）で構成されるシステムの購入及び設置工事に関する費用 ※消費税及び地方消費税を含まない。
--------	---

(13) 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金交付要綱

(太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・リチウムイオン蓄電池システム用)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、市民のエネルギーの効率的利用を積極的に支援するため、住宅に地球温暖化対策に資する設備を導入し、設置する者に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

太陽光発電システム（以下「太陽光システム」という。）

- (1) 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電力が逆流されるもの
- (2) ホームエネルギーマネジメントシステム（以下「HEMS」という。） 家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの
- (3) リチウムイオン蓄電池システム（以下「蓄電池システム」という。）

リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの

(4) 設備

太陽光システム、HEMS及び蓄電池システムの全てを含み、これらが一体的に構築されたもの（補助の対象）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する設備を新たに購入して設置（更新、増設及びリースは除く。）する事業とし、補助事業に要する経費のうち別表に定める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

(1) 設備全体について、ア及びイの要件のいずれにも該当すること。

ア 未使用のものであること。

イ 自ら居住し、又は居住を予定する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）に、補助金の交付を受けようとする年度の3月31日（この日が休日等による閉庁日である場合はその日より前の開庁日）までに設置するものであること。

(2) 太陽光システムについて、ア及びイの要件のいずれにも該当すること。

ア 太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値）が10キロワット未満であること。

イ 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象要件を満たすものであること。

(3) HEMSについて、愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象要件を満たすものであること。

(4) 蓄電池システムについて、国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されているものであること。

2 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる条件をいずれも満たすものとする。

(1) 設備を設置する住宅の所在地に住所を有し、又は住所を有する予定の者

(2) 市税及び国民健康保険料（以下「市税等」という。）の滞納がない者

- (3) 過去に補助金の交付を受けたことがない者
- (4) 過去に豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金、豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金、豊川市住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置費補助金及び豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金（電気自動車等充給電設備用）の交付を受けたことがない者又は現に交付の申請をしていない者
- (5) 太陽光システムについて電気事業者と電力受給契約を締結できる者
（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる金額を合計した額とする。ただし、200,000円を上限とする。

- (1) 20,000円に、太陽光システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力（単位はキロワットとし、小数点以下第3位を切り捨てる。）を乗じて得た額（ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とし、4キロワットを超えるものは、4キロワット（80,000円）を上限とする。）
- (2) HEMSに係る、補助対象経費の4分の1に相当する額（ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とし、20,000円を上限とする。）
- (3) 蓄電池システムに係る、補助対象経費の4分の1に相当する額（ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とし、100,000円を上限とする。）
（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する14日前までに、豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 設備の購入費及び設置費の内訳がわかる書類（見積書、工事請負契約書等）の写し
- (2) 住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置計画書（様式第2号）
- (3) 太陽電池モジュールの配置図
- (4) 設備を設置する住宅の所在地を示した地図
- (5) 補助事業の着手前の場所（住宅の全景又は設置予定地）の現況カラー写真
- (6) 市税等において滞納がないことの証明書（申請日前1か月以内に豊川市総務部資産税課で発行されたもの）
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定に条件を付することができる。
（補助事業の内容の変更）

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）の補助事業は、設置予定機器の製造の中止若しくは供給の中止、又は特に止むを得ない理由があると認められる場合に限り、あらかじめ着工14日前までに豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けて内容を変更することができる。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更がない場合で、第1条の趣旨に反しない軽微な変更をするときは、この限りではない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による申請において、補助金の交付決定額を増額することはできない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通ずるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金交付申請取下書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日(補助事業に係る支払が完了した日、電気事業者との間で交わした太陽光発電に係る電力受給契約の系統連系・受給開始日又は保証書に記載される保証の開始日のいずれか遅い日)から起算して60日を経過した日又は同年度の3月31日(この日が休日等による閉庁日である場合はその日より前の開庁日)のいずれか早い日までに、豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 設備の購入費及び設置費の支払の完了が確認できる領収書及び内訳書の写し(補助事業の内容に変更がない場合は、領収書の写しのみ。)

(2) 電気事業者の発行する、電力受給契約の締結に関する通知の写し(系統連系・受給開始日が記載されているもの)

(3) アからウまでの設備の保証書の写し

ア 太陽光システムの保証書の写し(太陽電池モジュールの型式等、日付及び販売者名が記載されているもの)。ただし、保証書が発行されず、又は保証書の発行が著しく遅れる場合は、太陽光モジュールの製造者又は製造者を代行する業者が発行した出力対比表の写しをもってこれに代えることができる。

イ HEMSの保証書の写し(機器型番、日付、販売者名、購入者名及び設置場所が記載されているもの)

ウ 蓄電池システムの保証書の写し(パッケージ型番、機器型番、製造番号、日付、販売者名、購入者名及び設置場所が記載されているもの)

(4) 補助事業者本人の住民票の写し(報告日前3か月以内に発行されたもので、設備を設置した住宅の所在地に住所を有することが確認できるもの)

(5) アからウまでの設備の本体及び設置状況が確認できるカラー写真

ア 太陽光システム設置状況のカラー写真(住宅の全景と太陽電池モジュールの設置枚数が確認できるもの)

イ HEMSの本体及び設置状況が確認できるカラー写真(端末モニター等でシステムが作動している状態が確認できるものを含めること。)

ウ 蓄電池システムの本体及び設置状況が確認できるカラー写真(蓄電池システムの本体に貼付されている銘板(パッケージ型番、機器型番及び製造番号)が確認できるものを含めること。なお、パッケージ型番の表記が無い場合はパッケージを構成する本体及びパワーコンディショナー等の銘板が確認できるカラー写真を含めること。)

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金交付額確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求により補助金を交付するものとする。

(財産処分制限)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けた設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数の期間内において、廃棄、売却等しようとするときは、

あらかじめ豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付の決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が不相当と認めるとき。

（協力）

第14条 市長は、必要があるときは、補助事業者に対して売買電量及び設備の運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

設備	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を含まない。)
太陽光システム	太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、モニター、配線・配線器具等の購入、据付及び設置工事に関する費用
HEMS	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測機器及び配線・配線器具の購入、据付及び設置工事並びに当該工事に付随する工事に関する費用
蓄電池システム	リチウムイオン蓄電池システムと電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナー等）で構成されるシステムの購入及び設置工事に関する費用

(14) 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金交付要綱

(太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・電気自動車等充給電設備用)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、市民のエネルギーの効率的利用を積極的に支援するため、住宅に地球温暖化対策に資する設備を導入し、設置する者に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金(電気自動車等充給電設備用)(以下「補助金」という。)について、豊川市補助金等に関する規則(平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電システム(以下「太陽光システム」という。)

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電力が逆流されるもの

(2) ホームエネルギーマネジメントシステム(以下「HEMS」という。)

家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの

(3) 電気自動車等充給電設備(以下「充給電設備」という。)

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの

(4) 設備

太陽光システム、HEMS及び充給電設備の全てを含み、これらが一体的に構築されたもの
(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する設備を新たに購入して設置(更新、増設及びリースは除く。)する事業とし、補助事業に要する経費のうち別表に定める経費(以下「補助対象経費」という。)について補助金を交付する。

(1) 設備全体について、ア及びイの要件のいずれにも該当すること。

ア 未使用のものであること。

イ 自ら居住し、又は居住を予定する市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。)に、補助金の交付を受けようとする年度の3月31日(この日が休日等による閉庁日である場合はその日より前の開庁日)までに新たに購入し設置するものであること。

(2) 太陽光システムについて、ア及びイの要件のいずれにも該当すること。

ア 太陽電池の最大出力(システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値)が10キロワット未満であること。

イ 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象要件を満たすものであること。

(3) HEMSについて、愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象要件を満たすものであること。

(4) 充給電設備について、国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること。

2 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる条件をいずれも満たすものとする。

(1) 設備を設置する住宅の所在地に住所を有し、又は住所を有する予定の者

(2) 市税及び国民健康保険料(以下「市税等」という。)の滞納がない者

(3) 過去に補助金の交付を受けたことがない者

(4) 過去に豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金、豊川市ホームエ

エネルギーマネジメントシステム設置費補助金及び豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金（リチウムイオン蓄電池システム用）の交付を受けたことがない者又は現に交付の申請をしていない者

(5) 太陽光システムについて電気事業者と電力受給契約を締結できる者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる金額を合計した額とする。ただし、175,000円を上限とする。

(1) 20,000円に、太陽光システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力（単位はキロワットとし、小数点以下第3位を切り捨てる。）を乗じて得た額（ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とし、4キロワットを超えるものは、4キロワット（80,000円）を上限とする。）

(2) HEMSに係る、補助対象経費の4分の1に相当する額（ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とし、20,000円を上限とする。）

(3) 充給電設備に係る、補助対象経費の4分の1に相当する額（ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とし、75,000円を上限とする。）

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する14日前までに、豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 設備の購入費及び設置費の内訳がわかる書類（見積書、工事請負契約書等）の写し

(2) 住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置計画書（様式第2号）

(3) 太陽電池モジュールの配置図

(4) 設備を設置する住宅の所在地を示した地図

(5) 補助事業の着手前の場所（住宅の全景又は設置予定地）の現況カラー写真

(6) 市税等において滞納がないことの証明書（申請日前1か月以内に豊川市総務部資産税課で発行されたもの）

(7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定に条件を付すことができる。

（補助事業の内容の変更）

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）の補助事業は、設置予定機器の製造の中止若しくは供給の中止、又は特に止むを得ない理由があると認められる場合に限り、あらかじめ着工14日前までに豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けて内容を変更することができる。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更がない場合で、第1条の趣旨に反しない軽微な変更をするときは、この限りではない。

2 補助事業者は、前項の規定による申請において、補助金の交付決定額を増額することはできない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金交付申請取下書（様式第6号）を市長に提出しなければならない

ない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日（補助事業に係る支払が完了した日、電気事業者との間で交わした太陽光発電に係る電力受給契約の系統連系・受給開始日又は保証書に記載される保証の開始日のいずれか遅い日）から起算して60日を経過した日又は同年度の3月31日（この日が休日等による閉庁日である場合はその日より前の開庁日）のいずれか早い日までに、豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 設備の購入費及び設置費の支払の完了が確認できる領収書及び内訳書の写し（補助事業の内容に変更がない場合は、領収書の写しのみ。）

(2) 電気事業者の発行する、電力受給契約の締結に関する通知の写し（系統連系・受給開始日が記載されているもの）

(3) アからウまでの設備の保証書の写し

ア 太陽光システムの保証書の写し（太陽電池モジュールの型式等、日付及び販売者名が記載されているもの）。ただし、保証書が発行されず、又は保証書の発行が著しく遅れる場合は、太陽光モジュールの製造者又は製造者を代行する業者が発行した出力対比表の写しをもってこれに代えることができる。

イ HEMSの保証書の写し（機器型番、日付、販売者名、購入者名及び設置場所が記載されているもの）

ウ 充給電設備の保証書の写し（形式等、日付、販売者名、購入者名及び設置場所が記載されているもの）

(4) 補助事業者本人の住民票の写し（報告日前3か月以内に発行されたもので、設備を設置した住宅の所在地に住所を有することが確認できるもの）

(5) アからウまでの設備の本体及び設置状況が確認できるカラー写真

ア 太陽光システム設置状況のカラー写真（住宅の全景と太陽電池モジュールの設置枚数が確認できるもの）

イ HEMSの本体及び設置状況が確認できるカラー写真（端末モニター等でシステムが作動している状態が確認できるものを含めること。）

ウ 充給電設備の本体及び設置状況が確認できるカラー写真（充給電設備の本体に貼付されている型式等が確認できるものを含めること。）

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求により補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けた設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数の期間内において、廃棄、売却等しようとするときは、あらかじめ豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付の決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか市長が不相当と認めたとき。

(協力)

第14条 市長は、必要があるときは、補助事業者に対して売買電量及び設備の運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

設備	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を含まない。)
太陽光システム	太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、モニター、配線・配線器具等の購入、据付及び設置工事に関する費用
HEMS	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測機器及び配線・配線器具の購入、据付及び設置工事並びに当該工事に付随する工事に関する費用
充給電設備	充給電設備の購入及び設置工事に関する費用

VI 用語解説

■あ行

亜鉛 (zinc)

元素記号Zn、原子番号30の、銀白色の重金属。全亜鉛は亜鉛及び亜鉛化合物の全体を指し、合金や電極、メッキ原料、農薬、肥料、飼料に使用される。亜鉛はヒトにとっての必須元素だが、過剰に摂取すると、同じく必須元素である銅の吸収を阻害する。河川、湖沼、海など、自然界に広く存在するが、魚介類への生態毒性が示唆されている。

亜硝酸性窒素 →「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」を参照。

アルキル水銀 (alkyl mercury : R-Hg)

有機水銀化合物の一種で、水銀にアルキル基（メチル基、エチル基等）が結合した物質の総称。無色の液体又は白色の固体。メチル水銀、エチル水銀などが代表例で、水俣病の原因物質はメチル水銀であった。摂取すると、脳をはじめとする諸臓器に蓄積し、中毒になると、知覚、聴覚、言語障害、視野狭窄、手足のマヒなどの中枢神経障害を起こす。

一酸化炭素 (carbon monoxide : CO)

無味、無臭、無色、無刺激の気体で、有機物の不完全燃焼により発生する。血液中のヘモグロビンとの結合力が酸素よりもはるかに高く、ヘモグロビンの酸素運搬機能を阻害する。高濃度の蒸気を吸入すると、頭痛、めまい、意識障害などを起こす。また、温室効果の高いメタンの寿命を長くする。

温室効果ガス (greenhouse gas)

大気圏内の保温効果（温室効果）を起こす気体の総称。1997年（平成9年）に採択された京都議定書において、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）の6種類が削減対象とされ、地球温暖化対策推進法もこれら6種類を温室効果ガスと規定している（平成27年4月1日より、三ふっ化窒素（NF₃）を追加）。温室効果ガス排出量の算出に当たっては、種々の温室効果ガスの量を二酸化炭素（CO₂）の量に換算して表記する。その際、「t-CO₂」のように、重量単位記号の後ろに「CO₂」を付し、単純な物理量でない旨を明示する。

■か行

化学的酸素要求量 (chemical oxygen demand : COD)

水中の被酸化性物質を酸化剤で酸化する際に消費される酸素量。一般的に、この値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。ただし、微生物により酸化分解される有機物とそうでない有機物との区別、有機物と酸化される無機物との区別ができないため、生物化学的酸素要求量（BOD）とは異なる値を示す。

カドミウム (cadmium)

元素記号Cd、原子番号48の重金属。主に亜鉛精錬時の副産物として生産され、蓄電池の電極やメッキ原料として使用される。水に溶けやすく、多様な食品中に微量に含まれる。暴露すると、肺気腫、腎障害、蛋白尿などの慢性中毒症状を起こす。発がん性物質。カドミウムによる代表的な公害事例として、イタイイタイ病がある。

環境基準

環境基本法第16条に基づき、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるものをいう。この基準は行政上の目標であって、公害行政を推進する上での指針となるものである。

近隣騒音

飲食営業などの営業騒音、商業宣伝放送の拡声機騒音、家庭のピアノ、クーラーからの音やペットの鳴き声などの生活騒音をいう。騒音規制法第28条は、「飲食店営業等に係る深夜における騒音、拡声機を使用する放送に係る騒音等の規制については、地方公共団体が、住民の生活環境を保全するため必要があると認めるときは、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、営業時間を制限すること等により必要な措置を講ずるようにしなければならない」と定めている。

健康項目

水質汚濁に係る環境基準において、人の健康を保護するために基準の定められている27項目（カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン）をいう。

公害

環境基本法第2条第3項の定義によれば、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にあたる、大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く）、悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」をいう。これら7種を一般に「典型7公害」といい、行政機関が取り組むべき公害の範囲とされている。

光化学オキシダント（photochemical oxidant：O_x）

大気中の窒素酸化物と炭化水素が紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより生じる、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化力の強い物質の総称。「オキシダント（oxidant）」は「oxidizing agent（酸化剤）」の略。光化学オキシダントが大気中に高濃度に滞留した状態を「光化学スモッグ」といい、目や呼吸器に影響を及ぼすほか、植物の葉に白斑・褐斑を生じさせる。

降下ばいじん

大気中の粒子状物質のうち、重力や雨の作用によって地上に降下したもの。粒径10マイクロメートル以上のものが多い。石炭、コークス、重油など燃料の燃焼に伴い大気中に放出されたもの、風により舞い上げられた土砂など、組成は多様。なお、降下ばいじんに関する環境基準は存在しない。

公共用水域

水質汚濁防止法第2条第1項の定義によれば、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路」をいう。ただし、公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの（その流域下水道に接続している公共下水道を含む）を除く。

■さ行

最確数（most probable number：MPN）

検体中に存在する菌数の、最も確からしい数値。検体の連続希釈液を5本ずつの液体培地（試験管）に接種培養し、陽性反応（ガス発生）の認められた培地の出現率を元に、菌数を確率論的に推計する。通常は検水100mL当たりの細菌数として表し、単位はMPN/mL。

酸性雨（acid rain）

酸性度の強い雨をいうが、国際的に統一された定義はない。純水のpHは7.0で中性だが、雨水の場合は大気中の二酸化炭素が溶解込み、清浄な水でもpH5.6程度の酸性を示す。これを踏まえ、日本では一般的に、pHが5.6より低い雨を酸性雨という。硫酸酸化物や窒素酸化物が大気中の水や酸素と反応して硫酸や硝酸を生じることにより発生するとされ、湖沼や土壌を酸性化させ、魚類や

樹木の生育環境を破壊する。国境を越えて被害が生じるため、対策には国際協力が不可欠である。

四塩化炭素 (carbon tetrachloride : CCl₄)

わずかに甘い特異臭を有する、無色透明な不燃性の液体。大気中では安定で、揮発性がある。ワックス樹脂や農薬の原料として使用されてきたが、オゾン層保護法に基づき、平成8年以降の製造が禁止された。吸入すると、中枢神経衰弱を起こすほか、肝臓や腎臓に影響を及ぼす。また、発がん性が疑われている。

ジクロロメタン (dichloromethane)

芳香性を有する、無色透明な水より重い液体。不燃性、揮発性がある。溶剤、冷媒、抽出用溶剤などに使用される。高濃度の蒸気を吸引すると、麻酔作用を受ける。発がん性が強く疑われている。

シス-1,2-ジクロロエチレン (*cis*-1,2-dichloroethene)

芳香を有する無色透明な液体で、刺激性、揮発性がある。溶剤、香料、染料、有機合成原料として使用される。高濃度で麻酔作用を有し、中枢神経の抑制作用もある。

シマジン (Simazine)

スイスのチバ=ガイギー社(現・ノバルティス社)が開発した、トリアジン系除草剤。可燃性の白色結晶。主に畑地や果樹園の一年生雑草に適用される。水や有機溶剤にほとんど溶けず、自然環境中で比較的安定であり、地下浸透の可能性がある。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

化合物中に硝酸塩又は亜硝酸塩として含まれている窒素を、それぞれ硝酸性窒素、亜硝酸性窒素という。窒素肥料や糞尿中のアンモニアの酸化によって生成する。農作物はこれらを吸収してタンパク質やアミノ酸に同化するが、吸収されずに土壌から溶出すると、富栄養化の原因となる。また、硝酸性窒素を過剰摂取すると、その一部が亜硝酸性窒素に還元される。亜硝酸性窒素は赤血球のヘモグロビンを酸化してメトヘモグロビンに変化させる。メトヘモグロビンはヘモグロビンと異なり酸素の運搬能力がないため、酸素欠乏による頭痛や呼吸困難を起こす。

振動加速度レベル

通常振動感覚補正回路を有する公害用振動レベル計により測定した値を、振動加速度レベルとしてデシベル (dB) で表す。

- 40 dB … 常時微動 (人体に感じない)
- 55 dB … 振動を感じ始める
- 60 dB … ほとんど睡眠への影響はない
- 65 dB … 浅い睡眠に影響が開始する
- 75 dB … 深い睡眠にも影響がある
- 90 dB … 人体に生理的影響が開始する

水銀 (mercury)

元素記号Hg、原子番号80の金属。常温で凝固しない唯一の金属元素であり、銀白色の光沢を呈する。水に溶けにくく、揮発性がある。単体の水銀は温度計、電極、水銀灯などに使用される。総水銀は水銀及び水銀化合物の全体を指し、殺菌剤や触媒、消毒薬、水虫治療薬として使用される。水銀化合物の毒性は単体よりもはるかに高く、このうちメチル水銀について発がん性が疑われている。

水生生物

水中に生活する生物の総称。分類は様々で、例えば生活様式により、底生生物、漂泳生物、固着生物等に分けられる。藻類、プランクトン、水草、昆虫、魚類などは、水が汚染されると水質に応じた生物相を呈するようになる。この現象を利用して、水の汚れ具合を調べることができる。

水素イオン指数 (hydrogen ion exponent : pH)

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度。pH 7 が中性で、これより数値が小さくなるほど酸性の度合いが強くなり、数値が大きくなるほどアルカリ性の度合いが強くなる。

生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準において、生活環境を保全するために基準が定められている 10 項目をいう。河川、湖沼及び海域によってそれぞれ若干異なり、以下のとおりである。

河川 … pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数、全亜鉛

湖沼 … pH、COD、SS、DO、大腸菌群数、全窒素、全燐、全亜鉛

海域 … pH、COD、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全燐、全亜鉛

生活排水

水質汚濁防止法第 2 条第 9 項の定義によれば、「炊事、洗濯、入浴など人の生活に伴い公共用水域に排出される水」をいう。かつて公共用水域の生活環境項目に係る BOD 又は COD の環境基準の達成率が上昇しない要因として、未処理のまま排出される生活排水が挙げられたことから、平成 2 年の水質汚濁防止法改正により、法規制の対象となった。

生物化学的酸素要求量 (biochemical oxygen demand : BOD)

有機物による水質汚濁の程度を示す指標。通常、水中の好気性微生物が 20℃ で 5 日間に有機物を酸化分解する際に消費する酸素の量をいう。一般的に、この値が高いことは、その水中に分解されやすい有機物が多いことを示す。BOD の高い水が河川に流入すると、魚貝類に被害を及ぼす。

セレン (selenium)

元素記号 Se、原子番号 33 の半金属。灰色の光沢を呈する。塗料の顔料、有機合成化学の酸化剤、触媒などに使用される。セレンの化合物の毒性は非常に高く、体内で肝臓や腎臓に蓄積し、皮膚障害、胃腸障害、神経過敏症、高度の貧血などの障害を起こす。

全亜鉛 (total zincum : T-Zn) → 「亜鉛」を参照。

全シアン (total cyanide : T-CN)

シアン化合物の全体を指し、メッキ工場や鉱山からの廃液に含まれる。ヒトの体内に入ると呼吸困難を起こし、数秒で死ぬほどの猛毒である。

全窒素 (total nitrogen : T-N) → 「窒素」を参照。

全燐 (total phosphorus : T-P) → 「燐」を参照。

騒音レベル

騒音計の A 特性で測定した値を、騒音レベルとしてデシベル (dB) で表す。

20 dB … 木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音 (前方 1 m)

30 dB … 郊外の深夜、ささやき声

40 dB … 市内の深夜、図書館の中、静かな住宅地の昼

50 dB … 静かな事務所の中

60 dB … 静かな乗用車、普通の会話

70 dB … ステレオ (正面 1 m、夜間)、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭

80 dB … 地下鉄の車内

90 dB … 騒々しい工場の中、カラオケ (店内客席の中央)

100 dB … 電車が通るときのガード下

110 dB … 自動車のクラクション (前方 2 m)、リベット打ち

120 dB … 飛行機のエンジンの近く

総水銀 (total mercury : T-Hg) → 「水銀」を参照。

■た行

ダイオキシン類 (dioxins and dioxin-like compounds)

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称。物質の燃焼などの過程で、非意図的に生成される。環境中で難分解性を示し、生殖器官、脳、免疫系などへの影響が懸念されているが、日本国内で日常生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクは生じないと考えられている。

大腸菌群 (coliform bacteria)

乳糖を発酵して酸とガスを生ずる、グラム陰性で、酸素の有無にかかわらず生育できる桿菌の総称で、大腸菌はこの代表例である。大腸菌群数は、食品や水質の汚染指標として用いられるが、大腸菌群には糞便とは無関係の菌も含まれるため、必ずしも糞便汚染の程度を示す指標ではない。

チウラム (thiuram)

テトラメチルチウラムジスルフィドの通称。白色結晶で、水に溶けにくい但有機溶剤には溶ける。穀類や野菜の種子の殺菌剤、ゴムの加硫促進剤に使用される。触れると皮膚炎を起こすことがある。

チオベンカルブ (thiobencarb)

別名ベンチオカーブ。有機硫黄化合物の一種。無色から淡黄色の液体で、揮発性がある。水に溶けにくい但有機溶剤には溶ける。除草剤として、主に稲作に使用されるが、野菜、豆類などの栽培にも使用される。

窒素 (nitrogen)

元素記号N、原子番号7の元素。無色無臭で、極めて不活性の気体。大気中に最も多く含まれる気体で、地表付近での濃度は約8割を占める。全窒素は水の富栄養化の程度を示す指標の一種で、無機態窒素と有機態窒素の合計量を指す。窒素はあらゆる生物にとっての必須元素であるが、水中の濃度が高いと、植物プランクトンの異常増殖による、赤潮や青潮の発生を招く。

テトラクロロエチレン (tetrachloroethylene)

エーテルのような甘味臭を有する、無色の液体。揮発性があり、水に溶けにくい。ドライクリーニングや、金属部品の洗浄などに使用される。麻酔作用があり、頭痛、めまい、意識喪失を起こす。また、発がん性が強く疑われている。

等価騒音レベル (equivalent continuous A-weighted sound pressure level : LAeq)

騒音に関する指標の一種。時間とともに不規則かつ大幅に変動している騒音において、一定の測定時間内でこれと等しい平均二乗音圧を与える連続定常音の騒音レベル。単位はデシベル (dB)。

毒性等量 (toxic equivalents : TEQ)

異性体によって毒性の異なるダイオキシン類の毒性を、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの量に換算した、便宜上の数値。それぞれの異性体の量に2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンを1とした係数(毒性等価係数)を乗じた値の総和として表す。その際、「pg-TEQ」のように、重量単位記号の後ろに「TEQ」を付し、単純な物理量でない旨を明示する。

特定悪臭物質

悪臭防止法第2条第1項に基づき、「不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」として同法施行令第1条が指定する物質。すなわち、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プ

ロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸の2物質。

特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であって、騒音規制法及び振動規制法に基づき政令で定めるものをいう。指定された地域内で当該作業を行う場合、作業を開始する日の7日前までに市町村長に届出をしなければならない。

トリクロロエチレン (trichloroethylene)

クロロホルムのような甘味臭を有する、無色の水より重い液体で、金属部品の洗浄剤や溶剤に使用される。蒸気を吸引すると、頭痛、めまい、吐き気及び貧血、肝臓障害を起こす。発がん性物質。

■な行

鉛 (lead)

元素記号Pb、原子番号82の重金属。蓄電池、電線ケーブル、合金などに幅広く使用される。鉛及びその化合物は最も毒性の強い物質の1つで、皮膚、消化器、呼吸器などを通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こす。

二酸化硫黄 (sulfur dioxide : SO₂)

腐敗した卵に似た刺激臭を有する、無色で不燃性の気体。別名は亜硫酸ガス。硫酸化物の一種で、主に重油など硫黄分を含む燃料が燃焼するときに発生する。高濃度のときは呼吸器系や目の粘膜に刺激を与える。また、酸性雨の原因物質であり、植物の枯死や金属の腐食を起こす。二酸化硫黄による代表的な公害事例として、足尾銅山鉱毒事件や四日市ぜんそくがある。

二酸化窒素 (nitrogen dioxide : NO₂)

刺激臭を有する、赤褐色の気体又は液体。窒素酸化物の一種で、種々の物質の燃焼過程で発生した一酸化窒素の空気酸化により生成する。また、硝酸などの製造過程でも、副産物として非意図的に生成され、発生源は工場、自動車、家庭など多岐にわたる。気管支炎や肺水腫の原因となる。

■は行

ばい煙

大気汚染防止法第2条第1項の定義によれば、「①燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物、②燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、③物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの」をいう。また、③の物質について、同法施行令第1条は「カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素・弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物」と定めている。

百万分率 (parts per million : ppm)

100万分中のいくつかであるかを表す語。ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに用いる。大気汚染の場合は大気1m³中に1cm³の汚染物質が含まれている状態を、また土壌汚染の場合は土壌又は米1kg中に1mgの汚染物質が存在する状態を、それぞれ1ppmで表す。

ピコグラム (picogram : pg)

10⁻¹²g。1兆分の1グラム。

微小粒子状物質 (PM_{2.5})

微小粒子状物質に係る環境基準によれば、「大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5マイクロメートルの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子」をいう。「PM」は「particulate matter (粒子状物質)」の略。粒径が非常に小さいため、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されている。

ひ素（砒素、arsenic）

元素記号As、原子番号33の半金属。「灰色ひ素」「黄色ひ素」「黒色ひ素」の3つの同素体が存在。可燃性があり、水や有機溶剤に溶けない。半導体の原料や合金の添加物として使用される。農薬の原料としての使用も盛んであったが、ひ素系農薬の農薬登録は平成10年までにすべて失効した。ひ素及びその化合物はほぼすべてが猛毒で、発がん性物質。皮膚、消化器、呼吸器から吸収され、骨や内蔵に沈積して排出されにくく、嘔吐、皮膚の褐黒色化、赤血球の減少などの慢性中毒症状を起こす。

ふっ素（弗素、fluorine）

元素記号F、原子番号9のハロゲン元素。刺激臭のある、淡黄色の気体。不燃性だが、他の物質の燃焼を助けるため、火災や爆発の危険がある。酸化力が強く、ほとんどの元素と反応するため、単体で存在することは極めてまれであり、ふっ素化合物（ふっ化物）の形で自然界に広く存在する。ふっ素系樹脂の原料、ガラスのつや消しに使用される。過剰に摂取すると、斑状歯を生じる。

浮遊物質（suspended solids：SS）

水質汚濁の指標の一種。粒径2mm以下の、水に溶けない懸濁性物質の量を表す。浮遊物質を構成するのは鉱物由来の微粒子、廃水中の微粒子、プランクトンなどの微生物などで、単に水質汚濁の原因となるだけでなく、河川に汚泥層を形成する。また、光の透過を妨げて自浄作用を阻害し、水生生物の呼吸を困難にする。さらに、浮遊物質が有機物である場合、腐敗して水中の酸素を消費する。

浮遊粒子状物質（suspended particulate matters：SPM）

大気汚染に係る環境基準によれば、「大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10マイクロメートル以下のもの」をいう。大気中に比較的長時間滞留し、気道や肺胞に沈着することにより、呼吸器に影響を及ぼす。粒径が大きく沈降しやすいものは「降下ばいじん」と呼んで区別する。

粉じん

大気汚染防止法第2条第8項の定義によれば、「物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質」をいう。

ベンゼン（benzene）

芳香族炭化水素の一種。水より軽い無色の液体で、揮発性、引火性がある。主に原油中に含まれ、合成ゴムや合成洗剤など、多様な製品の合成材料として使用される。急性暴露すると、めまい、嘔吐、頭痛、眠気、平衡感覚減少、昏睡など、主に中枢神経系統に影響を受ける。発がん性物質。

ほう素（硼素、boron）

元素記号B、原子番号5の半金属で、無味、無臭、褐色の粉末。単体では自然界に存在せず、ほう素化合物としてほう砂などの形で存在する。ガラス繊維、陶磁器の釉薬、防腐剤、殺虫剤などに使用される。植物及び動物の必須元素であるが、大量摂取すると食欲不振や悪心、嘔吐を起こす。

ポリ塩化ビフェニル（polychlorinated biphenyl：PCB）

有機塩素系の安定な化合物。不燃性で水に溶けず、耐薬品性に優れる。電気製品の絶縁体やペンキ、インクなどに使用されてきたが、生物に蓄積しやすく慢性毒性のある物質であることが判明し、化学物質審査規制法に基づき、昭和49年に製造及び輸入が原則禁止された。発がん性物質。

■や行

溶存酸素量（dissolved oxygen：DO）

水中に溶けている酸素の量を示す指標。清浄な河川のDOは7～10mg/L以上だが、有機物などで汚濁されている水では1mg/L以下になることがある。普通の魚は、DOが永続して4～5mg/L以下になると生息できないといわれている。

■ら行

磷 (phosphorus)

元素記号P、原子番号15の窒素属元素で、無味、無臭の固体。同素体として白磷、黒磷、赤磷などがあり、殺鼠剤、農薬、マッチなどに使用される。全磷は水の富栄養化の程度を示す指標の一種で、無機態磷と有機態磷の合計量を指す。磷はあらゆる生物にとっての必須元素であるが、水中の濃度が高いと、植物プランクトンの異常増殖による、赤潮や青潮の発生を招く。

六価クロム (hexavalent chromium)

酸化数6のクロム化合物の総称。耐蝕性、耐熱性に富む重金属で、メッキやステンレスの原料として使用される。刺激性が強く、接触や吸入によって浮腫や潰瘍、肝臓障害、肺がんを起こす。

■英数字

BOD → 「生物化学的酸素要求量」を参照。

CCl₄ → 「四塩化炭素」を参照。

CO → 「一酸化炭素」を参照。

COD → 「化学的酸素要求量」を参照。

DO → 「溶存酸素量」を参照。

MPN → 「最確数」を参照。

n-ヘキサン抽出物質 (normal hexane extracts)

油脂、ワックス、グリスなど、ノルマルヘキサン (n-ヘキサン) により抽出される不揮発性物質の総称。石油系油分による異臭魚の発生、海苔への被害、海水浴場の環境悪化などを起こす。

NO₂ → 「二酸化硫黄」を参照。

PCB → 「ポリ塩化ビフェニル」を参照。

pH → 「水素イオン指数」を参照。

ppm → 「百万分率」を参照。

pg → 「ピコグラム」を参照。

PM_{2.5} → 「微小粒子状物質」を参照。

ppm → 「百万分率」を参照。

SO₂ → 「二酸化硫黄」を参照。

SPM → 「浮遊粒子状物質」を参照。

SS → 「浮遊物質」を参照。

TEQ → 「毒性等量」を参照。

1 日平均値の 2% 除外値

大気汚染に係る二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質の環境基準評価に用いる数値。年間にわたる 1 日平均値（有効測定日分）のうち、測定値の高い方から 2%（整数でない場合は、小数点以下を四捨五入）の範囲にあるものを除外した後の最高値。

1 日平均値の年間 98 パーセントイル値

「1 日平均値の年間 98% 値」に同じ。

1 日平均値の年間 98% 値

大気汚染に係る二酸化窒素及び微小粒子状物質の環境基準評価に用いる数値。年間にわたる 1 日平均値（有効測定日分）のうち、測定値の低い方から 98%（整数でない場合は、小数点以下を四捨五入）に相当するもの。

1, 1-ジクロロエチレン (1,1-dichloroethene)

別名は塩化ビニリデン。芳香臭を有する無色から淡黄色の透明な重い液体で、揮発性がある。水に溶けにくく、水中では安定だが、大気中では光分解する。合成樹脂、香料や染料の抽出溶剤、洗浄剤などに使用される。高濃度の吸入は即発性の神経衰弱を起し、暴露が続けば意識を失う。

1, 1, 1-トリクロロエタン (1,1,1-trichloroethane)

甘味臭を有する無色透明な不燃性の液体で、揮発性がある。金属の常温洗浄、蒸気洗浄やドライクリーニング用溶剤などに使用されてきたが、オゾン層保護法に基づき、平成 8 年以降の製造や使用が禁止された。

1, 1, 2-トリクロロエタン (1,1,2-trichloroethane)

甘味臭を有する無色の液体で、揮発性がある。接着剤、ラッカー、テフロンチューブの製造や、油脂、ワックス、天然樹脂などの溶剤に使用される。吸入すると、頭痛、めまい、吐き気、意識不明などを起こす。

1, 2-ジクロロエタン (1,2-dichloroethane)

クロロホルムに似た甘味臭を有する、無色透明の油状液体で、揮発性がある。合成樹脂の原料や溶剤、洗浄剤に使用される。吸入すると、頭痛、めまい、吐き気、血液及び胆汁の嘔吐、下痢、意識不明などを起こす。また、発がん性が疑われている。

1, 3-ジクロロプロペン (1,3-dichloropropene)

クロロホルムに似た甘味臭を有する、淡黄色の水より重い液体で、揮発性、引火性がある。土壌くん蒸剤として線虫などの防除に使用される。高濃度の蒸気を吸入すると、呼吸困難、咳、胸骨下痛などを起こす。また、発がん性が疑われている。

1, 4-ジオキサン (1,4-dioxane)

クロロホルムに似た甘味臭を有する無色透明の油状液体で、水によく溶け、引火性が高い。有機合成反応用溶媒や溶剤に使用される。高濃度に暴露すると意識低下を起し、長期的に暴露すると中枢神経系、腎臓、肝臓に影響を与えることがある。また、発がん性が疑われている。

75% 値

河川の BOD や海域の COD に関する環境基準評価に用いる数値。75% 水質値ともいう。年間にわたる 1 日平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数。整数でない場合は、直近上位の整数）に相当するデータ値。

編集・発行 令和5年3月

豊川市産業環境部環境課

〒442-8601

豊川市諏訪1丁目1番地

TEL 0533-89-2141

e-mail kankyo@city.toyokawa.lg.jp

※ この冊子は、再生紙を使用しています。